

# 会報

第61号

国立大学協会

昭和48年8月

# 会 報

(第 61 号)

## 目 次

- 思い出づるままに……………釜洞醇太郎…(3)

### A 名 簿 ……………(7)

### B 事業報告

#### 1 諸会議議事要録

- (1) 理事会(48. 5. 10)……………(15)
  - (2) 理事会(48. 6. 19)……………(20)
  - (3) 委員等選考役員会(48. 5. 9)……………(22)
  - (4) 第52回総会(第1日)(48. 6. 19)……………(23)
  - (5) 第52回総会(第2日)(48. 6. 20)……………(31)
  - (6) 第19回事務連絡会議(48. 6. 22)……………(36)
  - (7) 第1常置委員会(48. 5. 31)……………(40)
  - (8) 第1常置委員会(48. 6. 20)……………(42)
  - (9) 第2常置委員会(48. 5. 21)……………(44)
  - (10) 第2常置委員会・入試期特別委員会  
合同会議(48. 6. 16)……………(48)
  - (11) 第2常置委員会(48. 6. 20)……………(49)
  - (12) 第3常置委員会(48. 5. 11)……………(51)
  - (13) 第3常置委員会(48. 6. 20)……………(54)
  - (14) 大学卒業予定者就職問題懇談会  
(文部省主催)(48. 6. 6)……………(55)
  - (15) 第4常置委員会(48. 6. 20)……………(56)
  - (16) 第5常置委員会(48. 6. 18)……………(57)
  - (17) 第5常置委員会(48. 6. 20)……………(58)
  - (18) 第6常置委員会(48. 5. 10)……………(59)
  - (19) 第6常置委員会(48. 6. 20)……………(62)
  - (20) 医学教育特別委員会(48. 6. 18)……………(63)
  - (21) 図書館特別委員会(48. 6. 2)……………(64)
  - (22) 入試期特別委員会(48. 5. 9)……………(67)
  - (23) 大学運営協議会各研究部会長・主査  
会議(48. 6. 12)……………(70)
  - (24) 特別会計制度協議会(48. 5. 11)……………(71)
- #### 2 諸会合……………(73)
- #### 3 第52回総会国立大学協会事業報告書…(74)

### C 要望書

- 1 大学保健管理施設の増加, 充実について  
(48. 6. 20)……………(79)
- 2 国立大学共同利用研修施設設置に関する  
要望書(48. 6. 20)……………(79)
- 3 教育・学術・文化に関する国際交流の  
促進について(48. 6. 20)……………(80)
- 4 国立大学教官等の待遇改善に関する要  
望書について(48. 6. 20)……………(81)

### D 資 料

- 1 大学代表者・事務局長の交代について  
(48. 6. 26)……………(83)
- 2 学生の正課中における災害事故対策の  
すすめ方に関する調査について(調査)  
(48. 7. 4)……………(83)
- 3 国立大学の入試期に関するアンケート  
調査について(照会)(48. 7. 11)……………(84)
- 4 大学における予算上の問題点  
(48. 5. 11)……………(85)
- 5 「全国共通第1次試験に関するまとめ」  
についてのアンケート回答状況……………(86)

### E その他

- 1 寄贈図書……………(87)
- 2 窓
  - 「新編リンゴの研究」刊行について  
……………(78)
  - 原爆返還資料について……………(86)
  - 野尻湖のナウマン象と石器……………(88)

## 思い出づるままに

釜 洞 醇太郎

昭和11年3月、医学部卒業祝賀会が大阪商船ビル7階のホールで華やかに繰広げられた。この時の来賓の一人が佐々木隆興先生であったが、開口一番「あなた方は将来研究をなさる場合、パウ・スタインになるような仕事をしようと心掛けなさい」という意味の訓示をされた。未だ右も左もわからぬ自分であったが、この言葉が永く心に残った。

学生臨床実習の時、聴診器のラッセルの音が判り兼ねるので、一度病理解剖を勉強して全身の病気の在り方を知ってから臨床に戻ろうと病理教室に飛込んだがミイラ取りがミイラになって今日に到っている。入局したのは木下良順教授の主宰する第一病理教室であった。木下先生は北大教授から大阪に転任して来られたばかりの六尺豊かな偉丈夫でケンブリッジ・マフラーを首に巻き、ニッカーボッカー姿で葉巻をくわえ、フィアットに乗って出勤するという型破りの先生で、まだおとなしかった大阪帝大の教授連の度肝を抜いたものである。奥様は英国人で且那樣のことをリョウと呼んでおられた。偶々その年に木下先生は日本病理学会から「バターイエロー発ガン」に関する宿題報告を命ぜられた。教室員は張切った。副手になったばかりの小生の任務はラット肝細胞のゴルジー器管に及ぼすバターイエローの影響についてというのであったが自分もテーマを貰ったという喜びで興奮した。ところがローマイスという独乙の染色学の本に従って、オスミウム酸で染めようとしたが、処方通りに行うのに、いくらやっても肝細胞のゴルジー装置が一向に染って来ない。荏苒日は経過する。オスミウム酸は当時グラム13円もするので気が気でない。何か月か経ったある時オスミウム酸につけた肝の小片を孵卵器から取り出すのを忘れて1週間放置してしまったことがある。これを試めしに切片にしてみると、美しいゴルジー氏装置がどの細胞にも核のそばに黒百合の様に染っているではないか。切片を持って木下先生のところに飛んで行って見せた。先生も余程うれしかったのか、偶々来学せられていた稲田龍吉博士(ワイル氏病スピロヘータの発見で文化勲章)に顕微鏡をのぞいて貰いながら「この若い奴がやりましてなあ」と言って肩を叩かれた。今から見れば大したことはない事であるが木下先生は常に若い者を感奮興気させる術をわきまえておられた。「今度富雄にあわせたる」と言われたのも生々しい記憶である。富雄と心安く言われるが当時の俊秀、緒方富雄助教授(後の東大名誉教授)の事であった。病理学の泰斗緒方友三郎先生(文化勲章)が教室に立寄られたことがあった。その時に居並ぶ教室員を前に仰ったことは今も忘れ得ない。「日本の大学のどんな偉い病理学の教授も、ドイツに行けば田舎大学のドツェント級だ」と。緒方先生のように我々が神様と思う大先生でもそんな者かなと慨歎したものである。

その頃満州事変いよいよ酣となり、何れは軍医に取られるという気運濃厚になって来た。当時短期現役軍医という制度があり4カ月中尉になり1年で満期できることになっていたので応募したところ採用になり、入隊したのは良いが、蘆溝橋事変勃発と共に支那事変がはじまり、つづいて大東亜戦

争に突入したためそのまま満9年間軍隊生活を送るようになろうとは神ならぬ身の知る由もなかった。もうこうなったら学問どころの騒ぎではない。国破れて何かある。全く大学や学問の社会から隔離した生活であったが、負け惜しみでなく今も悔ゆる所はない。男ばかりの社会に9年間生活したことは、なそうとして出来るものではない。語れば色々の事があるが、一番感銘を受けた人物は山下奉文閣下である。古参中尉で満州三江省佳木斯（チャムス）に勤務していた時、師団長に迎えたのが山下閣下であった。私にとって松井閣下、沢田閣下に次いで三番目であったが、何事につけこの人は断然違ってのように思う。第一敬礼動作からしてそうである。初年兵、下士官、特務曹長、青年士官、佐官と階級に従って基本動作からくずれて行くのが常であり、またそれが少し伊達な感じを与えていたのは事実であるが師団長ともなると、それが極端になり指を少し彎曲させて肱も張らず、老将軍めいた印象を与えているのが常であった。この常識を破ったのが、他ならぬ山下奉文中将であった。初年兵かともがう凛とした挙手の礼であったからである。師団長は令下部隊の査閲を行うのが常であったが、我々の聯隊へ来られた時、衛門を入るなりいきなり中隊の兵舎に飛込み内務班の一人の兵の装具、小銃の手入れ等を丹念に調べられた。小隊長、中隊長は青くなった。そのあと全聯隊の幹部を集めて講評をせられた時は聯隊長以下深く頭を垂れて冷汗三斛、穴にも入りたい気持であった。体重26貫大兵肥満の山下閣下は西郷南洲もかくやと思わず風手であったが部下将校に対する思い遣りが深く、葬儀の時など必ず自ら弔文を草し、靈前に捧げるのが常であった。及ばずながらこれだけは学長になっても見習っている次第である。この將軍も、時に司令部の庭に令下の将校を集めて大宴会を催すことがあった。長く異境にあって寂りようを啣っていた我々若き士官は慈父の如く慕って將軍のお流れを頂戴したものである。後年シンガポール陥落に勇名を馳せた山下奉文閣下のありし日の姿である。

昭和14年の頃、ソ満国境は風雲急をつげたため、ロシア語の短期講習が師団司令部で行われ、語学将校に選ばれて参加した。参加将校は約60名であったが、講師は26才ばかりの白系ロシア人であった。その時の教え方が今も忘れられない。1日に単語三つ位しか教えない。その代り自分で歩いて廻って1人1人に発音させるのである。わるければプロツホ、ニエブラウイリノなどいう。滅多にハラショーと言ってくれない。

例えば母ということをやもマッティでもマツチでもマツツイでもない。そんな小さなちがいなどどうでも良いではないかと思うのに絶対に許さない。3個位だから完全に覚える。このようにして約3カ月が経つか経たぬかに我が聯隊には応急派兵の命下りノモンハン出動となった。一夜あくれば東支鉄道を西へ西へと輸送列車は死の町に向って走った。灯火管制をした満洲里のロシア飯店で早速習い覚えたロシア語を使ってみた。即座に通じた。いくつかの西欧語を学んだ自分であるが、この無名のロシア青年の語学教育法は終世忘れ得ぬものである。勿論小生のロシア語はそれ切りであるから物の用に立つものではないが。

大東亜戦争と共に一転して広東に派遣になり、昌桂作戦に独立混成旅団軍医部長として参画することになった。粵漢打通と見せて実は桂林、柳州を攻略するのが目的であったが真相は我々にも完全に知らされていなかった。広東省中山県で待機し歩兵部隊は炎暑のもと猛訓練を受けた。その暇を見て孫文の生家を訪れた。野口英世の旧家にも劣る陋屋で小学生時代に勉強した机を見たが黒ずんで創だ

らけのまことにむさくるしいものであった。一代の英傑の育つのは家や机や財産ではないとしみじみ思った。兵団は敵を追って珠江を遡り広西省に攻め入った。この作戦は松井支那派遣軍総司令官指揮のもとに、北支、中支、南支の何十個師団が動いた大作戦であった。柳州攻略に成功した頃、柳州の軍命令司で各師団軍医部長会同が開催された。その帰途、駐屯地前方10軒の地点で敵兵の襲撃にあい、多数の戦死傷を出し、小生も左大腿部貫通銃創を受けた。8年間自分だけは不死身と決めていたのに遂に負傷して担架に乗せられる身となった。寒い氷雨のふる赤土の広西省で兵隊にかつがれながら、ふと同じく南支上陸作戦で戦死した俳人素逝の句を思い出した。「かかれ行く担架外套の肩章は大尉」自分はこれを地で行っているように思えた。司令部に当てられた農家の一隅で療養につとめたが、その家の押入れに古ぼけたヴィクトルユーゴーの「レ・ミゼラブル」のあるのを見出した。単語1,700字で書かれているのである。むさぼり読んだ。戦傷の身で戦争を忘れ、偉大なる人間愛に深く感動させられ涙が出てとまらなかった。少佐に昇進した。しかし支那派遣軍は一度も敗れずして全面降服を余儀なくされたのである。

軍隊9年を通じて一番強く心に残った事は部隊の大小、種類を問わず、その戦果は一に司令官に依って決定するという事である。司令官が凡庸であれば如何に頭の良い参謀がいても駄目である。逆に最も弱い部隊でも配するに恩情ある大胆な指揮官を以てすれば、一変して強力な戦力になるという厳然たる事実である。これは偉大なる真理と思う。

昭和21年に帰国した。 国破れて山河あり。

一度死んだ身体だという気楽さもあって、病理教室に戻り屍体解剖に専念した。10年のロスを取戻すのに懸命であった。36才にして、妻なく、子なく学位など更に無し。しかし共産党の志賀義雄氏は18年獄中にあつたというではないか。伊能忠敬よりはまだ弱年であるという意味から37才で助手にして貰った時はうれしかった。医学部でその後助教授に昇進していた頃、微生物病研究所の所長谷口腆二先生から呼出しがかかった。故谷口先生は大正4年東大卒業後、幾許もなくして鼠咬症スピロヘータ発見のかどで学士院賞を受賞された細菌学の泰斗であるが、当時は日本ウイルス学の草分けとして、全国的に声望まことに高いものがあつた。応接室に招き入れて仰しやるには「釜洞君、一つ感染の病理学を創立して呉れ。世界でこの方面の学問が、不思議な事に確立していないのは残念である」「お言葉ですが、自分は微生物学を皆目知りませんから、その病理学など到底出来そうもありません」と答えると、「いや、細菌学など微研へ来れば門前の小僧で、2、3カ月ですぐ覚えられる。しかし断っておくが、君の出世のさまたげになるかも知れんよ。でも、君が学問が好きならば微研は絶対に君の期待を裏切ることはない。助教授の須田君（後学士院賞）や天野君等がいる（谷口先生の後継者で微研所長となる）。どうだ」と言われた。この最後の君の出世のさまたげになるかも知れんと言われたのが殺し文句であつた。当時木下先生はロスアンゼルスに安住の地を求められて、第一病理教室の教授選考が始まっていた。所謂学部教授である。微研は僅か5部門の研究所であつた。が心は決まった。「宜しうお願い致します」と答えた。須田教授は現在、愛媛大学の医学部長であるが、その当時の彼の助手早石修君は昨年度の文化勲章に輝くのである。微研では発見相次いだ。谷口先生はよく一年之計、在於植米、十年之計在樹木、百年之計在樹人といつて若い者を大切にしたが、その激怒する時の怖ろし

さは、とても軍隊の比ではない。それにもかかわらず叱られた者共は今も、老仏、老仏と呼んで親爺を懐しんでいるのである。今の世の中とて、心から叱ってくれる人を待っているのではなからうか。映画ゴッドファーザーが長期にわたって若い人にうけたのは、そのスリルとサスペンスの所以ばかりではあるまい。滔々として流れ行く世の中、うたかたの如き学長も四年任期満了となりつつある。宿昔青雲ノ志、蹉跎タリ白髮乃年、何ソ知ラン明鏡ノ裏、形影自ラ相と隣マントハ。

(筆者 大阪大学長)

# A 名 簿

(昭和48年8月10日現在)

監 事 戸 田 義 郎 神 戸 大

## 理 事 会 名 簿

○印は理事及び常置委員会委員長兼任

会 長	林 健太郎	東 京 大
副会長	加 藤 六 美	東京工業大
"	前 田 敏 男	京 都 大
理 事	丹 羽 貴知蔵	北 海 道 大
"	白 淵 勇	弘 前 大
"	加 藤 陸奥雄	東 北 大
"	石 原 恵 三	群 馬 大
"	相 磯 和 嘉	千 葉 大
"	○宮 島 龍 興	東京教育大
"	○都 留 重 人	一 橋 大
"	清 水 英 夫	福 井 大
"	桜 場 周 吉	静 岡 大
"	芦 田 淳	名 古 屋 大
"	釜 洞 醇太郎	大 阪 大
"	井 上 智 勇	奈 良 教 育 大
"	小 島 公 平	鳥 取 大
"	芦 田 譲 治	愛 媛 大
"	山 岡 亮 一	高 知 大
"	○池 田 数 好	九 州 大
"	黒 田 正 巳	熊 本 大
"	外 山 三 郎	宮 崎 大
第2常置 委員長	谷 田 関 次	お茶の水大
第3常置 委員長	広 根 徳太郎	山 形 大
第5常置 委員長	後 藤 正 夫	大 分 大
監 事	博 田 五 六	電 気 通 信 大

## 第1常置委員会(大学の組織・制度)

委員長	宮 島 龍 興	東京教育大
委員	実 方 正 雄	小樽商科大
"	加 藤 陸奥雄	東 北 大
"	林 竹 二	宮 城 教 育 大
"	桑 原 作 次	埼 玉 大
"	今 井 賢 一	一 橋 大
"	長 崎 明	新 潟 大
"	藤 岡 由 夫	山 梨 大
"	林 金 雄	岐 阜 大
"	山 田 敏 郎	京 都 大
"	戸 田 義 郎	神 戸 大
"	香 山 時 彦	和 歌 山 大
"	谷 口 澄 夫	岡 山 大
"	円 藤 真 一	香 川 大
"	黒 田 正 巳	熊 本 大
"	外 山 三 郎	宮 崎 大
専門委員	下 沢 隆	埼玉大教授
"	白 田 貴 郎	千葉大教授
"	柿 内 賢 信	東京大教授
"	大 嶋 三 男	東京学芸大教授
"	綿 貫 芳 源	東京教育大教授
"	渡 部 景 隆	"
"	福 与 人 八	東京工業大教授
"	安 盛 岩 雄	"
"	遠 藤 輝 明	横浜国大教授
"	高 田 敏	大阪大教授
"	田 中 源 二	東大生研事務部

長  
 専門委員 福田 文夫 東京医歯大事務  
 局長  
 " 稲野 信力 東京工大事務局  
 長

## 第2 常置委員会 (学科課程・入学 試験等)

委員長 谷田 関次 お茶の水大  
 委員 松本 秋男 北見工大  
 " 松永 藤雄 弘前大  
 " 黒沢 誠 岩手大  
 " 奥野 俊 宇都宮大  
 " 相磯 和嘉 千葉大  
 " 小山 正一 東京商船大  
 " 清水 英夫 福井大  
 " 丸井 文男 名古屋大  
 " 高橋 陸男 大阪教育大  
 " 曾沢 太吉 奈良女子大  
 " 小島 公平 鳥取大  
 " 菅 好雄 岡山大  
 " 中村 末男 鹿児島大  
 " 金城 秀三 琉球大  
 専門委員 肥田野 直 東京大教授  
 " 安倍 北夫 東京外語大教授  
 " 小西 勇雄 東京教育大教授

## 第3 常置委員会 (補導)

委員長 広根 徳太郎 山形大  
 委員 船山 謙次 北海教育大  
 (事務取扱)  
 " 岡本 舜三 埼玉大  
 " 綿貫 芳源 東京教育大  
 " 博田 五六 電気通信大  
 (事務取扱)  
 " 池尾 健一 信州大

委員 中川 善之助 金沢大  
 " 砂崎 宏 滋賀大  
 " 山田 朝治 大阪大  
 " 平 勇登 神戸商船大  
 " 安達 一明 島根大  
 " 北村 義男 徳島大  
 " 山本 傳 福岡教育大  
 " 葛西 泰二郎 九州工業大  
 " 永松 政俊 佐賀大  
 専門委員 粟冠 正利 東北大学教授  
 " 佐治 守夫 東京大教授

## 第4 常置委員会 (学生の厚生)

委員長 池田 数好 九州大  
 委員 村尾 誠 北海道大  
 " 金森 祥一 室蘭工業大  
 " 白淵 勇 弘前大  
 " 清水 文彦 東京医歯大  
 " 福原 満洲雄 東京農工大  
 " 福井 直俊 東京芸術大  
 " 鈴木 寛 金沢大  
 " 林 勝次 富山大  
 (事務取扱)  
 " 榊原 慎吾 三重大  
 " 宮田 尚之 京都大  
 " 岸田 武夫 京都教育大  
 " 増尾 富士雄 京都工織大  
 " 山岡 亮一 高知大  
 " 中塚 正行 長崎大  
 臨時委員 井上 剛  
 専門委員 小路 敏彦 長崎大教授

## 第5 常置委員会 (大学間の協力)

委員長 後藤 正夫 大分大



委員	大原久友	帯広畜産大
"	玉山勇	福島大
"	鐘ヶ江信光	東京外語大
"	富山哲夫	東京水産大
"	小島清	一橋大
"	越村信三郎	横浜国立大
"	桜場周吉	静岡大
"	芦田淳	名古屋大
"	牧祥三	大阪外語大
"	井上智勇	奈良教育大
"	芦田譲治	愛媛大
"	西沢弘順	高知大
"	日高醇	九州大
"	小池新二	九州芸工大
専門委員	白倉昌明	東京大教授
"	新堀通也	広島大教授

### 第6 常置委員会 (大学財政)

委員長	都留重人	一橋大
委員	丹羽貴知蔵	北海道大
"	和田正信	東北大
"	渡辺武男	秋田大
"	市村正二	茨城大
"	石原恵三	群馬大
"	氏原正二郎	東京大
"	鎌田正宣	東京学芸大
"	井手文雄	横浜国立大
"	井上友治	愛知教育大
"	佐野幸吉	名古屋工大
"	釜洞醇太郎	大阪大
"	飯島宗一	広島大
"	中村正二郎	山口大
"	田中定	佐賀大
専門委員	福田文夫	東京医歯大事務局長

専門委員	稲野信力	東京工業大事務局長
"	手塚卯津美	一橋大 "
専門委員	高梨昌	信州大教授
"	慶谷淑夫	東京工業大助教

### 科学技術行政特別委員会

委員長	加藤六美	東京工業大
委員	丹羽貴知蔵	北海道大
"	林健太郎	東京大
"	宮島龍興	東京教育大
"	藤岡由夫	山梨大
"	桜場周吉	静岡大
"	芦田淳	名古屋大
"	前田敏男	京都大
"	釜洞醇太郎	大阪大
"	安達一明	島根大
"	葛西泰二郎	九州工業大
"	中村末男	鹿児島大
専門委員	向坊隆	東京大教授
"	雄川一郎	"

### 新設大学拡充特別委員会

委員長	中川善之助	金沢大
委員	玉山勇	福島大
"	石原恵三	群馬大
"	(事務取扱) 岡本舜三	埼玉大
"	鎌田正宣	東京学芸大
"	水戸部正男	横浜国立大
"	長崎明	新潟大
"	桜場周吉	静岡大
"	谷口澄夫	岡山大
"	芦田譲治	愛媛大

## 医学教育に関する特別委員会

委員長	清水文彦	東京医歯大
委員	白淵 勇	弘前大
"	加藤 陸奥雄	東北大
"	相磯 和嘉	千葉大
"	長崎 明	新潟大
"	中川 善之助	金沢大
"	釜洞 醇太郎	大阪大
"	飯島 宗一	広島大
"	北村 義男	徳島大
"	中塚 正行	長崎大
"	中村 末男	鹿児島大
専門委員	松本 胖	千葉大教授
"	吉利 和	東京大教授
"	中川 米造	大阪大助教授

## 図書館特別委員会

委員長	谷口 澄夫	岡山大
委員	実方 正雄	小樽商科大
"	林 竹二	宮城教育大
"	広根 徳太郎	山形大
"	今井 功	東京大
"	加藤 六美	東京工業大
"	谷田 関次	お茶の水大
"	清水 英夫	福井大
"	釜洞 醇太郎	大阪大
"	香山 時彦	和歌山大
"	北村 義男	徳島大
"	田中 定	佐賀大
臨時委員	高木 暢哉	
専門委員	吉田 震太郎	東北大教授
"	日高 八郎	東京大教授
"	森口 繁一	"
"	吉武 泰水	"

専門委員	深川 恒喜	東京学芸大教授
"	佐藤 仁	横浜国大助教授
"	佐竹 大通	東大図書館事務部長

## 教養課程に関する特別委員会

委員長		
委員	黒沢 誠	岩手大
"	広根 徳太郎	山形大
"	林 健太郎	東京大
"	福井 直俊	東京芸術大
"	富山 哲夫	東京水産大
"	谷田 関次	お茶の水大
"	高橋 陸男	大阪教育大
"	飯島 宗一	広島大
"	円藤 真一	香川大
"	池田 歎好	九州大
"	黒田 正巳	熊本大

## 研究所特別委員会

委員長	加藤 陸奥雄	東北大
委員	丹羽 貴知蔵	北海道大
"	林 健太郎	東京大
"	加藤 六美	東京工大
"	藤岡 由夫	山梨大
"	前田 敏男	京都大
"	戸田 義郎	神戸大
"	谷口 澄夫	岡山大
"	池田 歎好	九州大
専門委員	宮木 高明	千葉大教授
"	柿内 賢信	東京大教授
"	鈴木 弘	"
"	荒 松 雄	"
"	積田 亨	"

専門委員 河田幸三 東京大教授  
 " 尾崎萃 東京工大教授  
 " 山田秀雄 一橋大教授

### 入試期特別委員会

委員長 加藤六美 東京工業大  
 委員 実方正雄 小樽商科大  
 " 白淵勇 弘前大  
 " 松永藤雄 "  
 " 加藤陸奥雄 東北大  
 " 林健太郎 東京大  
 " 小山正一 東京商船大  
 " 谷田閔次 お茶の水大  
 " 長崎明 新潟大  
 " 中川善之助 金沢大  
 " 清水英夫 福井大  
 " 丸井文男 名古屋大  
 " 佐野幸吉 名古屋工大  
 " 前田敏男 京都大  
 " 増尾富士雄 京都工繊大  
 " 井上智勇 奈良教育大  
 " 曾沢太吉 奈良女子大  
 " 菅好雄 岡山大  
 " 中村正二郎 山口大  
 " 山岡亮一 高知大  
 " 芦田譲治 愛媛大  
 " 池田敦好 九州大  
 " 葛西泰二郎 九州工業大  
 " 田中定 佐賀大  
 " 黒田正巳 熊本大

### 教職員の厚生等に関する特別委員会

委員長 相磯和嘉 千葉大  
 委員 山本義一 東北大

委員 林健太郎 東京大  
 " 加藤六美 東京工大  
 " 都留重人 一橋大  
 " 前田敏男 京都大  
 " 池田敦好 九州大  
 専門委員 田辺正二 千葉大事務局長  
 " 高岡盛男 東京農工大庶務部長  
 " 手塚卯津美 一橋大事務局長

### 入試調査特別委員会

委員長 前田敏男 京都大  
 委員 実方正雄 小樽商科大  
 " 松永藤雄 弘前大  
 " 加藤陸奥雄 東北大  
 " 谷田閔次 お茶の水大  
 " 林健太郎 東京大  
 " 湊秀雄 "  
 " 小山正一 東京商船大  
 " 川村亮 東京農工大  
 " 加藤六美 東京工業大  
 " 桜場周吉 静岡大  
 " 丸井文男 名古屋大  
 " 佐野幸吉 名古屋工大  
 (事務取扱)  
 " 榊原慎吾 三重大  
 " 増尾富士雄 京都工繊大  
 " 釜洞醇太郎 大阪大  
 " 細川藤次 神戸大  
 " 菅好雄 岡山大  
 " 飯島宗一 広島大  
 " 円藤真一 香川大  
 " 長瀬正二三 佐賀大  
 " 黒田正巳 熊本大  
 " 中村末男 鹿児島大

## 教員養成制度特別委員会

委員長	飯島宗一	広島大
委員	船山謙次	北海教育大
"	黒沢誠	岩手大
"	岩下新太郎	東北大
"	林竹二	宮城教育大
"	大田堯	東京大
"	鎌田正宣	東京学芸大
	(事務取扱)	
"	岡本舜三	埼玉大
"	芦田淳	名古屋大
"	新谷賢太郎	金沢大
"	井上友治	愛知教育大
"	小林哲也	京都大
"	戸田義郎	神戸大
"	岸田武夫	京都教育大
"	谷口澄夫	岡山大
"	山本博	福岡教育大
"	池田敦好	九州大
"	小野潤	大分大
臨時委員	末吉悌次	
専門委員	池田進	京都大

## 大学運営協議会名簿

○小委員

※研究部会委員

委員長	会長	○林健太郎	東京大
委員	副会長	○前田敏男	京都大
"	"	※○加藤六美	東京工業大
"	第1常置委員	※○宮島龍興	東京教育大
"	第2 "	※○谷田 関次	お茶の水大
"	第3 "	※○広根徳太郎	山形大
"	第4 "	※○池田 敦好	九州大

"	第5 "	※○後藤 正夫	大分大
"	第6 "	○都留 重人	一橋大
"	北海道・東北地区	林 竹二	宮城教育大
"	関東・甲信越地区	市村 正二	茨城大
"	"	清水 文彦	東京医歯大
"	中部地区※	井上 友治	愛知教育大
"	近畿地区	釜洞醇太郎	大阪大
"	中国・四国地区※	小島 公平	鳥取大
"	九州地区	葛西泰二郎	九州工大
臨時委員	※	加藤陸奥雄	東北大
"	※	中川善之助	金沢大
"	※	芦田 淳	名古屋大
"	※	谷口 澄夫	岡山大
"	※	飯島 宗一	広島大
"	※○	武田 隆夫	東京大教授
"	※○	柿内 賢信	"
"	※○	雄川 一郎	"
"	※○	田畑茂二郎	京都大教授
"	※○	山田 敏郎	"
専門委員	※	佐々木徹郎	東北大教授
"	※	下沢 隆	埼玉大教授
"	※	伊藤 正巳	東京大教授
"	※	小野 周	"
"	※	綿貫 芳源	東京教育大教授
"	※	渡部 景隆	"
"	※	沢田 正三	東京工大教授
"	※	福与 人八	"
"	※	安盛 岩雄	"
"	※	成田 頼明	横浜国大教授
"	※	鈴木 寛	金沢大教授

専門委員 ※ 小野木重治 京都大教授  
 " ※ 高田 敏 大阪大教授  
 " ※ 山田 朝治 " "  
 " ※ 式部 久 広島大教授  
 " ※ 中嶋 康輔 岡山大教授  
 " ※ 永松 政俊 佐賀大教授  
 " ※ 福田 文夫 東京医歯大  
 事務局長  
 " ※ 稲野 信力 東京工大  
 事務局長  
 " ※ 田中 源二 東大生研事  
 務部長

専門委員 渡 部 景 隆 東京教育大  
 " 安 盛 岩 雄 東京工大  
 " 式 部 久 広島大  
 " 中 嶋 康 輔 岡 山 大  
 " 福 田 文 夫 東京医歯大  
 " 稲 野 信 力 東京工大  
 " 田 中 源 二 東京大

### 第3研究部会（大学と社会）

部会長 ○谷 田 閱 次 お茶の水大  
 委 員 中 川 善之助 金 沢 大  
 " 池 田 数 好 九 州 大  
 " 後 藤 正 夫 大 分 大  
 " 主査○武 田 隆 夫 東京大  
 " 主査○田 畑 茂二郎 京 都 大

専門委員 佐々木 徹 郎 東 北 大  
 " 福 与 人 八 東京工大  
 " 小野木 重 治 京 都 大  
 " 鈴 木 寛 金 沢 大

### 合同研究部会（学生）

部会長 第3常置 広根徳太郎 山 形 大  
 委員長  
 委 員 第1研究 芦田 淳 名古屋大  
 部会長  
 " 第2 " 宮島 龍興 東京教育大  
 " 第3 " 谷田 閱次 お茶の水大  
 " 主査 雄川 一郎 東京大  
 " " 柿内 賢信 " "  
 " " 武田 隆夫 " "

専門委員 沢田 正三 東京工大  
 " 綿貫 芳源 東京教育大  
 " 佐々木徹郎 東 北 大  
 " 鈴 木 寛 金 沢 大  
 " 山田 朝治 大 阪 大  
 " 永松 政俊 佐 賀 大

## 大学運営協議会研究部会委員名簿

○印小委員

### 第1研究部会（管理・運営）

部会長 ○芦 田 淳 名古屋大  
 委 員 加 藤 陸奥雄 東 北 大  
 " 井 上 友 治 愛知教育大  
 " 小 島 公 平 鳥 取 大  
 " 主査○雄 川 一 郎 東京大  
 " 主査○山 田 敏 郎 京 都 大  
 専門委員 伊 藤 正 巳 東京大  
 " 沢 田 正 三 東京工大  
 " 成 田 頼 明 横 浜 国 大  
 " 高 田 敏 大 阪 大

### 第2研究部会（研究・教育）

部会長 ○宮 島 龍 興 東京教育大  
 委 員 加 藤 六 美 東京工大  
 " 谷 口 澄 夫 岡 山 大  
 " 飯 島 宗 一 広 島 大  
 " 主査○柿 内 賢 信 東京大  
 専門委員 下 沢 隆 埼 玉 大  
 " 小 野 周 東京大  
 " 綿 貫 芳 源 東京教育大

## 特別会計制度協議会名簿

### ○印小委員

#### 文部省側委員

文部事務次官（議長代理） 村山 松雄

○大学学術局長 木田 宏

○管理局長 安嶋 弥

○官房長 井内慶次郎

○官房会計課長 三角 哲生

#### 国立大学協会側委員

東京大学長（議長） 林 健太郎

○一橋大学長 都留 重人

○東京工業大学長

秋田大学長

京都大学長

佐賀大学長

#### 専門委員

高等教育計画課長

大学課長

会計課副長

東京大学事務局長

一橋大学事務局長

国立大学協会事務局長

加藤 六美

渡辺 武男

前田 敏男

田中 定

佐野文一郎

大崎 仁

国分 正明

岩田 俊一

手塚卯津美

鶴田酒造雄

# B 事業報告

## 1 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和48年5月10日(木)10時~14時  
30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

前田, 林各副会長

丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 宮島  
都留, 芦田, 今西, 榊原, 釜洞, 井  
上, 谷口, 飯島, 北村, 池田, 田  
中, 中村各理事

谷田第2, 広根第3, 後藤第5各常  
置委員長

藤岡監事

会長より、開会に先立ち前加藤東京大学長が  
国立大学協会会長を退任されたので4月1日よ  
りその残任期間(48年6月まで)の会長に選ば  
れた旨会長就任のあいさつがあった。

つぎに、高等教育懇談会にわたくし(加藤会  
長以下同じ)は、前から大学基準協会の関係で  
メンバーに加わっていたが、今回加藤一郎前会  
長のあとをうけ国立大学の事情に通じた者の1  
人として加わることになった。また文部省の教  
官等待遇改善研究調査会には、これまでわたく  
しが委員として関係していたが、今回都留第6  
常置委員長に交替することになった。なお新学  
園建設等調査会については、わたくしの専門で  
ある建築学の立場から個人として関係すること  
になったのでここにあわせて報告するのでござ

解願いたいと述べた。

つづいて資料2により日程の説明があったの  
ち、つぎのとおり新任理事の紹介があった。

林 健太郎 東京大学

岡本 舜三 埼玉大学(事務取扱)

つぎに、事務局長より配付資料の説明があ  
り、それにつづき前回(48.3.12)の議事要録  
の朗読があり、一部字句の修正をして承認され  
た。

### I 会務報告

#### (1) 筑波大学に関連する法的措置について

前回の理事会(48.3.12)において了承  
を得た筑波大学に関連する法的措置につい  
ての会長談話は、別途大学運営協議会で審  
議した「問題点」とともに、去る3月15日  
記者会見を行なってこれを公表し、同時に  
各大学に報告しかつ文部大臣、日本学術会  
議その他に参考として送付した。

#### (2) 第17回特別会計制度協議会の開催につ いて

3月15日第17回特別会計制度協議会を開  
催し、昭和48年度国立学校特別会計予算  
(案)ならびにこれに関連する制度の運用  
上の改善等について文部省と意見交換を行  
ない、国立大学の希望も述べておいた。

なお、この報告につづき会長より特別会  
計制度協議会は事務的・形式的になってい  
る観もあるので、これを実質的な運用にす  
る方向で第6常置委員会で検討することは  
どうかと意見が述べられた。

#### (3) 人事院との懇談について

去る3月27日人事院との懇談会を開催

し、国大協側より加藤前会長、都留第6常置委員長とわたくしならびに鶴田事務局長が出席して佐藤人事院総裁、佐藤、島田両人事官、増子事務総長等と教官等の待遇問題に関し隔意のない懇談を行なった。

(4) 西ドイツとの国際交流について

このことについては、ドイツ国政府からの正式の招請状が到達した旨ドイツ大使館から連絡があったので、去る4月12日会長就任のあいさつを兼ね一括受領して、これを関係各学長にお送りした。期間は5月21日から6月9日までとなっており、訪問地はボン、バーデン、ヴュルテンベルグ、ベルリン、ニーダーザクセン等である。なお、このことにつき昨夜ドイツ大使館公邸に招かれ懇談した。

(5) 大学院および学位制度の改善について

第1常置委員長より、先月大学設置審議会大学基準分科会から「大学院および学位制度の改善について」の中間報告が出され、各大学にもその報告書を送付し、文部省においては6月末までに意見を求めそれにより大学院基準の検討をはじめめる計画である。第1常置委員会においてもこの大学院および学位制度の問題ならびに大学院の問題と密接な関連のある大学格差の問題につきこれまで検討をかさねてきたので、文部省の計画に間に合うように意見をまとめて発表する予定である。それには、各一般大学の意見および教員養成系あるいは特殊な内容の大学の見解も参考にして、できうるかぎり大多数の大学から支持される意見にまとめたいので協力願いたいと述べた。

これについて、今回の改善案には修業年限1年の修士課程を設けることができるよ

うになっているが、これは修士のレベルを低下させることになるので問題であるなどの意見が出された。

## II 協 議

(1) 理事候補者の選出について

各地区において互選された新理事候補者が別紙資料4「地区理事候補者名簿」のとおり各地区世話人理事校から報告があったので、この選任を6月の総会に提案してよろしいかと諮り、了承された。

(2) 常置委員会（大学代表者）委員候補者の選考について

昨日、委員等選考委員会を開催して（資料5）の選考方針に基づき選考の結果、（資料6）の案を得たのでお諮りすると述べ、つづいて選考方針については会長より選考案については事務局長より説明があった。

○これにつき、旭川医科大学については法案成立を条件として理事会が考慮することは適当でない。現段階では、候補者名簿から削除し、別紙をもって旭川医科大学は法案が成立し創設が確定した時点で第2常置委員会に配属することで総会の承認を得ることになった。なお、必要な事務上の連絡はするが、6月の総会にオブザーバーとして出席を願うことは取りやめることになった。

(3) 常置委員会（教員）委員の選任について

前回の理事会（3.12）で常置委員会（教員）委員については委員会の審議の事情を考慮して、特別の事情のない限り再任することに了解を得たので各関係大学宛照会していたが、全員了承の回答があった。なお欠員中の第5常置委員会の教員委員につい



ては、中国・四国地区からの推せんがあった。また、資料7「常置委員会委員(教員)名簿」のうち区分第5常置委員会の欄の1名をつぎのとおり入れ替えてお諮りすると述べ、了承され、これにより総会に報告することとした。

石川 滋 一橋大 経研 経済原論 を  
小島 清 一橋大 経済 国際経済 と  
する。

(4) 昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長より資料8「昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算(案)」について詳細な説明があり、つづいて、藤岡監事より監査結果の報告があり、原案どおり承認され、これを6月総会に提出し追認を諮ることが了承された。

(5) 第52回総会日程について

資料9により事務局長より説明があり原案どおり承認された。

(6) 入試改善調査研究委託契約についておよび(7) 入試改善調査委員会設置について

前田入試調査特別委員会委員長より、さきに了承を得たとおり昭和48年度において、文部省より国立大学の全国共通第1次試験実施の可否について検討するため入試改善調査費45,121,000円の交付を受けることになったが、これに関連して別紙(資料10)の契約書(案)を文部省と取り交わす必要があり、またこれが実施については、現在の入試調査特別委員会とは別に、資料10にあるように入試改善調査委員会を設置することになるのであわせてご審議願いたいと述べられた。

これについて①委託費の性格および範囲

②科目別研究専門委員およびその委員長を引き受けた大学も委託契約の条項に拘束されるのかどうか③新たに設置される入試改善調査委員会と現在の入試調査特別委員会との関係、などについて質疑があったのち、原案どおり承認された。

○ 12時45分 休憩(昼食)

### III 各委員長報告と協議

○ 第2常置委員会(谷田委員長報告)

入学者選抜に関する調査書について、各大学にアンケートしその結果のとりまとめが専門委員の方でほぼできたようであるので、近く委員会を開きそれについて検討し、委員会としての見解をまとめ6月の総会には報告する予定である。

○ 第3常置委員会(広根委員長報告)

(1) 昨年11月の総会に報告したように「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告を各大学に頒布し参考に供した。

(2) 学生課外活動の部室設置について、さきに文化系および体育系につき要望書を出した。その後さほどの進展もみられない状況であるので、明日委員会を開き文部省の出席も求め意見交換をすることになっている。なおその他に就職問題についても検討を進めている。

○ 第4常置委員会(池田委員長報告)

(1) 昨年に引き続き「大学保健管理施設の増加、充実について」および「国立大学共同利用研修施設設置に関する」要望書を提出する予定である。

(2) 正課中における学生災害の対策についてそのプリンシプルを検討しているが、その主な論点は、すでに実施している学

校安全会が、保険の形で補償しているなどのことからして、大学だけが全額国庫負担とする論理はたてにくい。やはり保険・共済制度にして一部を国庫負担とすること。しかしそれは正課中の災害に限定し、課外活動中の事故は含まないことにした場合に、具体的にどのような方法があるかを専門委員と文部省とで検討を進めている。

○ 第5常置委員会（後藤委員長報告）

特に報告する事項はない。

○ 第6常置委員会（都留委員長報告）

資料11の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告（案）」を審議願ったうえ、これにつき本日午後開かれる第6常置委員会の承認があれば、これを各大学に送付し意見を求めてよろしいかどうかお諮りしたい。

本来ならば、委員会の承認を得たうえで提案すべきであるが、日程の都合で順序が逆になっていることをご了解のうえ審議願いたい。第6常置委員会ではこの問題につき給与小委員会を設け数回にわたり審議を重ね資料11のとおりまとめたものであって、その内容は(A)待遇改善に関する基本方針 (B)待遇改善に関する具体的改革案の2本の柱から構成されていると述べたのち、資料11にもとづき

まえがき

(A) 待遇改善に関する基本方針

(B) 待遇改善に関する具体的改革案

I 待遇改善案

(1) 職階制の改訂と任期制の採用

(2) 俸給表の形態変更と水準の大幅引上げ

(3) 任期制採用のために必要な待遇改善措置

(4) 諸手当の増額と適用変更

(5) 「研究教育補助職員」（仮称）俸給表の新設

II 教授詮衡制度にもとづく任用制

(1) 教授詮衡制度の主旨

(2) 詮衡の対象

(3) 教授公募制の採用

(4) 任期制と詮衡の時期

(5) 詮衡機関

(6) 不服申立

(7) 詮衡基準設定の原則

(8) 詮衡基準の具体的内容

(9) 詮衡基準の相互関連

(10) 例外的措置

(11) 本制度採用に当たっての経過的措置

(12) 本制度運用に当たっての国大協の整備の各項目につき、改革案に対応してその注意および問題点を述べてある旨ならびにその概略の説明があった。

○ これに対し、①任期制を併用することを条件にして教官の待遇改善を考えることは、昨年11月の総会において文部大臣のあいさつのうち、「教官の待遇改善はそれにあわせて教官の選考や業績評価において厳しい規律が必要である」とあったのを、総会の反対により教官の選考、業績評価や規律とは関係なく検討すると訂正された趣旨に反することになる。②この案は、ウェイトが制度の改革にかかっている。したがって第6常置委員会だけでは決められない問題である。③この報告書（案）の取り扱い方に問題がある。関連の委員会ならびに研究部会にもこの案を回付し、かなりの審議が進み意見のまとまりがあったところで各大学の意見をきくことにしてはどうか。④各大学の意見のきき方にも問題があ

る。前にも例があるように、とりあえず委員会の委員の責任においてそれぞれの大学の意見をきくという方法をとることも考えられる。⑥この案は、各大学の改革案を参考にしてまとめたものである。⑦改革案はかならずしも実現性のあるものではないので問題がある。

などの意見が出され、この報告書(案)にはなお検討を要する多くの問題が含まれているので、第6常置委員会においてさらに検討を重ねる。また他の関係ある委員会および研究部会においてもこの案件につき検討することになった。なお今年の教官待遇改善の要望書は従来の線に重点項目を補足して提出することになった。

○ 入試調査特別委員会(前田委員長報告)  
特に報告することなし。

○ 教員養成制度特別委員会(飯島委員長報告)

教員養成系における大学院の問題、教員養成大学および学部を設置基準の問題ならびに一般大学における教員養成の問題についてそれぞれ専門委員の方で関係資料を集めて検討を進めている。

○ 研究所特別委員会(加藤(陸)委員長報告)

大学における研究所のあり方問題につき専門委員会を設け検討を進めている。専門委員会の原案がまとも次第研究所特別委員会を開いて審議し成案を得て各大学の意見をきく予定である。

○ 入試期特別委員会(加藤(六)委員長報告)

(1) 入試期繰り上げの問題については、前回にも報告したとおり結局最後まで賛成

が得られなかった大学が4校あった。この問題は当初から1校でも反対があれば実施しないという方針であったので、昭和49年度の入試期繰り上げは見送ることになった。

(2) 入試期日(I期・II期)の組替えについて

I期・II期の問題は、その前提に受験生に2回受験のチャンスを与えるという文部省の姿勢があった。しかし、今では文部省の考えも入試2本建にはこだわっていないということで、2回受験のチャンスを与えるという思想はたち消えになり、むしろ最近では1回制に改めようとする意向があり、入試1本化につき国大協の意向はどうかと問われている。

昨日、入試期特別委員会をひらきこの問題につき検討したところ、I期・II期の組替え方針を積極的に推進していく結論は得られず、①全国一斉1回制にする。②現在の2回制をほぼそのままとしI期・II期の入試実施期は、各大学の選択にまかせる。③国大協は国立大学の入試期間だけを決め、その期間内に各大学が自主的に入試期日を決める。などの意見が出され、これらの点につき入試期特別委員会と第2常置委員会が合同作業で各大学にアンケートして意見をきくことになった。

なお、入試期特別委員会は組替えの作業をやるために設けられた特別委員会であるので、その組替えの作業をやらなければこの案件は一応第2常置委員会に返上し、それをもって入試期特別委員会は実質的にはその任務を終ること

になる。後は第2常置委員会から新たな議案の提議があれば改めて作業をはじめることになる。

つぎに入試期特別委員会の委員長は、副会長をもって当てることになっておるので、次回から新たに就任された林副会長（東大学長）と交替することになることをご承認願いたい。

#### IV その他

##### (1) 大学設置審議会大学設置分科会委員候補者の推せんについて

大学設置審議会の大学設置分科会の委員のうち当協会の推せん委員の鐘ヶ江東京外国語大学長と藤岡山梨大学長の2名の任期がきたので、その倍数の4名をつぎのとおり推せんしたいのでご了承願いたいと述べ承した。

相磯千葉大学長

鐘ヶ江東京外国語大学長

谷田お茶の水女子大学長

桜場静岡大学長

##### (2) 特別委員会委員の交替について

学長の交替により、資料11のとおり特別委員会委員の交替につき承認願いたいと述べ承認された。

##### (3) 社団法人「全国大学体育連合」設立の協賛方について

後藤第5常置委員会委員長より別紙資料により社団法人「全国大学体育連合」設立発起人代表早稲田大学総長、京都大学学長、大分大学学長の連名をもって国大協会長宛に設立協賛方について依頼があった旨その趣旨説明があり、協議の結果、国大協としてもこれにつき協賛の意を文書をもって回答することとなった。

## (2) 理事会議事要録

日時 昭和48年6月19日(火)12時~13時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 加藤会長

前田、林各副会長

丹羽、白淵、加藤(東北)、石原、相磯、宮島、都留、清水、桜場、芦田

(名古屋)、釜洞、井上、小島、芦田

(愛媛)、山岡、池田、黒田、外山各

理事

谷田、広根、後藤各常置委員会委員長

藤岡、戸田各監事

本日午前の総会において選出された新理事による理事会を、加藤会長司会のもとに開会。

### 議事

#### 1. 会長・副会長互選について

はじめに、役員任期満了にともない、会則第20条により新たに会長と副会長2名の互選を行なうこととした。

##### (1) 会長の互選について

出席理事21名により単記無記名投票(大学名を記載)を行ない、投票数21票、開票の結果林理事(東京大)が、得票多数をもって会長に互選された。

##### (2) 副会長の互選について

出席理事21名により2名連記無記名投票を行ない、投票数21票、開票の結果無効票1票、有効票20票、前田理事(京大)が得票多数で1位となったが、加藤理事(東工大)と都留理事(一橋大)が次点の同数となったので、この両者につき決戦投票を行なった。投票数21票、開票の結果加藤理事(東工大)が得票多数となったので、前田理事、加藤理事の2名が副会長に

決定した。

このあと、新会長、副会長よりそれぞれ就任のあいさつがあった。

## 2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長・副会長の決定に伴い、本日午後選任が行なわれる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行なった結果、異動の必要がないことが認められたので、前回（5月10日）の理事会において選考された名簿のとおり総会に提案することとした。

（会長・副会長は常置委員会の委員にはならないので、委員と重複していないかを確認する必要があるため——「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」第1項。）

## 3. 監事候補者について

任期満了に伴い、今回の総会において改選される監事（定員2名）の候補者として4名を選出することとし、神戸大学、電気通信大学、宇都宮大学、東京商船大学の4学長が推薦され、明日（総会第2日）午前の各常置委員長の決定をまって、このうちから総会で選任が行なわれることになった。

（常置委員会委員長は監事になれないため——会則第31条3項。）

## 4. 要望書等について

### (1) 大学の図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書について

会長より、図書館特別委員会専門委員会において目下その素案を検討中であるが、その原案ができて同特別委員会において審議承認されたら、関係方面への提出については会長に一任されたいと諮り了承された。

### (2) 教育・学術・文化に関する国際交流の促進についての要望書について

後藤第5常置委員会委員長より、標記の要望書について、昨日開催の第5常置委員会において別紙のような要望書が作成されたので、これを関係方面に提出することを本日の総会に諮りたいと提案があり、了承された。

### (3) 各要望書の提出日程について

第4常置委員会の「大学保健管理施設の増加充実について」および「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」、第5常置委員会の「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」、第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の4件の要望書の関係方面への提出の日取りについて協議し、文部省に対しては明後21日に会長、副会長、関係委員長が関係官を訪問し説明のうえ手交し、第6常置委員会関係の待遇改善の要望書については、文部省のほか人事院にも提出することとし、22日訪問の予定とした。

## 5. その他

### (1) 筑波大学法案に関し国会の参考人として出席することについて

会長より、明日の文教委員会において、いわゆる筑波大学法案につき参考人として意見を述べるよう衆議院から私に対し出頭の要請があったので、了承されたいと述べられた。

### (2) 西ドイツとの国際交流について

まず会長より、このことについてつぎのとおり要望があった。

西ドイツとの学術交流を盛んにする趣旨で、先般5名の学長と加藤臨時委員（前国大協会会長）が西ドイツ政府から招へいされ西ドイツ各地をまわり、多くの大学、研究所、政府機関等を視察して帰国した。来年はそのお返しの意味でわが国が西ドイツ側を招へいすることになる。このことにつき今般訪独した6名と第5常

置委員の数名をもって、「西独学長 訪日 準備会」ともいうべき臨時の組織を設け、その世話役として広島大学の飯島学長をお願いし、作業をはじめたいがいかかとばかり了承された。なお、会長よりこの件については総会にもばかり承認を得たいと述べられた。

(3) 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書  
(案) について

これについて都留理事(第6常置委員会委員長)より、第6常置委員会としては本総会までにこの案についての関連委員会等の審議を終え、これを各大学に照会することを総会にはかりたいと望んでいたが、それが遅れたのは遺憾であり、これを早急に処理することについて善処してほしいと要望があった。これについて関連委員会等の検討の意向やこの案を照会するまでの手続の点などについて話し合いがなされた。

### (3) 委員等選考役員会議事要録

日 時 昭和48年5月9日(水) 15時~17時

場 所 国立大学協会の会議室

出席者 加藤(六) 会長

前田, 林各副会長

宮島理事

初めに加藤会長より、本日は去る2月28日開催の理事会の申し合わせに基づき、常置委員会委員候補者の予備選考を行なうものである为由よろしくご審議願いたいと挨拶があり、議事に入った。

議 事

1. 常置委員会委員(教員)候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり提議があった。

常置委員会の教員委員の選考については、去る2月28日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情がない限り、従来の取扱いどおり現任者を再任願うこととされ、その旨関係各大学に照会中のところ、一橋大学を除き全員了承の旨回答があったので、ここにご報告する。

また、現在欠員中の第5常置委員会教員委員としては、中国四国地区から高知大学西沢弘順教授の推せんがあったので、お諮りする。

なお、同じく第5常置委員会教員委員の石川滋教授(一橋大)が、その後一身上の都合で委員辞退の申し出であり、それに代り一橋大学から小島清教授の推せんがあったので、この件についても併せてお諮りする。

以上の提議に対し格別異議なく、いずれも了承された。

2. 常置委員会委員(大学代表者)候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり説明があった。

常置委員会の大学代表者委員の選考については、去る2月28日の理事会後、各大学長に照会して3月31日までに所属する常置委員会の希望を第1順位から第3順位まで提出願った。各常置委員会委員の選考は、この本人からの希望順位と大学の種別、地区ならびに教員委員との関係等を考慮して行なうことになっているので、別紙の選考方針および委員候補者名簿についてご審議願いたい。

以上の会長説明に続いて鶴田事務局長より別紙地区別配置表および委員候補者選考表に基づき説明があり、種々意見交換の末、原案を了承した。

以上で審議を終り、最後に会長より1.の教官

委員の選考については、明日の理事会に附議して決定し、2.の大学代表者委員の選考については、理事会の了承を得たうえ6月総会に附議することにしたいのでお含み願いたいと挨拶があり、閉会した。

#### (4) 第52回総会議事要録(第1日)

日時 昭和48年6月19日(火)10時~17時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

加藤会長から、加藤一郎前会長が3月末日をもって退任されることになったので、去る3月12日の理事会で4月以降の会長選任が行なわれ、私が互選された。それに伴い副会長には林東京大学長が選任された旨の紹介があった。また、会長から、本日、信州大学からは、池田学長に代わり池尾健一教養部長が代理出席された旨の紹介があった。

##### (1) 会議資料について

事務局から、本総会の資料について説明があった。

##### (2) 日程について

会長から、今回の総会の日程については、さる5月10日の理事会で協議した結果別紙(資料3)により運営することになった旨説明があり、了承された。

#### I 会務報告

##### 1. 前回総会以降における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
福島大学	安田 初雄 (事務取扱)	玉山 勇

埼玉大学	石田 寿老 (事務取扱)	岡本 舜三 (事務取扱)
東京大学	加藤 一郎	林 健太郎
東京農工大学	諸星 静次郎 (事務取扱)	福原 満洲雄
横浜国立大学	越村 信三郎	水戸部 正男
富山大学	後藤 秀弘	林 勝次
岐阜大学	今西 錦司	林 金雄
島根大学	碓井 教明	安達 一明
山口大学	力武 一郎	中村 正二郎
香川大学	倉田 貞美	円藤 真一

##### 2. 委員長の選任について

会長から、今般文部省より交付のあった入試改善調査費による特別委員会として、さる5月10日の理事会において、入試改善調査委員会の設置が認められたが、その委員長には、入試調査特別委員会との関係もあるので、前田副会長が双方の委員長を兼ねることになった旨報告があった。

##### 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

##### (1) 文部大臣、人事院総裁等との懇談について

###### (a) 文部大臣等との懇談

昨年末、文部大臣の更迭が行なわれたことと、昭和48年度予算査定の時期も迫っていたので、さる1月6日奥野文部大臣を始め文部省の関係者と当協会との懇談を行なった。当協会からは会長、副会長、在京の各常置委員会委員長と特別委員会委員長が出席して、予算の重点事項その他当面の大学問題に関して要望し、意見の交換を行なった。

###### (b) 人事院総裁等との懇談

さる3月27日、人事院との懇談会を開催した。当協会からは会長、加藤副会長、都留第6常置委員会委員長、鶴田事務局長が出席して、人事院総裁、両人事官、事務総長等と教官等の待遇改善問題について懇談を行なった。

(c) 大学団体との懇談

さる12月8日、当協会の主催で第1回国公私立大学の各団体と懇談会を開催し、単位互換の問題、卒業予定者の就職問題その他共通する当面の諸問題について意見交換を行なった。なお、今後も、公私立大学団体とは随時この組織を通じて懇談を行ない、相互の意思疎通を計ることとし、今回は私立大学連盟が主催することになった。

(d) 日教組との会見

さる2月26日、日教組からの申入れにより、会長、谷田第2、都留第6常置委員会委員長が日教組榎枝委員長、皇山大学部長等と会見し、教員待遇改善、入試改善、筑波大学等の諸問題について意見交換を行なった。

(2) 西ドイツとの国際交流について

前回総会にこれまでの経過の報告があったが、本年1月10日に、先方から6名の学長を招待することが内定した旨連絡があったので、取急ぎ理事会に諮って人選を行なうとともに、文部省、外務省、ドイツ大使館等とも打合せを行なって準備を進めてきた。その後4月12日には西ドイツ政府から正式の招へい状が届けられたので、5月20日から3週間にわたって西ドイツ各地をまわり、多くの大学、研究所、政府機関、国際交流機関等を視察して6月10日帰国した。

(3) 大学改革に関する第3次調査研究報告について

かねて各大学に依頼していた「大学改革に関する問題点のアンケート」の回答が集まったので、1月17日に各研究部会の合同会議を開催して、今後どのように大学改革に関する調査研究報告書を取りまとめていくかについて審議し、あわせてその審議日程について協議した結果、これまで報告してきた審議予定表を一部変更することになったので、ご了承のうえ、所期の成案を得られるようご協力願いたい。なお、各研究部会において、目下審議を進めており、9月初めには調査研究報告書(案)を取りまとめて各大学の意見を伺い、秋の総会で審議願う予定である。

(4) 筑波大学に関連する法的措置について

さる2月5日、大学運営協議会を開催して筑波大学とこれに関連する法律改正等について文部省側から説明を聞いて協議した結果、大学運営協議会として問題点のとりまとめを行ない、さらに、筑波大学に関連する法的措置についての会長談話をとりまとめ、3月12日の理事会の承認を経て、3月15日の記者会見でこの2件を公表した。同時に、文部大臣、日本学術会議等に対してこれを送付した。

このことは当時各大学長に書面をもって報告したが、この際改めて追認願いたい。

(5) 国立大学入試改善調査研究の実施事業計画書と予算について

このことについては前回総会において報告し、文部省の調査研究費の交付を受けることので承を得ていたが、その後具体的計画について文部省および大蔵省と打合せた結果、別紙(資料7)実施事業計画書および予算のと



おり協議が整った。

(6) 特別会計制度協議会について

さる3月15日、第17回特別会計制度協議会を開き、昭和48年度国立学校特別会計予算(案)とこれに関連する問題について文部省と意見交換を行なった。さらに5月11日第18回特別会計制度協議会を開催し、昭和49年度予算概算編成方針に関する事項と特別会計制度上の問題等について文部省側と協議した。

(7) 第2次高等教育懇談会委員等について

高等教育懇談会には、以前から私は大学基準協会の関係で加わっていたが、今回前会長のあとをうけて、当協会の関係者として加わることになった。また、文部省の教官等待遇改善研究調査会については、私の後任として都留第6常置委員会委員長に交代した。なお、本年度新学園建設等調査会ができ、私の専門(建築)の関係で個人的立場から関係することになったので、ご了解願いたい。

(8) 会館増築について

かねて各大学に配慮願っていた当協会の会館増築については、本年2月に竣工し、3月1日に簡単な増築披露式を行なった。これにより諸会議開催の便宜、事務室の狭隘緩和に役立つことになった。

(9) 社団法人「全国大学体育連合」設立に対する協賛について

従来、大学保健体育関係者で組織していた「全国大学保健体育協議会」を発展的に解消して、今回社団法人「全国大学体育連合」を設立することになった。それに伴い当協会に協賛方を依頼してきたので、さる5月10日の理事会に諮り協賛することになったので、ご了承願いたい。以上の報告があったのち、筑波大学に関連する法的措置についての会長談

話等について質疑応答、意見の交換があったのち、筑波大学に関連する法的措置についての会長談話と問題点については追認され、他はいずれも了承された。

4. 前回総会以後の事業報告について

事務局から、前回総会以後の事業については「第52回総会国立大学協会事業報告書」にあるとおり、諸会合77回、要望書その他の諸活動10件、各国立大学への意見照会1件、資料・連絡強化等8件、刊行物発行4件(うち会報2回)であった旨の報告があった。

II 議 事

1. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長から、昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算案(会報60号、51頁)について説明があり、異議なく承認された。

2. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長から、昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算案(会報60号、52頁)および財産目録について説明があったのち、戸田監事から、適正に決算されていた旨監査の結果について詳細に報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算案(会報60号、50頁)について説明があり、これに対し前年度からの繰越し金額の記載方法について意見の開陳があったのち、提案どおり承認された。

4. 理事の選任について

会長から、本総会で理事の改選を行なうことになっているので、あらかじめ各地区において理事候補者を互選願ったところ別紙(資料12)

のとおりであるので、ご選任願いたいと述べられ、異議なく次のとおり決定した。

記

地区	大学	学長名
北海道東北地区	北海道大学	丹羽貴知蔵
"	弘前大学	臼淵 勇
"	東北大学	加藤陸奥雄
関東甲信越地区	群馬大学	石原 恵三
"	千葉大学	相磯 和嘉
"	東京大学	林 健太郎
"	東京教育大学	宮島 龍興
"	東京工業大学	加藤 六美
"	一橋大学	都留 重人
中部地区	福井大学	清水 英夫
"	静岡大学	桜場 周吉
"	名古屋大学	芦田 淳
近畿地区	京都大学	前田 敏男
"	大阪大学	釜洞醇太郎
"	奈良教育大学	井上 智勇
中国四国地区	鳥取大学	小島 公平
"	愛媛大学	芦田 譲治
"	高知大学	山岡 亮一
九州地区	九州大学	池田 教好
"	熊本大学	黒田 正巳
"	宮崎大学	外山 三郎

5. 各委員会報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(宮島委員長)

本委員会は、大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する見解を検討してきた。これについては、大学運営協議会が行なった「大学改革の問題点に関するアンケート」中の大学院問題に関する各大学の回答を参考にするとともに、従来当協会でまとめた

ものを整理して見解をとりまとめる方法をとった。資料13は現在までにまとめた草案で未定稿のもので、今後更に他の委員会等の意見や、文部省に回答する各大学の意見等を参考にして所要の修正を行ない成案を得て大学設置審議会に反映させたいと思っている。内容については、大学院についての考え方、博士課程の修業年限と単位制、論文博士を課程博士と同等のものとして扱う等のことを述べている。

(正午から午後1時まで休憩)

この間、第2特別会議室において、新理事会を開催、午後1時から総会再開。

6. 役員等の選任について

会長から、次のとおりそれぞれの報告があり、いずれも承認された。

(1) 会長、副会長の選任について

会長から、本日昼食時行なわれた理事会において会長に林東京大学長、副会長に前田京都大学長および加藤東京工業大学長が選任された旨報告があったのち、それぞれ挨拶があった。

(2) 常置委員会委員(代表者)の選任について

常置委員会の委員(代表者)候補者については、さる2月28日の理事会決定に基づき、5月9日に会長、副会長及び在京理事からなる委員等選考委員会を開催して、別紙(資料18)選考方針を決め、委員候補者を選考し、5月10日の理事会に諮り、別紙(資料19)のとおり決定された。

(3) 教員委員の選任

常置委員会の教員委員については、理事会で選任することになっているが、これについて5月9日の委員等選考役員会と5月10日の理事会で次期の教員委員を選考した結果、次

のとおり選任し、所属大学および本人の承諾を得て委嘱した。

#### 記

第1常置委員会	桑原 作次(埼玉大学)
"	今井 賢一(一橋大学)
"	山田 敏郎(京都大学)
第2常置委員会	松永 藤雄(弘前大学)
"	丸井 文男(名古屋大学)
"	菅 好雄(岡山大学)
第3常置委員会	綿貫 芳源(東京教育大学)
"	山田 朝治(大阪大学)
"	永松 政俊(佐賀大学)
第4常置委員会	村尾 誠(北海道大学)
"	鈴木 寛(金沢大学)
"	宮田 尚之(京都大学)
第5常置委員会	小島 清(一橋大学)
"	日高 醇(九州大学)
"	西沢 弘順(高知大学)
第6常置委員会	和田 正信(東北大学)
"	氏原正治郎(東京大学)
"	井手 文雄(横浜国立大学)

#### 7. 各委員会報告と協議について(午前の続き)

各委員長から、大略次のとおり報告があった。

##### (1) 第2常置委員会(谷田委員長)

① 本常置委員会は、昨年各大学に入学者選抜に関する調査書に関してアンケートをお願いし、一応のとりまとめを行ない各大学に送付した。この趣旨は、各大学に調査書の扱いの実状を知らせることを目途としたもので、したがって、具体的な事例や意見も加えた。

なお、今後は、調査書利用の方法、調査書の改良等について委員会として提言できるか否かについて検討したい。

② 入試時期についてはⅠ期・Ⅱ期の一本化

の問題が起ったため、入試期特別委員会との合同会議を開いてその取扱いについて目下検討している。

③ 身体障害者(特に盲人)の受験問題についても引き続き検討したい。

##### (2) 第3常置委員会(広根委員長)

① 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」の集計報告をまとめて、これを各大学に配布した。

② 学生の課外活動については、昭和45年に文化系サークル部室について、昭和46年度に体育系サークル部室について要望したが、まだ不十分な状態である。そこで、さる5月11日の委員会で文部省とも懇談した結果、文部省では、その充実のために本年は更に努力するという事であった。

③ 6月6日に文部省主催で就職問題懇談会が開かれ就職事務開始時期等について話し合ったが、特に本年は関係各省の協力もあって、予想以上の成果をえた。大学側としては、この問題は各大学に共通した理念であるので、来年以降も本年同様の申合せでいく方針である。

##### (3) 第4常置委員会(池田委員長)

① 正課中における学生の災害事故については、従来、全国保健管理協会が国公私立大学のものを一年間まとめた資料があるが、これは、一年間遡及した調査であり調査もれが懸念されたので、昨年11月から本年1月までの3カ月間にわたり各大学にお願いして追跡調査を行なった。この結果を別紙(資料15)のとおりまとめた。なお、これの対策の進め方については③対象を正課中の災害事故に限る⑥互助制度(保険制度)を基本にして、そのための制度化を進

める。③しかし、実験実習にはある程度の危険を伴うので、大学教育の教育・研究の特殊性を考慮し、国に対しても可能な限りの財政的援助を要請する、との3点を柱とし、その具体的解決方法について文部省と話し合っている。

② 保健管理施設の増加、充実については、現在半数以上の大学に保健管理センターが設置されたが、これを全大学に早急に設置すること、その長に専任の教授定員を配置することと、整備拡充、経常費の増額等について昨年に引き続き要望したい。

③ 国立大学共同利用研修施設設置については、多少の実現をみたが、不十分なので、昨年同様学生と教官の合宿研修・交歓等の目的に使用するため、約200名程度宿泊できる施設を、各地区に少なくとも2カ所設置することを要望したい。

#### (4) 第5常置委員会（後藤委員長）

① 従来、外国人教師の処遇問題について要望してきた。そのうち、家族旅費、教官研究費、宿舍費の増額等については実現したが、なお、未実現も多いので、さらに努力したい。

② 西ドイツとの交流に関連して、従来は、一方的にドイツ側の経費でまかなわれてきたが、これを相互に負担するよう西ドイツ側から申入れがあった。これは、他の国とも同様な問題があるので、この点を改めるとともに、一層の教育・学術・文化に関する国際交流促進について要望したい。

③ 関連して西ドイツ側から、外国人教師があまり長期間日本に滞在することは、帰国後就職の点で当人の迷惑になるのでやめてほしいことと、長期にわたる場合には、2

年に1回位の帰国の便を考慮されたい、また、その際の旅費も考慮してほしい旨の申し入れがあったので、ご協力願いたい。

④ 今回の西ドイツからの招待に対する返礼として来年度こちらで招待を行なうことになるが、これについては別組織をつくって準備を進めることにしたい。

#### (5) 第6常置委員会（都留委員長）

① 教官の待遇を抜本的に改善するために、給与小委員会を設けて検討していたが、4月14日に「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」をまとめ、5月10日の理事会に提出し関係委員会、研究部会での検討を依頼した。この内容は、待遇改善案（ベースを大幅に上げること、特に若手・中堅研究者の大幅な改善、俸給表を中だるみから中ぶくらみにすること、俸給表を一本化する等）と教授銓衡制度に基づく任用制等いくつかの新しい提案をしているものである。

② 教官の待遇改善については、上記の抜本的改善が行なわれるまでの間の暫定措置として、次の点に関する要望書を提出したい。待遇改善に関する調査会の調査研究を促進すること、中堅・若手教官の大幅な待遇改善、指定職の範囲の拡大と定数の増加、研究教育補助職員の給与の大幅な改善。

③ 昭和49年度概算要求方針について要望したいが、タイミング等の関係もあるので、文案、提出時期等については、会長、副会長、第6常置委員会委員長に一任願いたい。

#### (6) 入試期特別委員会（加藤委員長）

① 昨年末から、入試期日を3日繰り上げる

ことを検討し、各大学にご努力願ったが、試験場、学年暦等の関係でどうしても4大学の都合が悪かった。当協会としては、国立大学が一本にまとまらなければ実施に踏みきれないので、本年はこの問題について断念せざるを得なかった。

- ② これまでⅠ期・Ⅱ期の組み替え問題を検討してきたが、見通しが困難な事情のためこれを中止し、代って入試期の一本化を進めることについてこの席で了承を得たい。Ⅰ期・Ⅱ期校一本化の問題は以前にも提案されたが、文部省が受験生に2回の機会を与えるという趣旨から消極的であったため、本格的検討がなされなかった。しかし、本年になって、文部省側の意向も2期制に必ずしもこだわらないということになったため、全国一斉実施の問題を改めて検討することとした。

(7) 入試調査特別委員会(前田委員長)

本委員会は、国立大学入試改善の調査研究が主な仕事であった。その主な内容は、この調査研究のための事業実施の計画を立てることで、まず組織については、入試改善調査委員会を設け、その下部組織として実施方法等調査専門委員会、科目別研究専門委員会、科目別研究専門委員会連絡会議、コンピューター専門委員会等を設けること、それに標準問題に関するモニターを委嘱すること等について原案を作った。この入試改善調査委員会は今回の文部省からの委託研究の窓口となる委員会で、その構成は在来の入試調査特別委員会と同一であるが、機構的にはこれの下部組織である。科目別研究専門委員会の設置の決め方は、入試調査特別委員会で各地区委員の意見希望をきいて調整し各地区に割り

当てたものである。なお「政治・経済」担当予定の一橋大学が取消しとなったので、その代りは東京大学の世話で関東甲信越地区から選ばれることになる。また、「全国共通第一次試験に関するまとめ」については、各大学のアンケートに基づき小委員会を設けてこれの修正の検討を進めたが、既に上述の各専門委員会もできた段階で「まとめ」の内容にも多少変化が生じることも予想されるので、その経過に即して新たに構想を考えることとした。

(8) 図書館特別委員会(谷口委員長)

- ① 本委員会では3年前に「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第1次報告)を出したが、現時点において、「大学図書館の当面する諸問題」について小委員会を設けて検討しており、来年春の総会までにはまとめたい。

大学図書館の近代化をいかに進めるかについては、昨年5月に各大学にアンケートをお願いしたが、第2次報告を作るようになるかもしれないので、その際には改めてアンケートをお願いするので、ご協力願いたい。

- ② 昨年と同趣旨で大学図書館の振興についての要望書を9月頃提出したいが、文案、提出時期等は会長、副会長、委員長に一任されたい。

(9) 医学教育特別委員会(清水委員長)

「医学教育に関する調査研究報告書」を作成しつつあり、近くその骨子ができる。それについて各委員の意見を伺い、次回総会には提出できるようにしたい。

(10) 研究所特別委員会(加藤委員長)

従来当協会として、研究所問題を検討したことはないが、今般「研究所に関する調査研

究報告書」を作りつつあるので、次回総会には原案を提出できると思う。

#### (1) 教員養成制度特別委員会（飯島委員長）

さる3月12日、文部省の関係者と教員免許法の改正について協議した。その際、教員養成に関する大学院の問題、設置基準の問題、教員養成大学、学部以外における教員養成の問題等について意見交換した。それらに基づいて、現在は調査資料を収集中であり、草案がまとまりしだい各大学の意見を伺いたいと思っている。

以上のとおり各委員長から報告があったが、その間、報告に関連して、入試のⅠ期・Ⅱ期制の問題、教官の任期制導入の問題、教官の指定職の範囲、新構想教員養成大学の問題等について意見の交換があり、また要望書については、第4常置委員会の「大学保健管理施設の増加・充実について」「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」、第5常置委員会の「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」、第6常置委員会「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の各要望書が提案どおり承認された。なお、第6常置委員会の「昭和49年度概算要求の方針について」、図書館特別委員会の「大学図書館の振興についての昭和49年度予算について」の両要望書については、文案の作成、提出時期等を会長、副会長、当該委員会の委員長に一任された。

#### 8. 西ドイツからの学長招待について

会長から、さきに報告したとおり、西ドイツからの招へいにより当協会から6名の学長等が西ドイツを訪問したが、その答礼もあり、西ドイツの学長を招待しなければならない。そのため第5常置委員会とは別の組織、例えば「西

ドイツ学長招待準備会」のようなものを設けて予算折衝、スケジュール等の原案を作るなどの準備を進めたい。なお、準備会の世話人としては、飯島広島大学長にお願いしたい旨が諮られ、異議なく提案どおり承認された。

#### 9. 大学改革および当面する諸問題について

##### (1) 教官等の待遇改善について

第6常置委員会で検討中の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の概略について、都留委員長から次のような説明があった。

教官の任期制の問題は、公務員の身分保障の関係とからめて検討した。この案では、現在の助手に相当するものを研究員として3年間研究に従事させ、その後銚衡のうち教授とする。教授就任後は8年ごとに銚衡するが、銚衡で不合格となった場合には、本人の希望により、教育に専念する講師の途を開き、辞任する場合には勸奨退職の取扱いとすること、等のことを考えている。なお、これにより教官の大学間の移動の促進には、特別昇給の措置を考えているが、今後なお検討願いたい。

これに対して公務員の身分保障と任期制の問題、教授銚衡の方法等について活発な意見交換が行なわれた。

##### (2) 筑波大学問題について

会長から、筑波大学の問題について明日衆議院文教委員会において参考人として意見を述べることになっている。この問題については、さきに「筑波大学に関連する法的措置について」の当協会会長談話と大学運営協議会の意見が公表されているので、この範囲内で発言しようと思っている。なお、この問題についてご意見があれば伺い

たいと述べられ、これについて大略次のような意見の開陳があった。

- 当協会から、すでに会長談話と大学運営協議会の問題点が公表されているが、その後多くの大学（主として部局単位）からこの法案に対する批判が出ている。その一つの大きな理由は、各大学でも現在改革を進めているが、今回の国立学校設置法等の改正は、それらの改革の方向とは異なった方向が出ていることである。これらの点を考慮して、改めて会長談話等の措置を考えてほしい。
- さきの会長談話は、筑波大学が東京教育大学の移転という形で進行している限り、内政干渉になるのではないか。
- それは、今回これに伴って改正される法令が、他の大学に適用されて、それが、行政指導的に運用されては困るという趣旨であるので、内政干渉としての問題ではないと思う。
- 他の大学が改革案を実行しようとする、現行法に抵触するなどの理由のもとに、進められないが、筑波大学の場合は、法令を改正してまで実行しようとしていることは不条理である。
- 東京教育大学と筑波大学の関係は、東京教育大学が中心にはなるが、新しい大学を作るとのことである。しかし、新しい大学を作るためには、概算要求等の形で文部省の手を通さなければならない。その段階で修正された点もあるが、どの程度まで大学として我慢できるか程度の問題であると思う。したがって、他の大学でも、制度を変えてまで改革を進めていく努力が必要で、当然、筑波大学

とは異なった方法をとることも考えられる。

- まず実行してみて、悪い点は運営の過程で改めていく等試行錯誤が必要と思われる。
- 筑波大学に関する法令と一緒に、医学部や医科大学の設置に関する法令も審議されているが、むしろこれは分離して、国民的レベルで一致できる事項は早く法令を改正し、問題のあるものは、多少時間をかけて審議してほしい。
- さきの会長談話等については、これを支持するという声強いが、筑波方式で改革の方針が固定されては困るという危惧の念が強い。
- 最も危惧することは、他の大学に影響を与えるという点であるので、この点に対する保障を例えば附帯決議のような形で残すことを要望すべきではないか。

## (5) 第52回総会議事要録 (第2日)

日時 昭和48年6月20日(水) 13時～17時10分

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

加藤会長主宰のもとに開会。

1. 各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果報告  
事務局長から各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果について、つぎのとおり報告があった。

○ 常置委員長

第1常置委員会 宮島東京教育大学長

第2常置委員会 谷田お茶の水女子大学長

第3常置委員会 広根山形大学長

第4常置委員会 池田九州大学長

第5常置委員会 後藤大分大学長

第6常置委員会 都留一橋大学長

○ 大学運営協議会地区委員

北海道東北地区 林宮城教育大学長

関東甲信越地区 市村茨城大学長

” 清水東京医科歯科大学長

中部地区 井上愛知教育大学長

近畿地区 釜洞大阪大学長

中国四国地区 小島鳥取大学長

九州地区 葛西九州工業大学長

2. 大学運営協議会の臨時委員（教員）再任について

会長から、臨時委員の再任については本来大学運営協議会を開いてお諮りすべきであるが、時間の関係上この席を借りて委員の方々のご了承を得たいとして現在各研究部会主査である雄川、山田、柿内、武田、田畑の各臨時委員の再任について諮られ承認された。

3. 監事の選任について

会長から、昨日の理事会において、監事の候補者を選考の結果、戸田神戸大学長、博田電気通信大学長のお2人をお願いしたいということになったので、そのように監事の選任を行ないたい旨が諮られ、承認された。

4. 各常置委員会委員長の報告と協議

（本日午前開催された委員会の状況報告）

(1) 第1常置委員会（宮島委員長）

本委員会での今後の検討課題について協議し、差し当たっての問題として次の2つを取り上げることとした。

○ 教官等の待遇改善問題

教官等の待遇改善については、第6常置委

員会で検討されているが、本委員会に関係する事項もあるので、第6常置委員の方に出席願って来月半ば頃勉強会を開く予定にした。

○ 「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」に対する見解について

この見解については、昨日の総会で未定稿として報告したが、これについてご意見があればここで伺い、また今月一杯に文部省に提出される各大学のこの問題に関する意見も参照して検討し、そう大きな訂正がなければ来月中旬頃に発表したいと考えている。

(2) 第2常置委員会（谷田委員長）

○ 昨日報告の「調査書に関するアンケートの集計報告」については、さらに各大学の意見をもとに委員会として積極的に提案できるか否かを検討したい。

○ 身障者の大学入試について、大阪教育大学から具体的な話を伺ったが、委員会の問題としてさらに検討したい。

○ I期・II期の入試期間問題については、入試期特別委員会と合同してさらに検討を進める予定である。

○ 京都公立高等学校進学指導協議会長から入試に関連した事項について次のような要望があったので紹介しておきたい。高校では毎年5月1日現在で卒業生の進路決定状況について文部省に報告することになっているが、これについて従来新聞報道の情報によるが多かった。然るに最近は紙上に合格者を発表しない傾向が強まり進路状況の把握に苦慮しているので、大学から合否状況または合格者名簿を出身校長あて連絡して欲しいという趣旨のものである。

(3) 第3常置委員会（広根委員長欠席につき砂崎委員報告）



さきに報告した「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告に関連してサークルの部長、顧問等課外活動の問題をさらに研究したい。また課外活動中の災害事故の問題の処置または大学の責任などの点についても今後究明していきたい。なお、サークル部室の問題については、これまでも文部省に要望してきたが前進していないのでさらに推進していきたい。

(4) 第4常置委員会(池田委員長)

正課中における学生の災害事故に関する調査結果について昨日報告したが、これをもとに本日その対策について文部省学生課長も交え協議し、今後さらにこれの具体化の検討を進めることとなった。次に保健管理センターの増設・充実をさらに推進して行くが、これの問題点としてセンター長には教授定員の配置を要望していきたいと考えている。

(5) 第5常置委員会(後藤委員長)

特にテーマを持たず自由討議をしたが次の意見があった。

- 国際交流による留学生の留学期間が11ヵ月では短かすぎるので延長する必要がある。
- 交流は学生のみでなく若手教官の派遣を促進すべきである。
- 国際交流基金で海外に教育機関を設けて日本講座等を開設し、日本から教官が赴いて参画することなど考慮すべきである。
- 単位互換制についてももう一度問題を整理し検討する必要がある。

第6常置委員会(都留委員長)

- 教官の待遇改善について、去る4月14日の委員会で成案を得た「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の取扱い手続きについて審議したが、5月10日の理

事会決定(この案を関連委員会・研究部会で検討すること)を促進願うことにした。なお、本案を各大学に送付するに際して、本委員会と関係部会で再検討した補正案とするか、あるいはその検討と並行して取りあえず叩き台として前期の本委員会案そのままを送るかは理事会で決定願うこととした。なお、各大学にこれを送付する際には事前に学長宛にコピーを送られたいとの要望があったのでそのように取り計らいたい。

- 本委員会の今後の検討課題としては大学財政の問題を取り上げ、積算基準の根本的検討等を行なって大学財政白書的なものを作成したい。そのため財政問題小委員会といったようなものを設置したいと考えている。

5. その他

(1) 第53回総会日程について

事務局長から、次回第53回総会の日程を12月12日~13日両日とし、引き続き14日に事務連絡会議を開催する予定にしていることが諮られ原案のとおり承認された。なお、会場は神田学士会館の予定である。

(2) その他

- (ア) 宮島第1常置委員長から、本委員会では大学間の格差問題を検討しているが、この問題に関連のある新設大学拡充特別委員会の現状はどうなっているかと質問があり、これに対し、事務局長から、この特別委員会は講座制と学科目制との格差是正を目的として設置されたが、これについてデータを作ったのち、休止状態になっている旨答弁があった。これについて宮島委員長より、この特別委員会が

現在も存続しているなら、格差問題の検討を続けてほしい旨提言があった。

- (イ) 会長から、筑波大学問題について本日前中に開かれた国会の衆議院文教委員会に参考人として出席した概況について報告があった。
- (ウ) 会長から、西ドイツ政府の招待により当協会の関係者6名が去る5月20日から20日間にわたり西ドイツの大学等を訪問した経過について説明があり、ついで井上奈良教育大学長から詳細な報告があった。それに対し、西ドイツの大学における教育の理念、学生の参加の問題、ならびにDAAD（ドイツ学術交流事業団）の権限、国際交流の推進等について質疑応答があった。
- (エ) 会長から、国大協の運営のあり方および常置委員会等で取り上げるべき問題について自由に討議願いたい旨の発言がありつぎのような意見が出された。
- 2, 3の提案をしたい。①高等教育懇談会では、昭和60年の初めには高等教育への進学者が現在より22万人増加することを推定し、そのための受け入れ条件の拡充整備を提案しているが、この場合問題となるのは教官の養成であって、国立大学が進学増加者の1/4を分担するとしても相当数の教官をさらに確保しなければならない。このような状況のもとで定員削減が行なわれているのでは大学として期待に応えるわけにはいかない。それで教官については、とりあえず総定員法の枠からははずす努力をすべきである。②教官養成に関連して、大学院学生の処遇について、例えば研究者としての身分を持つことを可能にするとか、院生の

ための寮を設置すること等の改善を図ることが必要と思われる。第1常置委員会としては大学院問題を検討中であるが、これらの諸問題に対処するため、制度的問題以外に需要に対する提案や大学院学生や教官の処遇問題についても検討してほしい。③現在の国立大学の施設基準は古いので、これを改訂する必要がある。また、学寮の経費負担区分はあいまいなので、この問題も再検討すべきである。④身体障害者の受け入れを文部省は希望しているが、これに要する予算措置等の問題について第2常置委員会で検討してほしい。

- 国大協がなしうることには限界がある。委員が学長であるための時間的制約や経費の負担等の問題があり、仕事の量や範囲におのずから制限がある。重要問題はいろいろあるが、何をやるのが最も大切かを総会で考え、効果が期待されることを大いにやるというように仕事の整理をすることが必要である。また、高等教育懇談会での問題については、国大協だけでなく私大団体などと一緒になって教育計画を考えるべきである。
- 身障者に対し受験の配慮をするとの文部省の方針であるので、財政的な措置を申し入れてあるが、どれほど整備すればよいか困難な問題である。第2常置委員会だけでは解決しないこともありうるので、特別委員会でも作って検討したらとも考えている。
- 本年度初めて全盲者の志願者があり、中学の社会科課程を志望したため当該課程のカリキュラムの履修が可能か否かを基準に検討し、受験を許可した。試験は、問題を

音声で伝え、これを本人が点字で記録し、回答は本人が音声ですという方法を取り、おおむね他の志願者と同等の条件で受験させたとする。その結果入学後の履修にはむりはないが、しかし身障者によっては、試験することは難しいとか、あるいはその反対に履修が難しいとかの場合がある。全盲者の受入れの施設設備はさほどではないが、それ以外の身障者の場合が問題で、これには相当多額の予算が必要かもしれない。なお、カリキュラム履修の可能不可能の問題も検討すべきである。

- 身障者が1人でも入学するとそれに応ずる体制が必要となり、現行の大学で行なうには、財政その他の面で負担が大きすぎると思う。身障者専門の大学を地区毎に設置することも考えたい。
- 寮費の負担区分は、各大学とも事情が異なり、一律に適用することは難しい。撤廃の方向で国大協として取り上げて欲しい。
- 学寮問題の一環として、寮費の負担区分を検討してきた。第3常置委員会では厚生問題との関連において第4常置委員会とも十分連絡をとって議論したが意見が分れ共通の理解を得られない状態である。
- 個々の大学の希望と国立大学全体の政策を調和させることは難しいが、国大協としては何を重点目標とするか、その実現手段の方法はどのようにして行なうかについても十分審議を重ね、決定の上は、全委員一致でことに当る姿勢が欲しい。
- 総定員法は以前よりの問題で、一般論としては文部省でも困っており大学に協力を依頼しているので、国大協としても、これを検討する必然性はあるが、これについて

はどこに問題の重点があるかはっきりしない。文部省だけでこれを解決する力はない。この問題については、定員の枠を拡げるという考えと、枠外の措置を講ずるという考えがあるが、枠外とした場合、その身分上、給与上の扱いが問題となる。大学教官について総定員法の枠から外すという趣旨には賛成だが、国大協としてどこでそれをやり、どう具体的に展開したらよいか。

- 昭和47年度における教官の定員について、教授、助教授のうち約20%が欠員で、助手は逆に過員となっている。これに対応するため例えば専任講師以上のポストを一本化すれば、定員をフルにつかうことができる。この提案が実現するまでには時間がかかるので、他方において枠外の措置やあるいは削減から外す努力をする。教官定員の考え方を統一するのはそう長時間を要しないと思う。
- 教官の削減除外も重要だが、事務官の問題も考えてほしい。事務官の定員削減は小規模の大学ではとくに深刻であって、臨時職員を止むを得ず雇用しているが、そのために研究費が大幅に賃金として支出され、研究に支障をきたす結果となっている。
- この定員問題は第6常置委員会で扱うのがよいか、それとも別個の特別委員会を作った方がよいか。定員問題は予算問題と関連があるが、第6常置委員会としては当面の教官の待遇改善問題と大学財政基準の問題の検討を進め、その上で今の問題をどうするかを次期総会にでも諮りたい。
- 文部省の大学入試改善会議は国立大学の入試一本化を検討している。国大協として

は、まだこれに対する考え方をまとめていないが、出来れば一本化を希望したい。

- 入試期日の問題については、入試期特別委員会で検討してきたが、これまで検討してきたⅠ期・Ⅱ期の組み替え案は実施の見通し困難なため一応審議をストップしている。いずれ一本化を含めて今後の入試期日の方法について各大学の意見を聞くためアンケートを取ることにしたい。
- Ⅰ期・Ⅱ期制により志願者が二度のチャンスを得ているとはいえ、大学側としては約2倍の志願者を扱うことになり、入試事務も大変であると同時に入学者がⅠ期・Ⅱ期校との間に格差を感じていることが問題である。また、Ⅰ期校に合わせた高校の受験体制により個々の大学の個性にあった勉強ができない弊害もある。これらの理由から国大協として一本化の方向に進むべきである。
- 現行のⅠ期・Ⅱ期制で志願者に二度の受験機会を与えるという期待は大きく、この世論を簡単に無視し得ないのではないか。情勢の推移をみて国大協の態度を決めてほしい。
- 国大協の会議は東京中心で行なわれているが、遠距離からの出張は時間のロスが多いので、たまには地方で開催することも考えてほしい。
- 保育所の設置については文部省に要望書を出すなど努力しているが、思うように進展していない。引き続き努力を重ね、秋の総会にはその結果を報告したい。

## (6) 第19回事務連絡会議議事要録

日時 昭和48年6月22日(金) 10時~16時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

鶴田事務局長司会のもとに開会。

まず加藤会長より、本年4月より前会長(加藤東大学長)の退任に伴い、その残任期間の会長として就任し今日に至った。一昨日の理事会において次期会長・副会長の選挙が行なわれ、林東京大学長が会長に、前田京都大学長とわたくし(東京工業大学長)が副会長に選ばれ、それぞれ就任することになったと述べたのち、主としてつぎのような説明があった。

### 1. 一斉一回入試のことについて

これは新制大学ができてから、なんとはなしにⅠ期・Ⅱ期制の入試が行なわれている。これは国立大学の受験生に2回受験のチャンスを与えるという思想が背景にあったようである。しかし、この制度には弊害がみられたため、このⅠ期・Ⅱ期校の組み替え案についての検討が行なわれたが、全大学が納得できる組み替えは仲仲できず、またこれにつき各大学にアンケートした結果も、組み替えを支持する大学が大多数であるとはみられないので、組み替えは断念することになった。一方、今日では2回受験のチャンスを与えるという思想も以前より薄らいできており、文部省からも入試1回制についての検討を国大協に申し入れがあった。それで、一昨日の総会において組み替え案の検討は中止し、全国一斉一回制の入試につき各大学の意見をきくことを諮ったところ承認されたので、これにつき近く各大学にアンケート調査をすることになった。

## 2. 共通第1次入試に関する調査研究について

これについては文部省から、研究費の予算も交付されたので、世話大学をきめそのとりまとめをお願いしている。なお、これについては多くの大学の協力をお願いすることになるのでよろしく願う。

## 3. 要望書について

これについては、例年のように第4、第6常置委員会をはじめ、いくつかの要望書が総会において採択されたので、会長・副会長および担当委員長が文部省、大蔵省などの関係諸機関に持参し説明のうえ提出することになっている。各大学の概算要求も国大協の要望の線に沿って進められたい。

概ね以上のような説明があったあと、会長退任のあいさつがあった。

つぎに事務局から会議資料と会議日程の説明があり、つづいて事務局長および次長から、総会の会務報告と協議事項につき、つぎのとおり報告があった。

### I 会務報告

1 前総会以降における学長の交替について  
これについて別紙資料4により報告があった。

2 委員長の選任について

入試改善調査費による特別委員会として、入試改善調査委員会が設けられ、その委員長には入試調査特別委員会との関係も深いので、同委員会の委員長である前田副会長が兼ねることになった。

3 前総会以後の主な事項の報告

(1) 文部大臣、人事院総裁その他との懇談について

国大協会長・副会長および担当委員長あるいは在京理事等によってつぎの諸機関・団体等と

の懇談の会がもたれ、それぞれ当面する諸問題について意見の交換が行なわれた。

- a) 文部大臣等との懇談
- b) 人事院総裁等との懇談
- c) 大学団体との懇談
- d) 日教組との会見

(2) 西ドイツとの国際交流について

西ドイツ政府からの招へいにより当協会から6名の学長等が訪独することになり、去る5月20日から3週間にわたり、西ドイツ各地をまわり大学・研究機関などを視察し帰国された。…これにつき、加藤会長から、視察のもようにつきその概況説明があり、来年度はわが国が答礼の意味で西ドイツ側を招待することになる。その予算は学術振興会が用意するが、各大学においても何分の協力を願いたいと要望があった。

(3) 大学改革に関する第3次調査研究報告について

これについては各研究部会における検討も進み目下のところ作案中である。8月の半ばには第3次の調査報告書(案)がまとまるので、それを9月初め各大学に送って意見をきき、秋の総会において審議決定される予定になっている。

(4) 筑波大学に関連する法的措置について

これについては大学運営協議会において、その問題点のとりまとめを行ない、さらに関連する法的措置についての会長談話をとりまとめ、去る3月15日記者会見を行なってこれを公表し、同時にそれを文部大臣、日本学術会議その他に対し送付した。なおこのことは書面をもって各学長にも報告した。またこの問題については昨日、会長が国会の文教委員会に参考人として出頭し意見を述べられた。

(5) 国立大学入試改善調査研究の実施事業計画と予算について

これについては前総会以後において、具体的計画につき、文部省ならびに大蔵省との打合せを進めた結果、資料「国立大学入試改善調査研究の実施事業計画書」および予算のとおり協議が整い、調査研究の作業が進められることになったと報告し、つづいて資料の朗読があったのちその概要の説明があった。

(6) 特別会計制度協議会について

つぎのとおり会議がひらかれ、文部省側と協議した。

① 3月15日 昭和48年度国立学校特別会計予算(案)ならびにこれに関連する問題について

② 5月11日 昭和49年度予算概算編成方針に関する事項ならびに特別会計制度上の問題等について

(7) 第2次高等教育懇談会委員等について

① 高等教育懇談会

前会長のあとをうけて国大協関係者として加藤会長が加わっておられるが、これについては林新会長と交替することになる。

② 教官等待遇改善研究調査会

これには加藤会長が会長就任前から委員として関係しておられたが、都留第6常置委員長と交替することになった。

(8) 会館増築について

各大学のご協力によって本年2月竣工し、去る3月1日に増築披露式を行なった。

(9) 社団法人「全国大学体育連合」設立に対する協賛について

これについて当協会の協賛方を依頼してきたので、理事会にはかり協賛することになった。

(10) 前総会以後の事業報告について

資料8により当協会の事業(諸会合、要望書

その他の諸活動、会報発行等)について報告説明があった。

## II 協議事項報告

1 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長より資料9により説明があり、異議なく了承された。

2 昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長より資料10により説明があり、異議なく了承された。

3 昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長より資料11により説明があり、異議なく了承された。

4 理事の選任について

各地区において互選された理事候補者は、資料12「地区理事候補者名簿」のとおりであり、総会において原案どおり選任された。

5 各委員会の委員長報告と協議事項について

各委員会の報告事項については、各委員長より概略の説明があり、また要望書の提出については、それぞれ審議の結果、採択された旨報告があった。

—委員長報告の主なもの—

(第1常置委員会関係)

○ 大学設置分科会「大学院および学位制度の改善」(中間報告)に対する見解

(第2常置委員会関係)

○ 「調査書」に関するアンケートの集計報告について

(第3常置委員会関係)

○ 課外活動、就職の申合わせ、教官と学生とのコミュニケーションについて

(第4常置委員会関係)

- 正課中における災害事故対策, 大学保健管理施設, 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

(第5常置委員会関係)

- 教育・学術・文化に関する国際交流の促進について

[以上の説明が終わったところで, 休憩・昼食……13時再開]

◎ 文部省事務連絡

斎藤医学教育課長, 手塚研究助成課長等出席

① 斎藤医学教育課長より, ラジオアイソトープ管理, 火災防止, 人事・労務管理, 病院関係規程の整備, 経理上の事故防止などの問題点を指摘し, 病院の管理運営についても事務局においてじゅうぶん配慮されたいと要望があった。

② 手塚研究助成課長より, 資料「昭和48年度科学研究費補助金の取扱いについて」により, 今年度からは, この補助金による研究の実施を事実上早めることが可能となるように, 新たな措置をとることとしたので, ご了知のうえ的確な事務処理が行なえるよう配慮されたいと要望が述べられた。

以上をもって文部省事務連絡を終り, 午前前の会議に引き続き, 各委員会の委員長報告と協議事項につきつぎのとおり報告があった。

(第6常置委員会関係)

- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

以上のうち, 各委員会から提案され, 採択されたそれぞれの要望書は, 会長・副会長および担当委員長が同道のうえ, 関係省庁に持参し説明したのち提出した。なお, 予算関係の要望書の立案, 提出時期等については, 会長および第6常置委員長に一任する旨の承認を得た。

(入試期特別委員会関係)

- 入試期日繰り上げ, I期・II期制一本化について

(入試調査特別委員会関係)

- 入試改善調査研究に関する事業計画と予算について

(図書館特別委員会関係)

- 大学図書館の改革ならびに昭和49年度予算に関する要望書について, その立案, 提出は会長および委員長に一任する旨が承認された。

(医学教育特別委員会関係)

- 医学教育に関する調査研究報告について次の総会を目標として検討が進められている。

(研究所特別委員会)

- 大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書の作成が進められている。

(教員養成制度特別委員会関係)

- 昨年, 教員養成制度に関する調査研究報告書を公表したあと, 教員養成系の大学院および設置基準の問題につき検討が進められている。

(教職員の厚生等に関する特別委員会関係)

- 保育所の問題について検討が進められている。

6 会長・副会長互選の結果報告

任期満了に伴って, 会長・副会長の互選が行なわれ, 林会長(東大), 前田(京大), 加藤(東工大) 両副会長が新任された。

7 常置委員会の委員の選任について

a) 代表者である委員の選任

常置委員会委員(代表者)候補者名簿

(資料19) のとおり決定した。

b) 教員委員の選任

常置委員会委員（教員）名簿（資料21）

のとおり決定した。

#### 8 監事の選任について

理事会（6月19日）において候補者を選考し、それによりつぎのとおり決定した。

戸田神戸大学長、博田電気通信大学長

#### 9 各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果報告

a) 6月20日各常置委員会を開き、それぞれ委員長を選出した。

b) 大学運営協議会地区委員

大学運営協議会地区選出委員の輪番制等について（資料22）に基づき、それぞれの地区委員を選出した。

#### 10 大学運営協議会の臨時委員（教員）再任について

現在の各研究部会主査である臨時委員に再任を依頼することが承認された。

#### 11 各常置委員会委員長の報告と協議

新常置委員長のもとで、一昨日（6月20日午前中）開催された各常置委員会の状況について、それぞれ各委員長より、今後の検討すべき問題点や審議の進め方などについて報告、説明があった。

#### 12 第53回総会日程について

これについては、つぎのとおり決定した。

日時 昭和48年12月12、13日 総会

昭和48年12月14日 事務連絡会議

場所 学士会館（神田）

以上をもって、協議事項の報告を終り、つづいて鶴田事務局長より、総会の自由討議の概略を、つぎの論点をあげながら説明があった。

- ① 筑波大学の問題について
- ② 西ドイツ訪問について
- ③ 総定員法と国立大学の定員について

④ 大学院生の寮について

⑤ 施設基準の改訂について

⑥ 学生寮の負担区分について

⑦ 身体障害者学生の取扱いについて

なお、事務局よりの依頼事項として、学長ならびに事務局長の交替の際は、その氏名（学長についてはその任期、専攻学科もあわせて）を国大協事務局までお知らせ願いたいと要望があった。

このあと2、3の質疑等があった閉会した。

### (7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和48年5月31日（木）13時30分～18時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 官島委員長

船山、加藤（陸）、奥野、桑原、今井、中川、山田、岸田、戸田、小池、外山各委員

下沢、柿内、渡部、福与、遠藤、高田各専門委員

官島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、前回（4月23日）の委員会において、大学設置審議会大学基準分科会より出された「大学院および学位制度の改善について」（中間報告）について文部省関係官より説明を聞き、そのあとこの中間報告に対する当委員会の見解をまとめ要望書を提出する作業を進めるため、その素案の作成を各教員委員・専門委員に分担して頂いた。その素案が出来たので、本日は各担当者からその報告を願い、これについて審議をしたいと述べられた。

ついで前回の議事要録を朗読し、一部削除のうえこれを承認した。

議事



◎ 大学院および学位制度について

まず、中間報告の「I 構成」の部分を担当された下沢専門委員から、自分の担当は「構成」に関する事項であったが、全体の冒頭に「前置き」が必要と考え、これの案文も作成してみた」と述べたのち、別紙資料によりその「前置き」と共に1課程の種類、2博士課程、3修士課程、の各項について意見の紹介があった。

この説明に続いて意見交換が行なわれ、主に次のような問題点の指摘があった。

(博士課程について)

- 中間報告では博士課程は「自立して研究活動を行ない得る高度の研究能力を有する者の養成」と規定されているが、これは博士の資質低下につながるものである。
- 博士課程の目的・性格についての従来の国大協の考え方は①独創的研究によって新しい知見を加える ②研究指導能力、という2点が柱であった。中間報告にいわれている「研究者の養成」というのはどのようなものを指すのかははっきりしない。
- 中間報告では、博士は高度の業績を積むということより、自主的研究能力を主としているようだが、人文系・社会系では「博士」はこれまで高い評価をされてきているので、学位に対する考え方を考え直さなければならぬのではないか。
- 博士について各学界に共通した認識を得るということはむずかしい。課程制を設けたならこれの修了者には学位を与えなければならないが、そうなればレベルダウンは避けられない。学界として榮譽的なものを考えるのなら、博士以上のものを別に考えるより仕方がない。
- 中間報告の改善案は弾力化が狙いであり、弾力化自体は反対する要はないが、問題は実施する場合にうまく行くかということである。その点についての注文を整理する必要がある。
- 5年を「標準とする」という表現だと何年でもよいような印象を与えるので一考を要する。
- 博士の最短在学年限が3年だと、修士課程プラス1年ということになりレベル低下を招く。また、その特殊例で全般の体制がくずれるおそれがある。
- 「他の研究所に必要な研究指導を委ねることができる」とあるが、そこで学業がどのように認定されるのか。大学院には研究面だけでなく教育面のこともあることを見落してはならない。

(修士課程について)

- 従来の国大協の修士課程に対する考え方は①研究者養成 ②専門的職業家養成、の2本建であったが、中間報告では専門職業教育の色彩が濃い、これでよいか。
- 学部と修士の差については、修士は研究者養成というのが従来の考え方だが、中間報告ではその差がなくなっている。
- 中間報告では、修士課程の目的は①研究能力の涵養 ②高度の専門職業教育 ③社会人に対する再教育、等多様性をもたせるとあるが、それぞれの大学院がそのいずれかに限定され性格づけられる懸念がある。
- それらの3者が同格であることは問題がある。
- 別な内容の大学院を制度的に併列してよいかという問題がある。
- 「研究能力の涵養」は大学院としては当然のことである。中間報告の構想は目的と

対象とが入り混っているため性格が分かりにくくなっている。

○ 1年の課程を設けることは修士のイメージダウンになる。

○ 単位の認定をして出て行くことにすればスッキリする。わざわざ1年修士をつくるのはおかしい。

概ね以上のような意見が出されたのち、次の「Ⅱ組織、編成」の部分について福与専門委員から別紙資料（安盛専門委員作成）により1研究科・専攻、2学生定員、3学部・附置研究所等との関係、4独立大学院、の各項に関する意見の紹介があった。これに関して次のような問題点の指摘があった。

○ どの大学にも大学院を置くという主張をするか、それとも大学院がない大学があってよいと考えるのか。

○ 各大学に修士課程まで置くということはよいが、反面そんなに修士がふえてもよいかという問題もある。

○ 教育組織のことがいろいろ言われているが、その裏づけとなる財政措置のことが出ていない。学部と別な組織を構想するなら財政問題に触れるべきである。

○ 独立大学院は学生が少数だと成り立たないのではないか。

○ 独立大学院の本当の趣旨は何か。一つの大学ではやれないからということか、或いは大学が大きくなることが必ずしもよいことではないということか。その辺の基本的な線がはっきりしない。

以上の意見交換に続いて「Ⅲ教員組織、Ⅳ管理運営組織、Ⅴ施設・設備、Ⅵ学位制度、附記（学生の処遇）」の部分について担当の渡部専門委員から、この素案は中間報告原案と従来の

国大協見解と今回の第3次調査研究の結果、それに私見の4つを併記する形でまとめた前置きして、別紙資料により意見の紹介があった。

この部分については、既に上記のように大学院問題全般に亘り種々意見が出されたあとでもあり、また時間の関係もあって、新設の「学術博士」の問題のみに絞られて論議された。

以上で「中間報告」に対する見解についての検討を終り、委員長からこれのまとめ方と今後の進め方について次のように意見が述べられた。

文部省は6月中に国大協の意見を提出してほしいということであるが、「中間報告」段階のものに対する意見なので国大協としての公式見解とする必要もないと思われる。それで、来たる6月総会には本委員会としての意見をまとめて報告し、その席上で意見をきいたうえで最後の仕上げをすることにしたい。この総会に提出する意見のまとめは、従来の国大協の意見や今回の第3次調査研究のアンケート結果等も参考にすると共に、必ずしも一本にまとめることに捉われず幾つかの意見にウエイトをつけ、具体化の方向を目指すものにするようにしたらよいと思う。なお、この意見は「草案」という形で文書で出すことにしたい。

以上の趣旨に基づき、その草案の作成を来たる6月9日（土）午前10時より下沢、安盛、遠藤、渡部各専門委員参集のもとに行なうこととした。

## （8） 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和48年6月20日（水）10時～12時

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 宮島委員長、林副会長

実方、加藤（陸）、林（竹）、長崎、藤岡  
林（金）、戸田、香山、谷口、円藤、黒

田，外山，山田，桑原各委員  
官島委員長主宰のもとに開会。

官島委員長から，委員の改選があり6名の方が新しく委員になられた旨述べ，委員全員の自己紹介があった。

## 議 事

### 1. 委員長の選出について

委員長から，任期満了に伴う後任委員長の選出についてはかり，投票の結果過半数を得て現委員長である官島東京教育大学長が再選された。

### 2. 委員会の今後の審議事項について

初めに委員長から，次のとおり説明があった。

現在，本委員会で審議中のものとして，大学設置審議会大学基準分科会の「大学院及び学位制度の改善について(中間報告)」に対する見解作成があり，また，第6常置委員会で長らく検討し立案した「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」についても，総会へ提出する前に，本委員会で検討するよう理事会から審議を託されていたので，これについても本委員会で検討すべきだと思う。そのほか，大学間および学部間の格差是正，技術系職員の処遇改善，目的指向型大学の問題等があるが今後どのように本委員会の審議を進めていくかご意見を伺いたい。

これに対し各委員から，次のとおり意見が述べられた。

- 目的指向型大学の問題については，商船大学や水産大学等関係大学の間で検討しているようであり，そこで意見がまとまり，本委員会に問題が戻ってきたら，その際検討すればよい。
- 大学間および学部間の格差是正の問題は，本委員会で検討し，資料も十分集めてはみ

たが，それから先に立ち入って審議を進めるのは難しい問題である。しかし本委員会で集めた資料は，大学院問題等の検討に役立てられており，その一部の目的は達している。

- 技術系職員の処遇改善の問題とともに助手の位置付けの問題も重要であり，とくに前者の問題は研究所特別委員会等とも連絡をとって検討していく必要がある。
- 基本的な問題として，国立大学と私立大学の関係ないし在り方を国立大学協会自身の問題として考える必要がある。将来の学生増加は，20万人が見込まれるとのことだが，国立大学としてこれにどう対処するのか，これらの問題を本委員会で検討するのは負担が重すぎるし，国立大学協会としても今すぐ検討する余裕はないが，いつかは検討する必要がある。
- 本委員会は組織制度を所管し，審議事項は広範囲にわたるが，現在検討中の「大学院および学位制度の改善」の問題とともに，理事会から審議を託された「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について審議すべきである。

以上の意見ののち，本委員会は当面，大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する見解をまとめ，また，第6常置委員会で立案した「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について早急に検討を進めることになった。

### 3. 「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について

鶴田事務局長から標記(案)について本委員会で再検討願う経過について次のとおり説明があった。第6常置委員会では，教官等の待遇改

善について、長らく検討し、別紙「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」を作成し、これを今回の総会に配付し各大学の意見をききたいということで理事会に提出し、要望したが、理事会では、本報告書(案)は、任期制等抜本的な改正を提案しているので、第1常置委員会および関係の研究部会に検討して貰い、その上でこの報告書(案)の取扱いをきめることになった。第6常置委員会では、できるだけ早く、各大学の意見をきくことを希望しているので、本委員会でも早急に本報告書(案)について検討し意見をまとめる必要があると思う。

以上の説明ののち、大学運営協議会第1研究部会では、近く第3次調査研究報告をまとめる予定であるので、第1研究部会とも連絡をとりながら、本報告書(案)を早急に検討することになり、①まず各委員が本報告書(案)を持ち帰って読んだうえ、7月18日(水)に本委員会を開き検討すること ②その際第6常置委員会から委員長等に出席をお願いし、本報告書(案)の背景等について説明をきいたうえ検討すること③必要な場合には、その後、小委員会を設けて検討すること、の3点が了承された。

#### 4. 「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する見解(未定稿)について

委員長から、大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」(以下「中間報告」という。)について、本委員会で検討し、「中間報告に対する見解(未定稿)」を立案した。中間報告について大学設置審議会では文部省を通じ各大学の意見をきき、本年秋頃最終報告をとりまとめる予定らしいので、本委員会としては、各大学が文部省へ提出した意見の写しをもらい、それを

参考に別紙「中間報告に対する見解」(未定稿)を修正し、7月頃までに最終的に「中間報告に対する見解」をとりまとめた旨説明があった。

また 委員長から7月18日に本委員会を開催するので、それまでに小委員会で「中間報告に対する見解(未定稿)」を各大学からの意見をもとに修正し、最終的な「中間報告に対する見解」をまとめて提出することにした。なお「中間報告に対する見解(未定稿)」の内容が今後大きく変更することは考えられないので、外部の事情で緊急に「中間報告に対する見解」を公表する必要が生じたら現在までの考え方で処理させていただくのでご了承願いたい旨を述べ、了承された。

なお、大学格差是正小委員会の構成について、奥野委員(宇都宮大学)交代の後任は、補充しないまま、従来どおりの委員構成で小委員会を存続することになった。

## (9) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和48年5月21日(月) 10時~12時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

松永、黒沢、石原、長崎、丸井、佐野

釜洞、高橋、菅、山岡、中村各委員

肥田野、安倍、小西各専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があつてのち、本委員会に初めて出席された丸井委員(名古屋大)の紹介があり、続いて前回(47.11.27)の議事要録を朗読、これを承認した。

議 事

### 1. 調査書に関するアンケートの報告書(案)について

初めに委員長より、このことについては前回の委員会での各担当専門委員の意見を取り入れて報告書(案)をまとめるよう小西、肥田野両専門委員にお願いしておいたがそれができたので、本日はこれについて両専門委員より説明願ひ、審議を行ないたいと述べられた。

ついで小西専門委員より別紙資料「調査書に関するアンケートの報告書(案)」に基づき詳細な説明があり、末尾の「調査書改善についての意見」の部分については肥田野専門委員より説明があった。

以上の説明ののち、委員長より、このアンケート調査は、調査書の取り扱いについて各大学の実情をたずね、その概況を各大学に知らせるという趣旨のものであり、また事柄が微妙な性質のものであるので、報告に際しては大学名等はもちろん個別資料は表示しないという条件で協力して貰ったものであるが、一応この程度のものでまとめていたいと考えているので、これについてご意見があれば伺いたいと述べられた。

これに対し、まず報告書の形式上の問題について「質問」と「解説」の部分の区別が明確でないので「解説」の部分に見出しをつけた方がよいとの意見が述べられた。了承されたのち、内容的な問題として次のような意見が出された。

- 調査書の取り扱いについての各大学の実情を知るためにアンケートした趣旨は分かるが、それを調べようとした背景には調査書をどうするかという問題があったのではないかと。その点に触れる必要はないのか。
- 現在の状態では調査書は入試の資料として有効に利用できる体制にはない。また、調査書はこれだけで単独に利用されるべきものではなく、入試全般との関係で考えらるべきもの

である。その辺のことをどう考えるのか。

- この調査は調査書の取り扱いの実態を調べ参考に供するという趣旨であるのか、或いは調査書をこのように用いてほしいという提言をするつもりで行なったのか。もし、これで調査書の問題を打切るのなら、何らかのコメントをつける必要があるのではないか。
  - 入試改善の方策としては、調査書の利用のほかにも共通入試や入試期等の問題もあり、それぞれ関連がある。それらのうちで調査書をどう位置づけるのか。それについて今すぐ提言できないとしても、問題として残しておく必要はないか。
  - 調査書についてはこれを積極的に使っている所もあれば、頭からこれを信頼していない所もあり、調査書の評価はまちまちである。調査書は的確なものができれば価値あるものと思われるが、それができるものかどうか、その点も検討する必要がある。調査書にはいろいろ問題があるので、調査書問題をどうするか考える必要があろう。
  - この報告書を出す時の姿勢の問題である。調査書の問題について改善の必要があるということの実態を知らせるといふ立場なのか、或いはこのように活用されているということでも活用を押し進めようとするのか。改善策もいろいろあると思うが、どこまで触れるのか。
- 概ね以上のような意見が出されたのち、委員長より、今回のアンケートについての報告書としては一応この内容のもので報告することとし、これの前文に先程の諸意見を取り入れて「調査書の活用については種々問題点があり」、また、「その問題の解決については今後の研究を必要とする」という趣旨のことを記し、問題

を残す形のものとしてまとめたい。その前文は専門委員と私が相談して作成したいがいかがかと語り、了承された。

なお、この報告書は6月総会に間に合うよう印刷し、総会席上で説明のうえ配付することにした。また、この報告書の配布先について、国立大学以外の大学、高校等に配布してもよいかどうかの問題が出されたが、これについては理事會に諮ることとし、取敢えずは国立大学の範囲に限ることとした。

## 2. 国立大学入試期の一本化について

委員長より、この問題について次のとおり経過説明があった。

最近文部省筋より入試のⅠ期・Ⅱ期制を廃してこれを一本化するという提言があり、各方面の論議を呼んでいる。国大協では入試期特別委員会の加藤委員長が過日文部省を訪れた際に、国大協でもこの問題について検討してほしいという話があったことから、去る5月9日の入試期特別委員会でこの話が出された。その結果、入試期特別委員会では、これまでⅠ期・Ⅱ期の組み替え案を検討してきたが、各大学のアンケートの結果からしても組み替えは実施困難な見通しでもあるので、この際入試期の一本化を考えたらどうかという大勢となったということである。

この入試期の問題は国大協においてもいろいろ歴史的経過があり、当初Ⅱ期校側よりの希望で組合わせの手直しの申請があって、第2常置委員会で40年6月から検討を始めたが、容易に意見が一致しなかった。その後、第2常置委員会では各大学の意見を徴することとし、現状維持、組合わせ手直し、全国一斉一回の各案についてアンケートを行なった。そのアンケートの結果は、全国一斉一回を可とするものが過半数

を占めたが、その後の第2次のアンケートでは受験生に2回の受験チャンスを与えるべきだと建前から、前回の調査結果とは逆に、組合わせ修正によるⅠ期・Ⅱ期制の存続に賛成する意見が過半数を占める結果となった。

その後、この組合わせ手直しの問題を検討するため、43年に「入試期特別委員会」が新たに設けられ、入試期を2回に分けて行なうということを前提として検討を続けてきたが、仲々結論を得るに至らず、昨年(47年)1月に「入学試験期日組み替え方針(案)」について各大学にアンケートをしたところ、多数の大学からこの組み替え方針案に賛成の意思表示があった。しかし、その回答の内訳は賛成36、修正7、反対22、その他10と分散しており、これを以て組み替えを押し進めることは困難なので、入試期特別委員会では組み替えの推進を断念して一本化の方向に進めた方がよいとの空気が強くなった。また、入試期特別委員会としては、この特別委員会がⅠ期・Ⅱ期組み替えの検討作業のために設置された経緯もあるので、この問題について、も早検討の余地がないということになれば、入試期に関する問題は一応第2常置委員会に返上して解散するのが筋であるという意見に傾いた。

以上のような事情で、組み替えが不可能ということになったとしても、その旨を各大学に知らせなければならず、また、これに代えて一本化を進めるにしても、そのことを各大学に改めて問わなければならない。その作業はどこかでやらなければならないので、加藤委員長とも相談して、本委員会と入試期特別委員会との合同会議でこの問題を討議したらどうかということになった。以上のような経緯であるのでご意見を承りたい。

以上の説明に対して次のような意見が出された。

(入試期一本化に対する意見)

- 文部省のこの入試期一本化の提案は、今問題となっている入学者の欠員充足(定員確保)を目当てとしているのではないか。
- 文部省の狙いはⅠ期校・Ⅱ期校の格差観の解消ということと、Ⅱ期校の受験棄権率を是正するということの2点にあるようである。
- 基本的には一本化に賛成だが、今までのところ国大協の意向と無関係に一方的に出されたことは意外である。
- かつて第2常置委員会でも一本化の話があったが、当時文部省は2回受験の意向が強かった。また、主導権のことも論議されたことがあったが、国大協と文部省とで決めるべきだというのが結論であった。
- 今度の一本化の動きは、国大協内部からでなく文部省から突如として出ているが、その真意はどこにあるのか。アドバルーンとすればそれにふり回されるのは問題である。一本化は国大協での課題でもあったので、自主的に検討して実現の方向に進み、文部省に進言したらどうか。

(この問題の検討方法についての意見)

- この一本化の問題についての検討のことは、その後文部省から正式に国大協の意見をきいてきたということであった。
- それなら今までと別次元で問題が出たということになる。入試期に関係することだから入試期特別委員会で検討してもよいのではないか。
- 入試期特別委員会としては総会において組み替え問題の検討を委託された関係で、組み替え以外のことまでやるのは越権という考え

から問題を第2常置委員会へ返上ということになったが、一本化の問題はⅠ期・Ⅱ期問題と関連があるということで両者が相談してやったらよいと思うので、両者の合同会議を開いて今後のことを決めたらよいと思う。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より、この問題は、第2常置委員会と入試期特別委員会とで合同会議を開き、Ⅰ期・Ⅱ期組み替え方針案の処置と一本化の問題について協議することとしたい。期日は総会前に開きたいので、入試期特別委員会の加藤委員長の都合も考慮し6月16日(土)午前10時より13時としたいがいかがかと諮り、了承された。

### 3. その他

委員長より次の3点について説明並びに報告があった。

#### (1) 身体障害者の問題について

この問題については調査書の問題と併行して進めることになっていたが、諸種の事情で進行していない。しかし、一方で共通入試の問題も急速に進んでいるので、それとの関連もあり根本的に考える必要がある。それで、今回の調査書の報告の作業をすませたあと、引続いて審議を進めることにしたい。

#### (2) 京都公立高等学校進学指導協議会からの要望について

同協議会の会長から5月1日付文書で「昭和49年度以降の大学入試合格者発表の取扱いについて」という要望書が提出された。これは、高校側では卒業生の進路決定状況を毎年文部省に報告することになっているが、最近新聞紙上に合格者名が発表されない傾向が強まり、その把握に苦勞しているので、各大学から合否状況又は合格者名簿を各出身高校長宛送付するよう取り計らってほしいという趣

旨のものである。これについては総会にも報告したいので一応この席でご紹介しておく。

(3) 日教組との懇談について

去る2月26日に日教組からの申し入れで国大協との懇談会が開かれ、日教組から榎枝委員長以下3名、国大協から加藤(一)会長、都留第6常置委員長、それと私の3名が出席した。その際、入試改善問題についての話し合いがあり、日教組側から入試改善については日教組始め社会各層の意見をきくようにしてほしいとの要望があった。

## (10) 第2常置委員会・入試期特別委員会の合同会議議事要録

日時 昭和48年6月16日(土) 10時~13時

場所 国立大学協会会議室

出席者

(第2常置委員会)

谷田委員長

松永、小山、丸井、佐野、菅、山岡、  
黒田(以上入試期特別委員会委員兼任)、  
石原、釜洞、高橋、中村各委員  
肥田野、安倍、小西各専門委員

(入試期特別委員会)

加藤(六)委員長

加藤(陸)、林、芦田、葛西各委員

谷田第2常置委員会委員長、加藤入試期特別委員会委員長の両委員長主宰のもとに開会。

議事

### ◎ 国立大学入試期のI期・II期組み替えの経緯と一本化について

初めに加藤入試期特別委員会委員長より今回の合同会議を開催するに至った経緯について次

のとおり説明があった。

入試期特別委員会ではこれまで二つの課題について検討してきた。その一つは昨年度から始まった入試期日繰り上げの問題で、来年度から現行の入試期日を3日繰り上げる案について各大学にアンケートを行ない、その結果大部分の大学から賛成を得たが、最後まで賛成が得られない大学が数校残ったため、時間切れの関係もあって遂にこれを断念せざるを得ない結果となった。

今一つは、43年度に本委員会がそのために設置をみたI期校・II期校の組み替え問題である。これについては種々検討ののち、昨年1月各大学に「入学試験期日組み替え方針(案)」のアンケートを行なったが、賛否両論があってこれを推進するのが困難な事情となり、これを契機に過般の入試期特別委員会ではこの際I期・II期制を廃して入試期日を一本化したらどうかとの空気がにわかに強まった。

この一斉入試の構想は、国大協でも既に早くから提起されていたが、文部省がこれまで受験2回チャンスの考えを固執していた関係もあって積極的に検討されることはなかった。しかし、最近文部省はこれに固執しないでむしろ一本化を検討してほしいとの態度に変ってきたので、この問題の検討を改めてする要があると思われる。ただ、入試期特別委員会としては「組み替え」についての検討を第2常置委員会から委託されて発足した関係もあり、一本化という新しい課題を検討することはその任でないと思われ、本来の任務である「組み替え」問題が実施困難な見通しとなった段階で、入試期に関する問題を一応第2常置委員会に返上するのが筋であると考えた。この由を谷田第2常置委員長に諮ったところ、検討中の「組み替え」問題の



処置と、新たに提起された入試期日の一本化の扱いについては、入試期特別特別委員会と第2常置委員会との合議で決定したらどうかということになり、本日の合同会議開催となった。

以上の説明に続き谷田第2常置委員長より、入試期特別委員会は「組み替え」問題の検討を委託された訳ではあるが、この問題の結末はまだついておらず、また一本化の問題も入試期に関する問題であってこれを全く切り離すことはできないので、この両問題を議題として関係両委員会の合同で審議するのが適当と判断し、本日の合同会議を開くに至った旨が述べられた。

ついでその説明の補足として、この問題が討議された去る5月21日の第2常置委員会の模様を当日の議事要録によって紹介された。この議事要録に関連して、そこに記述されている国大協における入試期問題についての初期の経過の部分（第1次アンケートでは全国一斉一回を可とするものが過半数を占めたが、その後の第2次アンケートではⅠ期・Ⅱ期組み合わせ修正による2回制の存続意見が過半数を占めたという箇所）および昨年度の「入学試験期日組み替え方針（案）」のアンケートの集計結果（そのまとめ方）の部分の2点について異見が出され、これをめぐって暫らく論議が交された。

以上の論議ののち、「組み替え」問題の処置と一本化問題の扱いについて協議し、主に次のような意見が出された。

- 「組み替え」問題の検討を中止する理由として、これの実施の見込みがないということではどうか。
- 「組み替え」問題の結末をつけてからでなければ一本化問題を提起するのはおかしい。
- 「組み替え」案は困難である旨を報告し、それと同時に一本化の意見をきくようにした

らどうか。

- 入試期のいろいろな方法（2期制、一斉、自由選択等）を示して改めて意見をきいたらどうか。
- まずいろいろな方法についての意見をきき、その結果の方向をみってから次のアンケートを改めて行なう方法はどうか。
- この問題を総会に提起して討議して貰い、その意見を基に処理したらどうか。

概ね以上のような意見交換ののち、丸井委員が去る5月9日開催の入試期特別委員会で作成を委託された「組み替え案と一本化の問題についての検討資料」（①入試期日についての従来の審議、検討経過の概要 ②入試期に関する諸方式の問題点 ③国立大学入試期に関する調査、の3資料）が提示され、これについて検討が行なわれた。これについては、「組み替え案」を再度アンケートに取り入れるべきかどうか、もしこれを取り入れないとすれば、そのことをどのように説明したらよいか、ということが主な論点となった。

このあと、この入試期の問題——組み替え案の処置と一本化の扱い——については、事が重要な問題であるので一度総会の席上でこれを諮り、その了解を得たうえでアンケートをしたらどうかとの提案が出され、この意見に従い、総会にこの問題を提起し、「組み替え」問題のけじめをつけ、一本化問題の意向もきいたうえでアンケートを行なうこととした。

## (11) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和48年6月20日(水)10時～12時

場所 国立教育会館第7研修室

出席者 谷田委員長

松本、奥野、相磯、小山、清水、高橋

曾沢，小島，中村，高良，松永各委員  
(オブザーバー) 前田副会長

谷田委員長主宰の下に開会。

## 議 事

### 1. 委員長の選出について

次期委員長の選出が諮られ，相磯委員から，委員の大半が交替したことから，過去の審議経過等に詳しい谷田委員長に引続きお願いしたい旨発議があり，全会一致で再選された。

### 2. 委員会の今後の審議事項について

谷田委員長から，これまで本委員会において主に検討してきた事項としては，

- (1) 入学試験における調査書に関するアンケートの問題
- (2) 身体障害者(とくに盲人)の大学受入れ問題
- (3) 国立大学の入学試験期日(I期・II期)の組み替え問題

等があるが，これらは引続き今後も検討する必要がある旨述べられた。

ついで，同委員長から，このことについての今後の審議の進め方等について，自由に討議をお願いしたい旨述べられた。

(1)の入学試験における調査書に関するアンケートの問題について

谷田委員長から，調査書についてのアンケートのとりまとめを作成したが，「まとめ」の前書きでは利用の範囲，改善については，はっきりしたことは述べられていないので，今後は，専門委員会等と協議のうえ検討してゆきたい旨諮られ，了承された。

(2)の身体障害者(とくに盲人)の大学受入れの問題について

谷田委員長から，身体障害者の大学受入れについては，これまで自由討議として検討してき

たが，各大学は，入学後の施設の問題等受入れ態勢に不十分な点が多いことから，積極的に取り組むには，足踏み状態であった。ただ，大阪教育大学では，この問題についての実施面について，かなり具体的に検討されていることから，その実情を伺いたい旨述べられた。

このことについて，高橋委員から，本学では，身体障害者の入学試験の実施方法について①盲人の問題の出題は，音声をもって伝達し，解答は点字で行なう。ただ，この場合

ア. 解答を音声で行なうことは，介添者の影響が大きいこと，イ. 問題によっては(とくに漢文は)，音声で出題できないことが考えられる。②受験資格は，将来教員になれるか否かはとくに考えない。入学後のカリキュラムについてゆければ入学を許可する。③健康診断基準を再考すること等，目下検討中である旨述べられた。

ついで，前田副会長から，このことについての主な問題点は，すでに述べられたとおり入学試験の実施は，各大学でも可能と考えられるが入学後の施設の問題(例えば，階段をシャローすること等)にあると考えられるので，文部省は，一定基準をつくり，身体障害者が入学すれば，その大学へ特別予算を配分する等の措置をしなければ，不可能であろう旨述べられた。

また，谷田委員長から，文部省は，入試改善会議等で，大学は今後，この問題について積極的に取り組んで欲しい旨要請があったことについて述べられた。ついで，同会議資料から，昭和47年度に4年制大学における身体障害者の入学試験受験状況等について，次のとおり披露された。

身体障害者 受験者総数 952人

合格者数

国立大学 20人(聾啞者1人)

公立大学 18人

私立大学 257人（聾啞者11人  
盲人11人）

(3)の国立大学の入学試験期日（Ⅰ期・Ⅱ期）  
の組み替えの問題について

谷田委員長から、このことについて、さきに入試期特別委員会が、各大学からアンケートをとった結果①国立大学全体として過半数の賛成があったこと。②このことに対し、高校側は、受験のチャンスが2回から1回に減ることには反対であることを表明している等の説明があり、今後、本委員会として、骨組みを考え、入試期特別委員会と協力して検討する必要がある旨述べられた。

ついで、今後の審議の進め方等について自由に討議をお願いしたい旨述べられ、各委員から次のような意見が出された。

- Ⅰ期・Ⅱ期についての1本化は、共通テストとのむすびつきは、関係ないか。
- 1本化に対する障害は何か。
- 反対の理由として「Ⅰ期・Ⅱ期の組み替えがむづかしいから」ということは、理由にならないのではないか。
- 私立大学は、Ⅰ期・Ⅱ期制でも影響ない旨伺っている。
- 国大協側は、1期にすることとしたらどうか。

等の意見が出されたのち、この問題については、ただちに結論を出すことはできないので、前述のとおり、次回以降引き続き検討をかさねることとした。

### 3. その他

- (1) 谷田委員長から、京都公立大学高等学校進学指導協議会から、国立大学協会会長あて「昭和49年度以降の大学入試合格者発表の

取扱いについて」と題する要望書が届いた。これは高等学校が卒業生の進路別状況を把握し、文部省へ報告するにあたり、従来、大学合格者の氏名等を新聞紙上から入手していたが、近年新聞掲載による発表が減少の傾向にあることから、その把握に苦慮しているの、今後は合格者名簿を各高等学校へ配布する等考慮して下さるようご協力願いたい旨の趣旨であると述べられた。

- (2) 次回委員会は、7月中旬を予定し、日時等はおって通知することとした。

## (12) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和48年5月11日(金)10時～12時

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

松本、福井、綿貫、富山、後藤、砂崎平、永松各委員

佐治専門委員

説明者（文部省）

岡田学生課課長補佐、緒方学生課補導係長

広根委員長主宰のもとに開会。

開会に当たり委員長より、本日は議題の関係から説明役として文部省学生課より関係係官の出席を煩わした旨述べられ、ついで専門委員の交替について、倉石専門委員（京都大）の定年退職に伴いその後任として佐治東大教授が新たに委嘱されたと報告ならびに紹介があった。

続いて前回（47.11.11）の議事要録の朗読があり、これを承認した。

### 議事

#### 1. 課外活動について

委員長より、この問題の経緯について次のとおり説明があった。

この課外活動の件——サークル部室の整備の問題は、以前からの懸案であり、国大協から文部省に対し45年2月3日付で「文化系サークル部室の新営について」、また46年6月25日付で「体育系サークル部室の新営について」の要望書をそれぞれ提出した。その後文部省においてもこれらの実現に努力され、一昨年度、昨年度と予算も大幅に増加し施設の拡充がみられたが、しかし、なお不十分な状況である。文部省としては種々事情もあろうと思われるので、その見解を伺い、意見交換を行ないたい。

ついで岡田学生課課長補佐より、別紙資料「サークル共用施設の新築状況」に基づき、文部省としてもサークル施設の整備充実に努力している旨の報告があり、またその施設の内容としては、当面サークル共用施設、音楽練習室等に重点がおかれているが、そのほかにも連合体育行事の際にその当番校に対して武道場、弓道場、馬房、艇庫等の体育施設の整備を図ったり、また各大学の事情を勘案し、既設の建物を改修して課外活動施設を整備する等措置を講じていると説明があった。

以上の説明に対して次のような意見交換が行なわれた。

- サークル活動施設に対する文部省の基本方針はどうか。以前サークル活動援助は大学がやる必要はないとの意向が示されたようだが、その後方針は変っているか。各大学が施設の管理の正常化につとめることはもちろん必要だが、文部省としては、各大学の事情によって個々に整備を図るというのではなく、大学全体に対する課外活動施設整備の基本方針を立てる必要があるのではないか。
- 礎かにそのとおりであるが、現在は各大学からの予算要求の説明をきくときに、その大

学の一連の要求事項のうち高い順位にランクされているものを拾うようにしている。(文部省)

- 大学はどうしても研究優先になり、福利厚生面のことはあと廻りしになり勝ちになる。このような実態をそのままにしておいて要望書だけ出しても効果は余り期待できないのではないか。
- 教育重点だとサークル関係のものはどうしても下積みにされる。課外活動関係のものは研究教育のものとは別枠の予算として、各大学とも平等に整備されるような措置が必要である。
- 課外活動施設の別枠予算はあるが額は少ない。合宿研修施設、サークル共用施設、食堂等は予算措置は別枠となっているが予算は足りない。この柱の枠をもっと広げることより以外に改善の道はないと思われる。それと今一つの弁法として、施設整備を文教施設費予算だけでなく営繕費予算でできるだけ賄うことを考えている。いわゆる文教施設費予算だと大蔵省との折衝となり実現が仲々困難なので、文部省だけで処理できる営繕費予算で処理したいと考え、これまでの営繕費の限度額1,000万円の枠を1,500万円に引上げることを考慮している。(文部省)
- 基準面積に余裕がないと施設設置要求はできないのか。
- 厚生補導施設の基準面積はあるが、大学が厚生施設を他の枠のものどどのようにセットするかは文部省としては問題にしない。基準面積の変更ということになると根本的な問題となる。(文部省)
- この委員会は国大協の中で課外活動を取扱っている委員会であるので、課外活動の発展

を図るため全人教育に果たす課外活動の重要性の認識に立って、その予算の拡大に努力すべきである。

以上のような意見交換ののち委員長から、前述のように国大協としては2回にわたりサークル部室新営の要望を行ない、その際にモデル的施設の提案も行なってきたが、更にサークル活動の重要性を強調して今後も要望を続けて行くと同時に、現実の問題としては厚生補導関係施設予算の袋を拡大することに努力して行きたい。については文部省としても、この大学現場の声を理解して折角努力していただきたい、と述べられた。

## 2. 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告について

このことについて委員長より次のとおり経過報告があった。

前回の委員会(47.11.11)では、この調査報告書をまとめるに当たり、各専門委員からの説明をきき、原案を検討して修正した。これを11月総会に報告し了承が得られたので、この報告書を本委員会の名で各大学に送った。以上のような経過であるが、このような形のものができたので活用していただきたい。なお、これについて何か意見、感想等があれば承りたい。

これに対し、この種調査報告書には調査研究に従事した人の名前を記載するようにしたらどうかとの意見が出され、将来考慮することになった。また、文部省係官から、この調査報告の概要を場合によっては機関誌に掲載したいとも思うが差支えないかとの発言があり、これについてこの調査結果の公表の可否の問題が論議されたが、結局、内容をチェックしたうえで公表することは差支えないということとなった。

## 3. 就職推せん時期申し合わせの実情について

委員長から、この問題は実行上むずかしい問題で、現場の関係教職員は処理に苦労している実情であるが、来年度も今年度と同じような線で申し合わせの話し合いが行なわれるのかどうか、その辺の事情について文部省側の意見を伺いたいと述べられた。

これに対し、岡田課長補佐より次のような説明があった。

今年は予想していた以上の成果があったように思う。この就職推せん時期の設定は、遅い時期を望む大学と、早い時期を望む企業体との歩み寄りから打出された線であるが、去年までは企業側との話し合いができなかった。今年度は5月に企業の求人活動開始、7月に大学の就職事務開始、10月に卒業予定者の推せん開始ということであったが、これでよければその線で来年度も行ないたいと考えている。しかし、7月の就職事務開始はよいとして、5月段階の求人活動の開始には問題があると思われる。10月の推せん開始については実質の意味を持たないので余り問題にならない。要は実態に合わせて申し合わせするのがよいように思われるので、もう少し状況をみて結論を出したい。

これに対して委員長から、この就職推せん時期の問題については、いずれ9月頃から大学8団体で協議することになるが、大体只今の意見を参考にして本委員会でも検討するよう申し送ることにしたいと述べられた。

以上で本日の議事を終り、最後に委員長より、6月の総会には本日の協議の結果をまとめて報告することにしたのでご了承を得たいと挨拶があり閉会した。

なお、閉会に当たり富山大学後藤委員より、来月12日で学長任期が満了になる旨の挨拶があった。

### (13) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和48年6月20日(火)10時~12時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 砂崎, 船山, 広根(代白石), 岡本, 博田, 池田(代池尾), 平, 安達, 北村, 山本, 葛西, 山田各委員

広根委員長欠席のため砂崎委員が座長となり開会。

#### 議事

##### 1. 委員長の選出について

広根委員長が欠席であるが引き続き次期委員長にお願いしたい旨の提案があり満場一致で決定した。

##### 2. 委員会の今後の審議事項について

座長から今後の委員会の検討事項としては、具体的に各大学で困っている問題をとりあげることとしたい旨述べられ、各委員から次の意見が述べられた。

- 寮問題については何をとりあげてもきりがないので今後問題があれば随時とりあげてゆくことにしたい。
- 正課中の災害については第4常置委員会で検討されているが、課外活動中に災害があった場合どうするか、法的にも救済の道がない。
- 補導の場合、勉強と同時に課外活動を奨励するが、その際災害が起った場合、何の救済方法もないので、この点検討を要するであろう。
- 事故があった場合の責任の所在が明確になっていないので、これを明確にすべきであり特に大学の責任をはっきりすべきだ。
- 学生健康保険組合では災害等が起きた場合どうなるか。スポーツ保険では掛金が高いの

で学生は加入しない傾向がある。

- 正課中の災害が起きた場合にはその補償をしなければならないが、課外活動中に起きた場合、特にスポーツ等の場合についての災害について責任や精神的、財政的負担を何等か研究してとりあげるべきである。
- 教官と学生とのコミュニケーションに関連し、課外活動としてのサークル問題を追跡調査する必要がある。
- アンケートに現われた事項として2つの面がある。1つは設備を良くしてそれ以外のことは大学は責任を負わないこととする。もう1つは責任の問題で部長とか大学とかの責任の関係である。
- アンケート調査集計報告を通じ教官と学生とのコミュニケーションを深く掘り下げ、又、災害等について大学側の面から見て、研究することの2つとりあげる。これらが補導と言う面で大きくプラスされる。
- 課外活動における部室の問題は教育的利用のため必要である。それゆえ文化サークル、体育サークル等のモデル教室を作る必要がある。
- 文部省はここ2、3年この部室の点を考慮してきているのでさらにもう少し積極的にさせるよう促進をはかる。
- 文部省にモデル校(阪大等)を見させ財政的に出来ることを取り上げる。  
以上のような意見が出され、これにもとづいて、第3常置委員会の今後の審議事項については、次の事項をとりあげることにした。
- ① アンケート調査集計報告を通じて教官と学生とのコミュニケーションを深く掘り下げ、課外活動や(サークル活動等)部長と部員のコミュニケーションの関係を考える。

- ② 課外活動中の災害等について徹底的に究明する。
- ③ 課外活動のサークル等の部室を作るようこれを促進し、また一層の充実を図ることを働きかける。

## (14) 就職問題懇談会要旨 (文部省主催)

日 時 昭和48年6月6日(水)14時~16時

場 所 国立教育会館第6会議室

出席者 文部省 遠藤学生課長, 岡田課長補佐  
 国大協 鶴田事務局長, 丁子同次長  
 公大協 中山理事  
 私大連 石田事務局長  
 私大協 柴田二松学舎教授, 宇佐美事務局長次長 三井同局員  
 私大懇 古賀事務局長  
 国短協 松島事務局長  
 公短協 安藤事務局長  
 私短協 中原事務局長, 下河辺同局員

### (概況)

懇談会は遠藤学生課長の司会で進められた。

- 同日は、主として文部省と各大学団体からそれぞれ本年の就職状況についての情報交換が行なわれたが、今までのところ本年は企業側の自粛が徹底した関係もあり、大学と業界が一致してやればこれほどのことが出来るかというのが実感で、とに角予想以上の成功だったといい得るのではないかとのことであった。
- なお、来年度の申し合わせについては、本年7月以降の就職の実態を調査した上で10月頃までに行なわれるが、参考までに各団体の感触を聞いたところでは、大学側の申し合わせとしては、大体本年と同様の内容でよい

ではないかという意見が大勢を占めた。

### 1. 文科系と理工系を区別することについて

- 就職の決まった段階での文科系と理工系の学生の反応は、大分ちがうようだ。文科系と理工系とでは推せん開始時期を変えてもよいのではないかとの提案があったが、これに対しては、数年前まで区別していたのを、事務的な関係もあり、この会議でいろいろ苦勞してようやく一本化したいきさつがあり、今更もとに戻すのは賛成出来ないというのが全員の意見であった。

### 2. 7月と5月とのズレの関係について

申し合わせによると、就職事務の開始は7月1日以降となっており、企業側は求人のための行為の開始を5月1日以降としていることについて、種々話し合いが行なわれた。

- 今年は大学側の申し合わせがあったのちに、企業側の申し合わせが行なわれたのだから、止むを得なかったが、来年度はズレのないように実際に合わせて欲しいという要望が企業側から出そうだ。
- 本年5月に開催された国立9大学法経学部長会議では、とくにこの問題について申し合わせをし、来年度卒業予定の学生の勉学にとって5月、6月の2カ月はきわめて大切な時期だから、就職事務は7月以降とするよう格段の配慮をされたいといっている。
- 7月という申し合わせがあるので、5月の線が守られているとも考えられる。
- 大学はこれ以上折れる必要はなからう。
- 5月というのは大学側の申し合わせの線ではないが、従来企業側が野放しだったのを5月にしたことでもあり、矢張りその態度でよいのではないか。

### 3. 7月厳守による学生側、企業側の反応について

大手の採用試験が7月初旬に集中することについて話し合われた。

- 企業側は、最初から自社を希望する者が採れるので喜んでいるようだが、学生側は困るのでないか。
- リクルートセンターの調査によると、大手でも7月初旬1回だけの試験というのではなく、追募集の計画がある旨を当初から発表しているところも少なくないようだ。困るといふほどでもないのではないか。

### 4. 情報蒐集について

- 次回までに出来るだけ情報を集めて欲しい。文部省からも、次回には労働省、日経連の調査した企業側の実態について報告する。
- 大学側の違反事例についても、情報があれば知らせたい。各大学団体としてそれぞれ適宜の方法を講じたい。
- 高専は文部省の通知によると大学に準ずるとなっているが、実際はちがうようだ。はっきりさせて欲しい。
- 或いは高専もこの会議に参加させることも考えられる。

(次回開催)

今回は、概ね9月中旬に開催したい。

## (15) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和48年6月20日(水)10時~12時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 池田委員長

金森、白淵、玉山、清水、鐘ヶ江、清水(英)、榊原、増尾、宮田、曾沢、中村各委員

説明者 文部省遠藤学生課長他1名

池田委員長主宰のもとに開会。

### 議事

#### 1. 委員長の選出について

まず、次期委員長の選出について協議がなされ衆議一決、引き続き池田委員長を選出した。

#### 2. 学生の正課中における災害事故対策について

はじめに委員長よりこれまでの経過についてつぎのとおり説明があった。

昨年11月本委員会で調べた47年11月~48年1月の3カ月間の「正課中における学生の災害事故者に関する調査集計」をもとにして

1. 調査国立大学学生数
2. 学生健康保険組合および後援会等の現状(昭和46年度)
3. 治療期間
4. 医療費

等の各項目につき説明がなされ、特にこの調査における特殊性として理工科系では実験中の事故、文科系では体育中の事故が多いことなどが述べられた。

これに対し、つぎのような意見が出された。

- 事故にともなう医療費は現在学生保険制度をもっている大学では、これでまかなっているが、赤字になっており給付金の引上げが必要と思われる。
- 保険料の徴収額を他大学ではどの位徴収しているのか調べてみるのも一つの方法ではないのか。
- 掛金については私立大学の問題もあり今後更に調べることが大切である。
- 災害事故の補償制度の具体的実現をはかるために今後文部省に対し要望書を出す方向で進めて行くことがよいのではないか。
- 国立大学としての方針をまとめるためにも



早急にその趣旨を述べ意向を聞いてみるのもよいのではないか。

- 正課中の事故を対象としているが課外の事故を含めることは問題があるのか。
- この制度を進めるプロセスとしては各大学の意向調査を行なう必要があるが大学院（ドクター・コース）をも含めて行なうのは問題がある。

以上のような意見が出されたのち、委員長からこの問題については各大学長あてにアンケートを出し意向調査を行なうことにし、その原案作成を委員長と宮田委員に一任することで了承された。

### 3. 大学保健管理施設の増加、充実について

保健管理施設は、大学の規模により種々異なり、その整備拡充および設置してない大学に対する設立を推進する。

センター長については、全員教授定員を配置されるよう要望していきたい。

要望書の提出については、総会でその点十分含んでもらうことで了承された。

## (16) 第5 常置委員会議事要録

日時 昭和48年6月18日（月）10時30分～12時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

林、市村、博田、水戸部、桜場、芦田（淳）、牧、井上、小島、芦田（謙）、

日高各委員

加藤臨時委員

（オブザーバー）

文部省国際学術課中村課長補佐

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

この度西ドイツ政府の招待でドイツの高等教育の現状視察と日独間の国際交流促進のため当協会から6人の学長等が西ドイツを訪問したが、その際本委員会として考慮すべき問題に当直面したので、それに関する今後の計画について協議したいと考えた。これについては来年度予算の関係もあるので、本日は特に文部省から関係官の出席を煩わした。

また、明日の当協会の総会では常置委員会の委員長の改選があり、なお私の学長任期も来年1月で切れる関係もあり、この際今後の国際交流計画を立てる体制づくりも必要であると考えた。そのような事情から急遽総会前に会議を開催することになった。

以上のような次第で、本日は主として西ドイツ訪問の報告とその訪問の際当面した問題の検討、それと学術文化の国際交流についての来年度予算の要望等について協議したい。その要望書の原案を便宜上私単独で作ってみたので、それについてもご審議願いたい。なお、本日は今回の西ドイツ訪問に参加された加藤前会長にも臨時委員としてご出席をお願いした。

以上の挨拶ののち、前回（2月6日）の議事要録の朗読があり、これを承認した。

### 議 事

#### 1. 国際間の学術交流の促進について

委員長より、本議題は今回の西ドイツ訪問の報告のあとで審議するのが順序であるが、国際交流促進の要望について明日の総会で承認を得たいので、まずこの要望書の検討から先議したいと述べられ、委員長作成の要望書（案）を朗読し意見を求められた。

これについて次のような意見が述べられた。

- この要望は今回の訪問の事情に基づいて提出されるものであるから、その具体的根拠を

もっと明確に表現した方がよいのではないか。

- 日本と諸外国との学術文化の交流については「地域間の均衡」を配慮する要がある、との旨が記述されているが、「地域間の均衡」という表現では意味が明瞭でないので、この箇所は省略してもよいのではないか。
- この文案中には「学術文化」という語が再三出ているが、大学としての立場からはこれに「教育」を付け加えて「教育・学術・文化」とした方がよいと思う。
- 結びの部分にある「大学間の国際協力の促進と学術文化の交流を活発化……」とあるのは、前者（大学間国際協力の促進）と後者（学術文化の交流）が併立しているような印象があるので、両者を関連づける表現に変えた方がよいのではないか。

概ね以上のような意見が出され、これに基づきそれぞれ修正が施され、本要望書（案）は承認され、明日の総会に諮ることとした。なお、この要望書の提出先に日本国際教育協会会長を加えることとした。

## 2. 西ドイツ訪問の報告について

委員長より、別紙「西独からの国立大学長招待について」により今回の西ドイツ訪問の概略の報告があり、ついで加藤臨時委員（前会長）より訪独中の各方面との懇談の様態について、下記項目別に詳細な報告があった。①大学立法、②大学拡張、③大学の管理運営、④学生問題、⑤国際交流問題

以上の報告に続いてこれに対する質疑応答が行なわれ、大学の管理運営、研究費、教官の待遇等の問題について井上、芦田（淳）委員等から種々説明があった。なお、今回の西ドイツ訪問についての総会での報告は、加藤（六）会長より行なう旨委員長より付言された。

この状況報告のあと委員長より、西ドイツ側の希望事項として次の2点を紹介された。

- ① 西ドイツよりの外国人教師の処遇については、DAAD（ドイツ学術交流事業団）が財政的補助を行なっているので、西ドイツより教師を招へいする場合はDAADを通して行なって貰いたいこと。
- ② 外国人教師の滞留期間が長期になると帰国後の就職がむずかしくなるので長期にならないよう配慮してほしいこと。なお、2年に1回は帰国の機会を与えてほしいこと。

最後に、今回の西ドイツ政府の招待に対する返礼として来年度日本からの招待を行なう件について、委員長から、このことについてはこれに伴う予算や実施計画等諸般の準備を進めなければならないので、そのための別組織を作る必要があると思われ、この組織が作られる際には本委員会からも数名参加願うことになろうと、その協力方について了承を求められた。

## (17) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和48年6月20日(水)10時～12時

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 後藤委員長

博田、石川、桜場、芦田、井上、小島  
各委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新委員の紹介が行なわれた。

### 1. 委員長の選出について

次期委員長の選出が諮られ、投票により行なうこととし、その結果、現委員長の大分大学長が再選された。

### 2. 委員会の今後の審議事項について

新任委員より、今後の参考としたいので当委

委員会の現在までの経過を説明してもらいたいとの希望があり、これに対し委員長から下記のとおり説明があった。

- ① 主なる問題としては、4年前（昭和44年）からの留学生問題があること。留学生に対する待遇改善、具体的なものとして日本より派遣される留学生の旅費について支給されるよう文部省に対して予算措置の働きかけを行ないこれにより実施されることになった。
  - ② 非常勤講師の処遇改善に関し、大都市と地方における講師招致の格差是正、公務員ペアに伴う非常勤講師手当の差額支給の問題。
  - ③ 外国人教師・講師について、設備等の予算措置（対文部省）についての問題点、(1) 宿舎、(2) 国内旅費、(3) 人事院規則の適用についての疑問点、(4) 毎年行なう複雑な契約手続の簡略化、(5) 契約期間中の一時帰国が出来ること、(6) 単位の互換、以上のうち、特に単位の互換問題については国内外を問わず当委員会の今後の重要な審議事項であることを確認した。
- つづいて意見の交換があったが、その主な点はずつとつづきのとおりであった。
- 大学間の交流、特に国際交流を主とすべきである。
  - 国内単位の互換を外国留学生にも認めること。
  - 留学生の留学期間1年を11ヵ月に短縮したことは、丁度学生が講義を聞き、会話が出来るようになった段階で帰国となるような状態となるので、期間の延長をすべきである。このことについて実態を調査し、検討する必要がある。

- 教官の留学について、競争制度をもうける。海外派遣選考内規をもうけて留学させている大学もあるが、多くは無条件順位となっているので、この点、形式的にも準備をさせる趣旨から必要ではないだろうか。
  - 海外に教育機関を設立する。具体的には諸外国の大学に講座をもってゆくこと、これによって交流が円滑に行なわれることになる。また我国（国際交流基金）から海外の交流機関に対する積極的な援助が必要である。
  - 外国人留学生受入れのための待遇問題（給与・宿舎等）を検討課題とされたい。
- 次回委員会を9月20日（木）午後1時30分より開催することにした。

## （18） 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和48年5月10日（木） 15時～17時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 都留委員長

丹羽、和田、渡辺、福原、井手、香山  
北村、田中、中塚各委員

稲野、手塚各専門委員

説明員（文部省）

安養寺審議官、三角会計課長、他2名  
都留委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日は文部省の来年度予算概算編成方針に関し要望すべき事項があれば提出したいという趣旨で委員会を開催した。このため文部省から関係官が出席されているので、まず来年度の概算要求について説明を伺い、ついで意見交換を行なうことにしたい。その上で、後刻来年度予算に関する要望並びに教官等の待遇改善に関する要望等についても審議をお願いしたい。

〔議 事〕

## 1. 来年度予算概算編成方針としての要望すべき事項について

初めに文部省安養寺審議官より、来年度の国立学校特別会計予算については本年度と格別変わったところはないと前置きして、別紙資料「昭和49年度国立学校特別会計予算の概算要求について（案）」により次に示す3本の基本方針と、それに基づく重点事項について詳細な説明があった。

- ① 大学改革の推進
  - ② 高等教育機関の計画的拡充
  - ③ 教育研究上の要請が強い分野の体制整備
- なお、以上の予算案に関連して次の2点について付言された。

- ① 筑波大学の新設に関連する学校教育法の改正については、これは大学の構造を在来の型にとらわれないという考え方で進めている。
- ② 教官の待遇改善の問題については、目下調査会を開いて審議を進めており、国大協のこの問題の検討経過を見ながら8月予定の人事院勧告に何らかの意思表示ができるよう取りまとめたいと考えている。医学部の教官待遇改善については表示したい考えである。

以上で文部省側の説明を終り、質疑に入り次のような意見が出された。

- 重点事項「教員養成の改善充実」の中に新しい構想による大学・大学院の創設ということがいわれているが、それをどの県につくるかということは文部省の発意によるものか、あるいは県の要求に基づくものか。文部省の構想を伺いたい。
- 現在公立学校教員は必要量を充たし得ない状況にあるので、教員養成大学・大学院をふやす必要がある。ただし、県によりその状況が違うので、どこに設置するかは広域的に考

える必要がある。これの設置を文部省・地方団体のいずれが主となって進めるかは、いろいろなケースがある。

- 独立大学院のあり方について不明な点が多い。重点事項がその場その場の考え方で進められるのは問題である。先の計画についてはっきりさせるべきである。
  - 「大学院の整備充実」について、修士課程に新しい試みのものを新設する考えのようだが、既設のものの充実をまず考えるべきではないか。博士課程については既設のものの整備充実がいわれているが、これが固定化すると大学間格差を一層助長することになる。
  - 大学院の改善の実施は50年度をめぐりとしていわれているが、省令化するのは今年中を目標としているのか。
  - 大学院については大学設置審議会の答申が秋頃にまとまる予定なので、それから省令化の作業に入り、50年実施をめぐりとしている。
  - 「医学教育の拡充整備」といわれているが、現在の教官不足をどうするのか。教官養成をどのようにしてやるつもりなのか。
  - 身体障害者の受入れ体制について予算措置を考えているか。
- 来年度予算の概算要求に対する以上のような意見交換のほか、教官待遇改善問題があわせて論議され、次のような意見が出された。
- 国大協としては教官等の待遇改善を目下検討中だが、今年出す要望としては差し当たって大学院調整手当増額に代えて指定職乙の枠を拡大することと、俸給表を中ぶくらみに手直しすることの2点を出したいと考えている。それと併せて研究教育補助職員の待遇改善措置について要望したい。
  - 在来の要望を多少修正して抜本的改善につ

ながるものとしては、等級間の「わたり」の方式が考えられるが、これを要望することはどうか。

- 講師（3等級）の俸給表が設けられているが、講師というのは実際には余りいない。助手（4等級）をこの講師の俸給表に含めることはできないか。
- 教務員（5等級）の待遇が問題である。行き詰りになり非常に片手落ちである。この枠を拡げることはできないか。
- 図書館職員（行(→)4等級止り）を専門職にしてほしいという要望が強い。

以上で本議題についての文部省側との意見交換を終った（文部省係官退席）。

## 2. 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）について

委員長より、前回（4月14日）の審議に基づき補正を加えた報告書（案）を本日配付したので、これについて概略紹介したいと述べ、基本方針、修正箇所等について説明があったのち、これの取扱いについてのその後の経過について次のとおり報告があった。

前回の委員会で、給与小委員会でまとめた原案を審議し、その際に出された意見により修正を加えたものを更に本委員会にかけたうえ理事会に提出することとしていたが、時間的に間に合わなかった。それと他方、内容的な問題として、この改善案には教官の任期制の設定、職階制の改訂、銓衡制度の導入等の制度的問題が絡み、本委員会だけでまとめるには幅が広すぎる点があり、本日午前中に開かれた理事会でも他の関係委員会・研究部会とも十分協議してほしいという意向が示された。このような事情から、制度の改正とだき合わせのこの改善案はここだけでは決定できな

いので、本日記付の報告書（案）は持帰り検討いただくことにしたのでご了承願いたい。

## 3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

委員長より、このことについて次のような説明があった。

本年提出する本委員会関係の要望書については、「予算に関する要望書」は秋に提出するのでまだ間があるが、「待遇改善に関する要望書」は人事院との関係があり6月中に提出する必要があるので、6月総会までにその案を作らなければならない。それをどのような内容のものにしたらよいか。まだ改善案が固まっていないので、当面昨年提出したものを手直しする程度のものにならざるを得ないと思われる。昨年は緊急に改善を要する事項として、① 中堅および若手教官の待遇の大幅改善、② 大学院関係教官の調整額の増額、③ 指定職の範囲拡大と定数増加、④ 研究教育補助職員の給与の大幅改善、の4点が要望されたが、本年はこれをどうするか。また、先程出された俸給表の等級間の「わたり」の構想を取り入れるかどうか。

以上の提議に対し、抜本的改善案は早急にはできないので、在来の要望との中間的なものとして「わたり」の点を盛り込むことにしたらどうかとの意見があり、要望書の案文については、その点も含んで各委員から意見を提出してもらおうと共に、委員長と給与小委員会委員とで作成した原案を各委員に送り、それらを調整して総会前に最終案を作成することにした。

## 4. 「科学者の待遇問題委員会」への出席について

委員長より、学術会議から5月7日付文書

で5月16日開催の標記委員会に当協会からも出席願いたいという依頼があったが、これの扱いをどうしたらよいか。また、その依頼文中に「貴協会のご意見をお伺いし審議の参考にさせていただきたいので、然るべき方のご出席をお願いしたい」とあるが、出席するとすれば誰が適当か、と諮られた。

これについて協議した結果、一応出席して検討中という形で意見を述べることとし、出席者については委員長は当日都合がつかないため、氏原委員に代って出席してもらうよう委員長から依頼することとした。

## (19) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和48年6月20日(水)10時～12時

場所 国立教育会館第6研修室

出席者 都留委員長

丹羽、和田、渡辺、市村、石原、氏原  
鎌田、佐野、釜洞、飯島、中村、田中  
各委員

都留委員長主宰のもとに開会。

### 議事

#### 1. 委員長の選出について

次期委員長の選出がはかられ、単記無記名投票の結果、都留現委員長が再選された。

#### 2. 国立大学教官等の待遇改善について

はじめに、委員長より、新委員の方には、4月14日の常置委員会で成案を得た「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」につき認識を深めていただきたい旨が述べられ、また、成案に至るまでの経過および5月10日の理事会に諮った手続上の問題の経過について説明がなされた。さらに、5月10日の理事会決定による第1常置委員会・関連研究部会における成案の検討は目下まだ進行していない旨の現状報告が

なされた。

なお、成案のコピーが本日配付されなかつたので、新委員の方には早急にコピーをお配りして検討していただくことにした。

つぎに、委員長より、当委員会として、報告書(案)をいかに取扱うかにつき、次の提案がなされた。

- (1) 内容を再検討するか。
- (2) 一事不再理の原則により、他の常置委員会・関連研究部会の検討をまって検討するか。

(1)案については、前期の第6常置委員会の一つの成案であるので、新規の第6常置委員会で練り直すということは、手続上問題がある点にかんがみ、手続上は、5月10日の理事会において決定されたことを促進することにした。

また、この報告書(案)を各国立大学へ回付する場合に、①関連委員会等の検討を経た補正案としてか。あるいは②前記の検討と並行して前期の第6常置委員会の素案を一応叩き台として回付するかは、理事会に諮ることとし、なお、各国立大学へ回付する場合には、事前に各学長あてに報告書のコピーを送付することにした。

#### 3. 今後、取り組むべき事項について

委員長より、今後、取り組むべき事項として、大学財政の枠組を成している積算基準(講座制・学科目制・課程、実験・非実験等)の再検討、施設基準の改訂、学寮の経費負担区分の問題、国家予算と文教予算との比率・物価騰貴指数との関係等大学財政の基本を根本的に検討して「大学財政白書」的なものを作成するための財政問題小委員会の発足等を検討課題としたいと提案され、了承された。

## (20) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和48年6月18日(月)14時~16時

場所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

白淵, 加藤(代山本)相磯, 長崎, 中川, 北村, 中塚, 中村, 各委員  
吉利専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

前回(47.11.27)の議事要録の朗読があり、委員長より前回はアンケートを作成し各大学の意見をきくことはしないということになった。議事要録のその他につき異議はないかとはかり異議なく承認された。

つぎに委員長より本日は二つの資料を配付した。その一つは「全国医学部長病院長会議」からだされた「医学教育に関する提言」であり、他の一つは今までこの委員会において述べられた意見の概略をわたくしなりに「医学教育改革に関する調査報告書」(要項素案)としてまとめた資料である。これは、これから検討願う医学教育の改革に関する議案の素材にすぎない。本日はこれを目安に報告書にとりいれる項目、構成、記述方法、その長短などにつき審議願ったあと各自これを持ち帰りさらに検討をかさねて意見を寄せられたい。つぎにそれらの意見をもとにして修正し、それに検討をかさねてさらに修正を加えるという方法を数回繰り返して報告書の成案を得ることにしたい。その予定は一応12月の総会を目標にして作業を進めることにする。なお、医学・歯学教育委員会においてまとめられた報告書が手許にあるので、これを参考までに回覧すると述べその報告書を各委員に回覧した。

つぎに資料「医学教育改革に関する調査報告書」(要項素案)の朗読があり、つづいて主につぎの意見がだされた。

- 医学教育は、国立大学6年間の医学部課程において完成教育になるという前提にたつてよいのか。つまり卒業すれば医学教育の一応の目的は達成されたとみてよいのか、そうではないと考えるべきかどうか。とくに臨床医学の方からどうみているのか。
- 他の学部では、やらなければならない一応の教育を完成するものとされている。
- 教育学部の場合も、医学部と同様のことが疑問とされている。大学教育では一応の考え方を教育している。卒業後もいろいろのことを研究しながら教育をしなければならない。
- 教育学部の場合は、卒業後は教育職に就職し職場にありながら勉強するということができるが、医学部の場合は社会の受け取り方が、卒業しただけの医師も信頼できる医師として評価しているし、本人も医師としてすべてのことができることになっているところに問題がある。
- 医学教育は、弁護士や裁判官になる法学部と共通したところがあるが、法学部の場合はかなり難しい国家試験がある。医学部も医師国家試験はあるが、最近のように数千万円の寄附が入学の条件になっているとすれば疑問である。また医学教育6年間における一般教養、基礎医学、臨床医学のカリキュラムをどのように組み立てるかの問題もある。
- 法学部は裁判官、弁護士になるのはそれ程多くはない。医学部の場合は大部分の者が医師になるし社会もそれを期待している。外国のロースルーやメディカルスクールのように

日本の医学部も医師養成機関だと割り切ってしまう方がいいが、それでは明日の医学の教育、将来の医学の研究はできなくなるおそれがある。

- 医師国家試験をいかに厳重にしても、臨床技術をじゅうぶんに修得しているかどうかを区別することは難しい。医学の知識と技術、科学と技術の違いは医学の立場からすれば極めて難しい問題である。たとえば外科学はテクニックを離れた医学が存在するかどうか疑問である。また医学の場合は工学部と違って医師の資格を与えたその日から責任をもった医師としてすべてのことがやれることになり、また社会からもやらされている。
- 社会は医師に対し、すべての責任をもった医師像を期待している。したがって医学部は医師が社会の期待に応えうるようにできうるかぎりの教育を短期間に果たさなければならぬ。
- 医者は患者に対する全面的な責任を負うだけの権利と義務があるという思想がないわけではない。しかし実際は思想と現実はいかに離れつつある。そこから専門医制度や医師でも非医師でもないが、ある程度の臨床検査はやってもよい、しかしそれ以上の診療は専門医でなければならないという中間的な資格制度を設けようとする議論がでてくる。
- 大学は医学の原理にウェイトをおいて教育すればよい。後の診療技術は医師会でやるのが望ましいという考えもある。
- 昔は医者になっても、独立して責任ある診療に当る医者にはすぐにはなれないというのが医道の常識であった。しかし今は資格を与えられた以上はすぐにでも責任ある医師としてなんでもやれるという思想があるので危険

をともなっている。

- 医学教育の進学課程で基礎医学への進路と臨床医学への進路を区別しようとする考えもある。しかしその両者に同じ医学士の資格を与える必要があるかどうかの問題がある。また医学の根本の性質はやはり病気を治すという臨床にある。しかしそれをささえる医学のどこまでが基礎医学でどこからが医学でない基礎医学といえるか疑問である。
- 二種類の臨床医を設けることには反対論があるが、医師には患者に接するのにあるイメージをもった医師と患者に接する態度はよくないが世の中にいくらない病気を見いだすことのできる優秀な医師の二つの型がある。
- 医師としての倫理、道徳の教育はどうか。大学教育はどこまで教育の責任を負うのか。社会に悪人がでたらそれはすべて教育者の責任ということになるのか。また善意をもってやってはいるが専門的な立場からみれば科学的でない医師もいる。医師は善意だけではやれない。
- その他に医学教育と総合大学の関係、その利害得失。一般教養と専門教育、基礎医学と臨床医学のカリキュラムのあり方などにつき意見がだされた。

つぎに委員長より、本日の意見を考慮に入れ、わたくしの方でこの「要項素案」を修正したうえ各委員に送付しそれを検討願ひ、さらに意見をきくことにしてよろしいか、とはかり了承された。

なお、明日の総会には本日だされた意見の概略を委員長より口頭で報告することになった。

## (21) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和48年6月2日(土) 10時~13時



場 所 国立大学協会会議室

出席者 谷口委員長

広根（代白石）、今井、谷田、香山（代  
筒井）北村、田中各委員

深川、佐藤、吉田、佐竹各専門委員

高木臨時委員

説明員

文部省 吉川情報図書館課長

谷口委員長主宰のもとに開会。

まず前回（47.9.2）の議事要録を朗読し承認されたのち、委員長より事務系の専門委員として新たに東京大学附属図書館の佐竹事務部長が委嘱された旨紹介があった。つづいて本日の議事に関し次のような説明があった。去る5月11日に専門委員会を開き、今後の大学図書館の改革についての進め方を検討した。本日はそれに基づき大学図書館の改革の方向につき審議願いたい。また昭和49年度予算に関する要望書の作案について、その提出の日程が9月末か10月のはじめであるので、それまでに成案を得て第6常置委員会に送付し、国大協全体の予算に関する要望書の中に組み入れて提出することにするか、あるいは図書館関係は別にまとめて提出するかいずれかにしたいと考えている。昨年は「大学図書館の振興についての昭和48年度予算に関する要望書」を別に詳細にまとめ、それを大蔵省、文部省に直接持参して説明した。本年もこの特別委員会において決定される方針に従って作案の作業にかかり、6月の総会において提出についての事前承認を得ておき提出の手続をとりたい。また文部省の図書館予算についての考え方も後刻ききそれも参考にして作案したいので、本日は、大学図書館改革についての議題から先に審議願いたい。

議 事

## 1. 大学図書館改革について

この議題について谷口委員長より次のように意見が述べられた。

これについては昭和45年6月にこの特別委員会から「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」の第1次報告書を発表している。それには大学図書館の諸問題を網羅的に述べられているが、それからすでに3年を経過しており、その後において新たに起きた問題もあると思われるので、それらもふまえたうえで今日の時点で大学図書館改革にどのような着手するかについて検討されたい。なお昨年5月にはこの特別委員会から「大学図書館の予算および図書館の拡充強化に関するアンケートの集計報告」が公表されている。これも重要な資料にして予算に関する要望書の作案はもち論のこと、この特別委員会の今後の作業の進め方あるいは図書館改革問題のとりあげ方につき検討願いたい。

これに対し、各委員から主につぎの点につき意見が出された。

○ 第1次報告書が出てから事態は急速に発展し、図書館の近代化、図書館の改革の必要性が強く叫ばれてきた。その視点から図書館の新しいあり方を見いだすべきである。

○ この課題は広く図書館の要望、管理をどのように解決していったらよいかの問題である。

①急増する学術情報の処理 ②人文社会系の方からもいわれるドキュメンテーションと図書館の近代化

○ これらは一つの大学図書館だけでは処理できない大きな課題である。

①図書館のうえの図書館 ②図書館相互の協力 ③そのシステムの中での各図書館の

分業的なあり方

- 機械化の急速な進歩から要請される図書館の近代化の必要性

①それに対応できる人材の不足②図書館の講座、学科、学部の新設 ③それを制度化する法令、予算措置

- 第1次報告書は図書館の全般的なあるべき姿を提起している。昨年まではその趣旨にたって図書館学の振興についての予算に関する要望書をだしてきたが、今後は図書館学の問題とそれに要する予算措置の問題を具体的にどのように組み合わせていくかの問題がある。

①単に一般論だけでは実効性が乏しい ②政策的に実現していく重点項目を検討する。

- 図書館改革の問題は多岐にわたり重要な問題がある。またかなり専門的な立場から検討を要する問題もある。第2次報告書を作成するという前提で、今の時点で考えられる改革案をどうとらえたらよいか。

- 図書館職員の数が不足している。そこで臨時職員をもって補うことになる。しかし、それは大学全体の財政を動かす要因にもなりかねない。その点が改革を考える場合に差し当りのあい路になる。

- 去年は図書館予算は30%の増があった。しかし人員は7~8名程度の増にとどまっている。この点の対策を進めるうえで正当に主張できる素材をまとめることが必要である。

- 第1次報告書は大学図書館の理想的な姿が述べてある。それを目標にして現在の図書館の貧困な現状を示し、それをいかに解決していくかを検討する。それは職員の増加を叫ぶだけのことではない。各大学においてはセミ

ナーなどを設けて職員を教育し資質を向上してサービスを高める配慮もなされるべきである。

- 各大学で予算配付の作業をする場合に、顕著に見られることであるが、図書館の予算は前年並みであるという傾向があるときく。これは遺憾なことである。この特別委員会においては図書館問題を検討しそれをまとめて文部省や大蔵省に要望しているが、それよりさらに重要なことは各大学において図書館の正しい位置づけの認識があるかどうかということである。大学の図書館は大学全体でもりたてて改革していこうという意識が薄いのではなからうか。第2次報告書が出来たらそれを各大学の図書館関係の会議その他にも広く配布し説明、図書館に対する認識を高める態勢をつくらなければ大学が一体となって図書館の改善を進めるということは困難なことである。

以上のような意見が出されたのち、専門委員会において本日出された意見を考慮に入れて第2次報告書作案の素材をまとめ次の特別委員会に提出することになった。

## 2. 昭和49年度予算に関する要望書の作案について

委員長より、これについては、文部省の考えをさきにきいて、それと一体になるように国大協の要望書をまとめるのが効果的であるから、まず情報図書館課の考えを伺いたいと述べられた。

ついで吉川情報図書館課長よりつぎのような趣旨の説明があった。

文部省では、まだ固まった考えがあるわけではないが、かねてから大きくプランを建て学術審議会の中の学術情報分科会において学術情報

の流通体制の改善について審議をかさねている。7月の中旬頃の総会において審議されたのうち学術情報の基本政策についての答申が発表されるものと予想される。その1項に研究条件の改善と研究体制の整備にかかわる問題としての学術情報の流通の問題を取り扱っている。その中に図書館の問題について述べられているが、それは図書館のシステムをはっきりした形で設ける方向で今後の検討を進めることになっておるものと見られる。この問題は大学図書館にも大きくかかってくる問題で、次年度以降の大学図書館の財政に関して当面するものと予想される。この委員会にもいずれ報告することになるう。

つぎに国・公・私立大学を通じた図書館問題の地域的な解決の課題がある。それは人文・社会系と自然系に分けてその要望が強くだされている。

また図書館の非常勤職員の問題がある。これは人事行政の面からしても解決を迫られている問題でもある。しかしこれには仕事の内容からして非常勤的にカバーできる分野もあるのではなからうか。その面については賃金予算を増すことも考えられる。なお、レファレンス担当職員の数を増やすことについては今後も要求を続けたい。

以上が当面している図書館予算についての課題である。来年度以降のことについては学術情報分科会の答申をまっ、新しい方針のもとに概算要求を組みたてたい。

49年度の予算は、昨年の学長会議ならびに国大協総会において説明し了解を得た線を踏襲して進めることになる。しかし図書館の維持、経常費が支出総額の約4分1程度しか計上されない状況にあるので、文部省としてはこれをせめ

て支出総額の半分程度までに拡大するよう努力したい。昨年の予算は前年度の約30%増があり、それにより大学の規模による級別の改訂を試み、7大学のAクラスのうち特Aを二つ、Bクラスのうちから二つをAクラスに昇格させた。この方策が単にび縫策に終らないように数年継続する意向を財政当局には要望していく。その他には事務の機械化をはかり事務能率を合理化してその余剰人員を図書館サービスの面に回すことができないかと考えている。

以上で文部省側の説明が終り、これに対し主に①級別の特Bができれば特Cもつくりえないか。②非常勤職員の待遇改善 ③レファレンス担当職員の定数を増す名目で他の図書館職員も増すことはできないか。④研究職員と図書館職員の人事交流の問題の検討、などにつき質疑が行なわれたのち、委員長より本日の意見をふまえたうえで専門委員会の方で予算に関する要望書に修正を加え昭和49年度予算に関する要望書の前案を立案し次回に提出することになった。

## (22) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和48年5月9日(水) 13時~15時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

実方、白淵、林、小山、谷田、長崎、  
中川、今西、丸井、佐野、増尾、井上  
曾沢、山岡、池田、田中各委員

開会に先だち、委員長よりこの特別委員会の委員長は慣例によれば副会長が当ることになっており、私は4月より会長に選ばれ東大の林学長が副会長に就任されたので、委員長を林副会長と交替することになるがよろしいかと諮った。これに対し、総会を来月にひかえているので、総会終了まで現加藤委員長にお願いするこ

とにしてはどうかとの意見が出され、この件については後刻協議することになった。

前回(48.2.12)の議事要録を朗読し承認され、つづいて配付資料の説明があつて議事に入った。

## 議 事

### 1. 入試期日の繰り上げについて

はじめに委員長より、その後の経過について不賛成の大学に対し地域別に分担を決め委員が説得に努めたが、結局4大学の賛成が得られず、また文部省においては昭和49年度の入試要綱を発表しなければならない時期にもなったので、昭和49年度の入試期日繰り上げ実施は見送らざるを得なくなり、その旨を各大学にも通知した旨の報告があつた。

### 2. 国立大学入試の1本化について

委員長より、本日は組み替え案に関する資料が事務局より別紙のとおり提出があつたので、これを基にしてこれまでにこの委員会において出された意見を総ざらいするとともに入試1本化の方向についても検討願いたいと述べられた。

つぎに事務局において資料「国立大学の入学試験期日組み替え方針(案)」を朗読したのち、事務局長よりこの問題は、はじめにⅡ期校側から組み合わせ手直しの申出であり、第2常置委員会において検討をはじめたが容易に意見の一致が得られず、昭和43年に「入試期特別委員会」を新たに設け、これに検討を引き継がれた。この入試期特別委員会においては、数次にわたる諸案の審議の経過を経たのち昨年1月まずⅠ期・Ⅱ期の組み替え案の検討を進めるについての基本方針(前期および後期の組み替え案は、国立大学協会入試期特別委員会において次項5の諸点を総合的に検討して、原案を作成

し、これについて各大学の意見をきき、各大学と照復を積み重ねることにより成案を得る。)を決め、この基本方針に基づき各大学の意見をきき、それにより組み替えの具体案を作成することになった。ところでアンケートの結果は、前回の議事要録にもあるように賛成36、修正7反対22、その他10と各大学の意見はかなりの分散がみられることがわかり、組み替えの具体案作成のための当委員会の検討は進展がみられないままになっている。とこれまでの経過説明があつた。

これにつづいて主につぎのとりの意見が出された。

- 組み替え案は、受験生に2回受験のチャンスを与えるという文部省の意図が前提にあつた。この問題は、まず国大協が入学試験は1回でよいか、2回やるかを定めることが先決問題である。2回やるべきだという結論がでなければ組み替え案の具体的な検討は進まない。
- この委員会においても、入試1回制は強く主張されていた。しかしその当時は文部省にも、社会的にも1回制は通らない情勢であつた。
- 最近では、文部省の考えも変わったようで入試2回制を主張しているとは思えない。2回制はあるいは伝説的な言い伝えであつたかもわからない。
- 文部省が1回制の考えに変わったのであれば、国大協もその方向で2回制の検討をやめてもよいのではないか。
- ある一定の試験期間だけを決め、各大学はその期間内に適当な時期を選んで自主的に実施することにする。したがって受験生も1回あるいは2回受験の機会を選ぶことができる

ことになる。

- II期校があることには学生も、II期校の方にもコンプレックスを強く感じているときくが、I期校をすべり止めに受験する者もいる。I期・II期校の区別があることはII期校のみでなくI期校にとっても困ることである。
- 1回制がよいと思うが、この結論を出すには大学側の決定だけで国民の期待に答えることになるかどうか疑問である。文部省は共通試験の実施を意図しているが、国民や高校は1回制を希望しているのか、2回制を支持するのかわからない。入試1本化の結論を出すまでには、事前に多くの意向調査をする必要があるのではないか。
- 共通試験で足切りをする。入試は1回きりである。とすることには父兄の強い反発が予想される。社会の背景にある動向を受けとめ、それに対応できる議論を出すべきで、文部省が2回制から1回制に変わったから国大協も1回制に変わったということでは答えにならない。
- 父兄や文部省に反対があっても、国立大学の入試は1回制をとるべきだということになれば1回制でやるべきである。
- この特別委員会は、組み替え案をつくるために設けられた。また、かなりむずかしい問題が予想されるので副会長を委員長にして運営するというので、その組み替えの検討ができないということになれば、この委員会の任務は終ることになる。しかし、I期校、II期校を存続するか廃止するかの決定をこの特別委員会でやるのか、第2常置委員会で決めるかの問題は残ることになる。
- この議案を第2常置委員会に返送するには

それなりの理由が必要である。

- この問題は、各大学が趣旨は賛成、実施は反対ということであるから組み替えはできない。この特別委員会は組み替えの作業をやるために設けられたのであれば、組み替えをやることになればこの議案は第2常置委員会に返戻することになる。
- 従来までの作業に終止符をつける必要があると思うが、アンケートのきき方にも問題があった。入試1回制の賛否も入れてもう一度調査をやりなおすことはどうか。
- 組み替え案はII期校をおくことが前提にある。そのII期校制に不賛成があるなら組み替えはできないことになるから全部I期校にする。そうして入試の試験期間だけを国大協は決め、その実施は各大学の自主性にまかせることにする。
- 本日は、II期校制賛成、したがって組み替え案賛成の意見はでないので、この議案は一応第2常置委員会に返戻する。第2常置委員会から新たな案件たとえば入試1本化についてこの特別委員会に提案があればそれを受けて新たに作業をはじめることになる。
- 1回制にするか、2回制を存続するかにつきアンケート調査をやる。それをこの特別委員会と第2常置委員会が合同作業でやる。またそれと並行して高校側の意見や社会の意向調査など行政面は文部省が分業で実施することにする。
- 国大協からのアンケートが多いのであまり歓迎されない。できればじゅうぶんな期間をおき11月頃までに回答をまとめることにして、秋の総会にその結果を報告することにしてはどうか。
- などの意見が出されたのち、①6月の総会に

は文書で報告することは避け、委員長より本日まででの審議の概要を口頭で報告する。②アンケートの原案は総会終了後に委員長と丸井委員相談のうえ作業し次回に提出することになった。

### 3. 委員長の交替について

加藤委員長より、先程もお諮りしたようにこの特別委員会の委員長を林副会長にお願いしたいがいかがかと諮り、協議の結果当面の作業が終るまで加藤委員長が留任することになった。

## (23) 大学運営協議会各研究部会長・主査会議議事要録

日 時 昭和48年6月12日(火)13時~16時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

芦田、宮島各部会長

柿内、武田、田畑各主査

沢田、綿貫各専門委員

加藤会長主宰のもとに開会。

加藤会長の開会の挨拶につき、鶴田事務局長より報告書の作業・審議日程について再確認のための説明があつてのち議事に入った。

### 議 事

#### ◎ 各研究部会の報告書原案(ドラフト)による各研究部会間の連絡調整について

初めに、今回の会議開催の趣旨、目的についての了解が不十分であった点について論議が交されたが、本日は報告書作業の執筆要領(記述方針)についての調整をすることとして了承し審議に入った。

まず、今回の第3次調査研究報告に当たって「アンケート」の結果をどの程度に取入れ、どのように表現すべきかについて審議され、各作業担当者の作成草稿を材料としながら検討が進

められた。

検討の対象とされた草稿には概ね3つの類型がみられ、①アンケート調査の忠実な集計報告的なもの ②アンケート結果は背後に置いて主題に対する意見を述べているもの ③それら両者の折衷的なもの、などがあり、これをどのような線に統一すべきかについて種々意見の交換が行なわれた。

その結果、今回の第3次調査研究報告書は大学改革に関する国大協としての最終的報告となるものである点に鑑み、単なる調査結果の紹介的報告に止めず、むしろ調査結果は参考として扱い、重要点を大学運営協議会の立場から判断して積極的に意見を打出す姿勢で処理すべきとの結論となった。

以上の結果に基づき、この基本方針を各作業担当者に伝達するため、その要旨を文書化することになり、武田委員がその素案を提示して了承され、これを後刻更に補整したうえ各主査名を以て各作業担当者に送付することとした(補足修正した決定案は別紙参照)。

なお、今後はこの記述方針に基づき各部会毎にそれぞれ作業を進めるとともに、7月12日開催の研究部会合同会議では各部会間の内容的調整を図るため、各作業担当者は担当部分につき特に他部会と調整を要する点についての問題点メモを作り、各主査はこれを取りまとめて会議に臨むこととした。

また、8月13日(月)~14日(火)開催の研究部会合同会議で審議する各研究部会の報告書草案は、7月21日(土)までに事務局に提出することとした。

### 「第3次調査研究報告書」(案)作業の記述方針に関する決定

1 この「第3次調査研究報告書」(案)は、

大学改革に関する国大協大学運営協議会の最終的報告と考へて立案すること。

- 2 従つて、その内容は大学改革に関する大学運営協議会としての意見を積極的に述べたものとする。
- 3 上記の趣旨から、立案に当たっては「アンケート」の結果を十分考へはするが、その回答比率等をそのまま掲記したり、「少数意見」、「多数意見」等の表現を用いたりすることはなるべく避けるようにすること。
- 4 また「アンケート」の結果としては少数意見であっても、必要な解説を付したうへ、大学運営協議会の意見として述べることもありうる。
- 5 要するに、「報告書」(案)は、「アンケート」をふくめた各国立大学の意見を念頭におきつつ立案されるべきではあるが、「アンケート」をはなれても十分理解されるような形で、国大協大学運営協議会としての意見を述べたものとなるように工夫すること。

## (24) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和48年5月11日(金)14時~17時

場所 国立教育会館5階5号室

出席者 (文部省側)

村山、三角各委員

佐野、久保庭各専門委員

安養寺審議官外5名

(国立大学協会側)

加藤議長、都留、渡辺、前田、田中各委員

岩田、手塚各専門委員

議事に入る前に、加藤前会長退任に伴う議長の互選が行なわれ、加藤会長(東京工業大学

長)が選ばれ、議長席に着き就任および開会のあいさつがあつて開会。

まず、議長から前回は提案があつたように、この協議会の今後の運営をどのように進めたらよいかについても検討願ひたいが、その前に本日は来年度の予算概算編成方針につき文部省側の説明を伺ひ、それにつき国大協側の意見を述べることにしたい旨を述べたのち、前回(48.3.15)の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議事

### ◎ 来年度予算概算編成方針について

まず、文部省安養寺審議官より別紙「昭和49年度国立学校特別会計予算の概算要求について(案)」に基づき、つぎの3つの重点事項の各項目につき詳細に説明があつた。

- (1) 大学改革の推進に資する事項について重点を置くこと。
- (2) 高等教育の機会拡大の要請に対処するため、高等教育機関の計画的拡充を図ること。
- (3) 情報、環境、公害、海洋等社会的ないし教育研究上の要請がきわめて強い分野における教育研究体制の整備を図ること。

なお、以上の予算案の説明に関連しつぎの二つの事項につき追加説明があつた。

- (1) 筑波大学の新設に関連する関係法令の改正について
  - (2) 教官待遇の改善問題について
- 以上で説明を終り、これに対し主につぎの点につき質疑や意見交換が行なわれた。

○ 大学院について

新設も重要であるが、既存の大学院の整備充実にも配慮すること。

○ 教官の待遇改善について

初、中、高校教員の待遇問題は抜本的検討の必要性がある。大学教員の待遇改善については国大協の第6常置委員会においても検討されているが、文部省においても調査会を設け審議を進めているので、それには国大協の意見もとりに入れて結論をまとめることになる。

○ 定員について

例年増加する定員増を総定員法の枠内でのようにさばくか、むずかしい問題である。

○ 「海洋」について

さまざまな側面から海洋の問題が提議されているが、海洋とは何か定義が明らかでない。

○ 新構想に基づく高等教育機関の推進と教員養成の問題

① 小、中学校の教員は数も足りない。また従来のままの教員養成の方法ではじゅうぶんとはいえない。高校教員の養成には更に高度の専門教育が必要である。

② 既存の大学に教員養成のための大学院課程を置くことはどうか。

③ 教員養成のための特別の専門教育は、大学の夏期休暇期間または夜間を利用して行なう方法についても検討の余地が残されている。

○ 国際交流の推進について

① 流動研究員、科学研究費の業務は文部省で行なうのが適当かどうかの問題があるので一切日本学術振興会にやって貰っている。

② 外国人留学生の学力の不足が問題になっている。試験を行ないじゅうぶんな学力のある学生だけを入学させること。夏期休暇

期間中に集中的に日本語教育をやる。

③ 外国人教員、研究者の宿舎の増設・整備が急務である。

④ 学期を外国の学期に合せ学年末の空間を夏休みになるように改正することも検討すべきである。

⑤ 学生国際交流制度を大学院レベルにも設けること。学生の国際交流や単位の互換が機能的にできるよう検討する。

⑥ 外国人教員の教授会出席について、法制上はできないが、運用上は大学・学部の自主性の問題である。

⑦ 外国人研究者、大学院生、看護婦の宿舎問題は当面している現実の課題である。これについては敷地が最大の問題である。それぞれを合同宿舎にすることを検討すること。

○ 大学附属図書館の整備充実について

各地域毎に共通の図書館を設置すること。貴重図書の集中管理の問題。これらについては将来の構想としては考えられるが、それには共同利用の情報センターが必要になる。

○ 重要基礎研究の推進

生命科学が取り上げられているが、その定義は必ずしも明らかではない。

○ 施設の整備

研究用機器は急速に進歩しつつある。古い機器は研究用として使えなくなるし、新しい機器の購入にはぼう大な予算が必要になる。むしろ機器を操作する要員とそれに対する賃金予算をもってレンタル化へ移行する方向への検討を進めること。

○ 事務組織の整備等

総定員法の枠内では事務定員の増員は困難であるので、事務の合理化を推進することが



必要である。例えば給与や授業料の銀行払込について検討すること。

○ 概算要求の全体のたて方の方針について

岩田専門委員より別紙「大学における予算上の問題点」を参考資料にしてつぎの意見が出された。

国立学校の概算要求は、政策事項が主体をなしていることは当然のことであるが、特別会計制度のあり方としては、政策面と現実面があるといえる。つまり政策として新しい事項を設定する。つぎにそれが完全に機能できるように整備してけじめをつける。そこにこの制度の趣旨があるのではなからうか。たとえば大学においては新しい施設ができて、それが完全に稼働しないまま放置されている事態がある。概算要求は政策事項をたてるだけに終ることなく、それが有効に機能するところまで整備されるように具体的な現実面まで配慮されたい。政策問題は社会的な要請のうえに新しい事項をたてることは勿論必要なことである。しかし大学は単に社会的要請だけの問題ではなく、その外に教育研究上の現実問題がある。その現実問題を抽象化してみると別紙「大学における予算上の問題点」(本号D資料の項参照)のとおり多くの問題があることがわかる。そこで、国立学校特別会計予算の概算要求についての項目の中に“研究教育の円滑な運営を促進するための維持管理に要する事項”の一項目を取り入れてもらいたい。なお、これにつづき議長より文部省において概算要求を検討される際には、大学の研究教育を促進するうえに障害となっている現実問題の解決についても配慮されるよう要望したい、と述べて閉会になった。

## 2 諸 会 合

(S48.5.1~6.30)

月日	曜	時刻	会 議 名
5. 9	水	13時	入試期特別委員会
5. 9	水	15時	委員等選考役員会
5.10	木	10時	理事会
5.10	木	15時	第6常置委員会
5.11	金	10時	第3常置委員会
5.11	金	10時	図書館特別委員会小委員会
5.11	金	14時	特別会計制度協議会
5.15	火	12時	研究所特別委員会小委員会
5.15	火	13時	第1研究部会
5.21	月	10時	第2常置委員会
5.21	月	13時	入試調査特別委員会小委員会
5.31	木	13時30分	第1常置委員会
6. 2	土	10時	図書館特別委員会
6. 2	土	13時	図書館特別委員会小委員会
6. 4	月	10時	入試改善調査特別委員会
6. 4	月	13時	入試調査特別委員会小委員会
6. 6	水	14時	就職問題懇談会(文部省主催)
6. 7	木	13時	科目別研究専門委員会委員長連絡会議
6. 9	土	10時	第1常置委員会小委員会
6.12	火	13時	大学運営協議会各研究部会長・主査会議
6.13	水	18時	第1常置委員会小委員会

		会
6.14	木 10時	各科目別研究専門委員会事務担当責任者打合せ会
6.15	金 13時	第1研究部会
6.16	土 10時	第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議
6.16	土 10時	第6常置委員会小委員会
6.16	土 14時	実施方法等調査専門委員会
6.18	月 10時30分	第5常置委員会
6.18	月 13時	西独招待学長打合せ会
6.18	月 14時	医学教育特別委員会
6.18	月 17時	訪独学長懇談会（文部省主催）
6.19	火 10時	第52回総会（第1日）
6.19	火 12時	理事会
6.20	水 10時	第1常置委員会
6.20	水 10時	第2常置委員会
6.20	水 10時	第3常置委員会
6.20	水 10時	第4常置委員会
6.20	水 10時	第5常置委員会
6.20	水 10時	第6常置委員会
6.20	水 13時	第52回総会（第2日）
6.22	金 10時	第19回事務連絡会議
6.22	金 17時	幹事会
6.25	月 13時	第2研究部会
6.26	火 10時	教員養成制度特別委員会小委員会
6.26	火 16時30分	入試期特別委員会打合せ会
6.27	水 10時	コンピューター専門委員会小委員会

### 3 第52回総会

#### 国立大学協会事業報告書

（注）第51回総会より今総会前まで

#### 1. 諸会合（80回）

##### (1) 第51回総会

47.11.28（火）第1日

11.29（水）第2日

##### (2) 事務連絡会議

47.11.30（木）第18回事務連絡会議

##### (3) 理事会（4回）

47.11.28（火）理事会

48.2.28（水）理事会

3.12（月）理事会

5.10（木）理事会

##### (4) 常置委員会（18回）

##### ア）第1常置委員会

（主要審議事項）「大学改革に関する問題点のアンケート回答」のうち当委員会関係部分について検討を行なった。また大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について」（中間報告）を検討し委員会の意見をとりまとめた。

48.4.23（月）常置委員会

5.31（木） "

6.9（土）小委員会

6.13（水） "

##### イ）第2常置委員会

（主要審議事項）各大学へ照会した「調査書についてのアンケート」の回答を検討しそのとりまとめを行なった。また入試期特別委員会とともに国立大学入試期の一本化の問題について検討し各大学に対するアンケート案を審議した。

48.5.21（月）常置委員会

6.16（土） " 入試期特別委員

会と合同

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 課外活動、就職問題ならびにさきにとりまとめた「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告の活用について検討した。

48. 5. 11 (金) 常置委員会

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 「正課中における学生の災害事故者に関する調査集計」について検討するとともに、保健管理施設の増加充実と共同利用研修施設設置に関する要望書について協議した。

48. 4. 19 (木) 常置委員会

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 留学生および外国人教師関係の昭和48年度予算の検討ならびに西ドイツとの国際交流の具体的問題について協議した。

47. 12. 25 (月) 常置委員会

48. 2. 6 (火) "

6. 18 (月) "

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書案、同要望書案ならびに昭和49年度予算概算編成方針の問題について審議した。

47. 12. 22 (金) 小委員会 (給与)

48. 1. 26 (金) "

2. 24 (土) "

3. 17 (土) "

4. 14 (火) 常置委員会

5. 10 (木) 常置委員会

6. 16 (土) 小委員会

(5) 特別委員会 (22回)

ア) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育改革に関する調査

研究報告書(案)について審議した。

48. 6. 18 (月) 特別委員会

イ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館改革の問題ならびに大学図書館振興についての昭和49年度予算に関する要望書案について審議した。

48. 5. 11 (金) 小委員会

6. 2 (土) 特別委員会

ウ) 研究所特別委員会

(主要審議事項) 大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書(案)のとりまとめを審議した。

47. 12. 13 (水) 特別委員会

48. 1. 30 (火) 専門委員会

3. 14 (水) 特別委員会

5. 15 (火) 専門委員会

エ) 入試期特別委員会

(主要審議事項) 国立大学入学試験の実施期日繰上げについて検討するとともに入試期日組替方針(案)に対する各大学回答とI期・II期制一本化の問題について協議し各大学に対するアンケート案を審議した。

48. 1. 10 (水) 特別委員会

2. 12 (月) "

5. 9 (水) "

6. 16 (土) 特別委員会 第2常置委員会と合同

オ) 入試調査特別委員会

(主要審議事項) 入試改善調査研究に関する委員会設置とその運営について審議するとともに、「全国共通第1次試験に関するまとめ」の修正を検討した。

48. 1. 10 (水) 特別委員会

2. 12 (月) "

3. 10 (土) "

4. 23 (月) "

5. 21 (月) 小委員会

6. 4 (月) 小委員会

カ) 入試改善調査委員会

(主要審議事項) 国立大学入試改善調査研究の実施事業計画と各科目別, 実施方法等専門委員会の今後の進め方について協議した。

48. 6. 4 (月) 調査委員会

6. 7 (木) 連絡会議

6. 14 (水) 事務担当者会議

6. 16 (土) 実施方法等専門委員会

キ) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 特別委員会の今後の進め方について審議し, 教員養成系の大学院問題ならびに設置基準問題についてそれぞれ小委員会を設けた。

48. 3. 12 (月) 特別委員会

(6) 大学運営協議会 (16回)

(主要審議事項) 「大学改革の問題点に関するアンケート」に対する各大学回答を整理し, これを資料として大学改革に関する第3次調査研究報告書案の作業を行なった。また筑波大学に関連する法的措置について問題点を検討した。

48. 1. 17 (水) 研究部会合同会議。各研究部会

2. 5 (月) 大学運営協議会

2. 17 (火) 第2研究部会

2. 17 (火) 臨時委員 (主査) 会議

2. 22 (木) 在京臨時委員 (主査) 会議

2. 23 (金) 第1研究部会小委員会

2. 24 (土) 第2研究部会小委員会

2. 27 (火) 臨時委員 (主査) 会議

2. 28 (水) 大学運営協議会

3. 12 (月) 臨時委員 (主査) 会議

4. 2 (月) 第3研究部会小委員会

4. 3 (火) 合同研究部会小委員会

4. 9 (月) 第2研究部会小委員会

5. 15 (火) 第1研究部会

6. 12 (火) 研究部会長・主査会議

6. 15 (金) 第1研究部会

(7) 特別会計制度協議会 (2回)

(主要審議事項) 昭和48年度国立学校特別会計予算案ならびに同49年度予算概算編成方針案その他特別会計制度上の諸問題について協議した。

48. 3. 15 (木) 協議会

5. 11 (金) "

(8) その他の会合 (16回)

47. 12. 6 (水) 入試改善調査室について文部省との懇談

12. 8 (金) 第1回大学団体懇談会

12. 26 (火) 就職問題懇談会 (文部省)

48. 1. 6 (土) 文部大臣との懇談

2. 5 (月) 西独招待学長打合せ会

2. 22 (木) プリテイシュカウンセル関係懇談会

2. 26 (月) 日教組との会見

3. 1 (木) 会館増築披露式

3. 12 (月) 西独招待学長打合せ会

3. 27 (火) 人事院との懇談 (東大と共催)

4. 13 (金) 共通学力検査公開シンポジウム (日本教育心理学会主催)

4. 13 (金) 会長・副会長懇談会

4. 28 (土) 西独学長打合せ会

5. 9 (水) 西独大使館との懇談会

6. 6 (水) 就職問題懇談会 (文部省主催)

6. 18 (月) 西独招待学長打合せ会

2. 要望書その他諸活動 (19件)

(対外的諸活動)

47. 12. 2 教養課程特別委員会においてとりまとめた「一般教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」を各大学長宛送付するとともに,

47. 12. 16 また教員養成制度特別委員会において

- とりまとめた「教員養成制度に関する調査研究報告書」を第51回総会の承認を得るとともに、今後の文教施策推進の資料としてそれぞれ文部大臣、各政党、衆参両院文教調査室長、日本学術会議会長、各大学団体長宛送付した。
- 47.12. 8 第3常置委員会がとりまとめた「教官と学生とのコミュニケーションに関する調査集計報告」を第51回総会の承認を得るとともに、今後の文教施策資料として文部大臣宛送付した。
- 47.12. 8 国大協主催をもって第1回国公立各大学団体の懇談会を開催し、各大学間の共通する当面の諸問題について意見交換を行なった。
48. 1. 6 奥野文部大臣の就任の機会に文部省幹部と加藤会長、前田、加藤両副会長、宮島、都留両理事、谷田、清水両在京委員長が懇談し、明年度予算の重点事項その他当面の大学問題に関し要望ならびに意見交換を行なった。
48. 2.26 日教組よりの申し入れにより、加藤会長、谷田第2、都留第6常置委員長が、榎枝委員長、畠山大学部長その他と会見し、教員待遇、入試改善、筑波大学の問題等について意見を交換した。
48. 3.15 筑波大学に関連する法的措置についての会長談話を、大学運営協議会がとりまとめた同上の問題点とともに記者会見を行なって公表し、同時に文部大臣、日本学術会議会長その他に参考として送付した。
48. 3.27 人事院との懇談会を開催し、加藤(一)会長、加藤副会長、都留第6常置委員長ならびに鶴田事務局長が、佐藤人事院総裁、佐藤、島田両人事官、増子事務総長等と教官等の待遇改善問題に関し懇談した。
48. 4.13 日本教育心理学会の主催により、大学入試共通学力検査に関し公開シンポジウムが行なわれ、文部省入試改善会議、大学基準協会の代表とともに、本協会よりは前田入試調査特別委員長と谷田第2常置委員長が出席した。
48. 5.20 国立大学協会のメンバーである6国立大学長等(加藤前会長、加藤会長、芦田名古屋大、井上奈良教育大、飯島広島大、後藤大分大各学長)に対し、西独政府から招待があり、5月21日から6月9日までドイツの高等教育の現状の視察と日独大学間の国際交流を促進させる目的をもってドイツ訪問旅行を行なった。  
(各国立大学への意見照会)
48. 5. 1 大学設置審議会大学基準分科会「大学院および学位制度の改善について」(中間報告)に対し、各大学の意見を文部省に提出する等各大学が学内において意見とりまとめを行なった際は、第1常置委員会におけるこれが検討とりまとめの参考として、これを同委員会宛送付されるよう、宮島第1常置委員長名をもって各大学長宛依頼した。  
(資料・連絡強化等)
48. 2.26 来たる6月総会において、常置委員会委員(代表者)の改選が行なわれるので、各常置委員会委員候補者選考資料として会長から各国立大学長宛希望常置委員会を照会した。
48. 3. 5 会員校各大学の協力により実現した国立大学協会々館増築工事完成にあたり、会長より各大学長に対しこの旨報告し感謝の微意を表した。
48. 3.12 入試期特別委員長より、大学入学試験の実施期日の繰り上げは長年の問題であり多数の大学の協力を得たにもかかわらず結局手続期日の関係上今回は見送らざるを得なかった事情について、各大学長に対し報告するとともに礼状を出した。
48. 3.15 筑波大学に関連する法的措置についての会長談話(附大学運営協議会同上問題点)を公表するとともに各大学長に報告した。
48. 3.15 次期(4月1日以降)会長、副会長の選任について3月12日開催の理事会の結果、加

藤東京工大学長が会長に、林東京大学長が副会長に選任された旨鶴田事務局長より各大学長に報告した。

48. 3. 20 「教員養成における大学院の問題」および「教員養成学部を設置基準の問題」等について参考にするため飯島教員養成制度特別委員長より、教員養成系大学ならびに同上学部をもつ大学に対し資料寄贈方依頼した。

48. 3. 23 西独の高等教育視察と日独大学間の交流のため国大協関係者が西独諸大学を訪問するにあたり、会長より文部省、科学技術庁その他関係方面に対しわが国の学術教育の現状を紹介するための資料の寄贈方を依頼した。

48. 4. 26 東京大学より改革フォーラムNo.28, 岐

阜大学より改革準備委員会中間報告「教育体制について」および広島大学より「継続教育・生涯教育専門委員会答申」の寄贈を受けたのでそれぞれ各大学に参考のため送付した。

### 3. 刊行物

- (1) 47. 11 「教員養成制度に関する調査研究報告書」(教員養成制度の現状と問題点)  
教員養成制度特別委員会
- (2) 47. 11 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告  
第3常置委員会
- (3) 会報発行2回(第59号48年2月, 第60号同6月)

窓

### 「新編リンゴの研究」刊行について

国内果実の増産、自由化にともなう輸入果実の急増、消費者の嗜好の変化、生産費とくに労賃の急騰と農業労力の慢性的な不足など、リンゴを取りまくきびしい諸情勢のなかで、大きな転換を迫られている現在、たまたま明年はリンゴ導入より100年目にあたり、種々の行事が予定されている。

本学部も昭和26年に文理学部農学科として発足以来、おおよそ20年の才月を閲し、今日、4学科10講座を擁するまでに発展をとげた。その間、それぞれの専門分野に応じ、地域の最重要産業であるリンゴを対象とした研究を推進し、かなりの成果をおさめ、斯業発展のためいささか寄与するところがあった。

今回、同僚有志相図り、それぞれの業績を中心に、内外の最新の知見をも加えて、リンゴの系統だった研究書として権威のあるものを上梓することとし、そのため数次にわたって会合を重ね論議の結果、書名・内容も決定され、鋭意分担執筆中である。

書名は、本学部創設の功労者である故島善鄰博士が昭和初年に出版され、現在絶版となっている「実験リンゴの研究」にちなんで「新編リンゴの研究」とし、A5判300~400頁を予定している。

内容は生産・流通全般にわたるが、そのうち生産面では、品種更新と関連して最近とみに関心をひいている“おい化栽培”に、とくに、草をさくとともに、流通経済面の諸問題の解析にかなりの比重をおくことにした。

(弘前大学農学部教授 青木二郎)

# C 要 望 書

## 1 大学保健管理施設の増加、 充実について

昭和48年6月20日

国立大学協会

会長 加藤六美

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりましたが、昭和49年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、右要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をお願いいたします。

### 要 望 書

#### 大学保健管理施設の増加、充実について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほかに、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要が生じ、その業務はますます重大性を加えているので、このセンターの設立要旨に従って、さらにこれを増設するとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和48年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤六美

(要望先)

文部省 奥野文部大臣, 村山次官, 井内官房長,  
木田大学学術局長, 安養寺審議官他関係課長  
大蔵省 愛知大蔵大臣, 吉国次官, 相沢主計局長

## 2 国立大学共同利用研修施設 置に関する要望書

昭和48年6月20日

国立大学協会

会長 加藤六美

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年度以降その一部が実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、このたび第52回総会において重ねて本要望書が決議されましたので、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

### 共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一

体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

#### 共同利用研修施設設置要領

##### 1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

##### 2. 施設・設備

- (1) おおよそ 200 名が同時に宿泊利用できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約3,000m<sup>2</sup>
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために十分な用地

##### 3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理に当たる大学の学長または学生部長とする。

##### 4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

#### (要望先)

文部省 奥野文部大臣, 村山次官, 井内官房長,  
木田大学学術局長, 安養寺審議官他関係課長  
大蔵省 愛知大蔵大臣, 吉国次官, 相沢主計局長

### 3 教育・学術・文化に関する国際交流の促進について

昭和48年6月20日

国立大学協会

会長 加藤 六美

国立大学協会は、教育・学術・文化に関する国際交流の現状とその促進の緊要性にかんがみ、このたび第52回総会において別紙のとおり要望書を決議いたしました。については右要望の趣旨をとくと考慮の上、促進方実現について格段の配慮をたまわりますようお願いいたします。

#### 要 望 書

#### 教育・学術・文化に関する国際交流の促進について

教育・学術・文化の国際交流については、政府ならびに関係方面においてすでに多くの努力が払われておりますが、諸外国の間において、今後日本との教育・学術・文化の交流をいっそう活発に行なうよう日本政府ならびに関係諸団体等の努力を望む声が近年とみにたかまっております。

先般ドイツ連邦共和国政府の招きにより、当協会より6名の国立大学長等が西ドイツの大学、学術団体、研究機関等を訪れ関係者と懇談しましたが、大学改革に取り組んでいる西ドイツの事情をいささか明らかにすることができ、得るところが少なくなかったと信じます。またその際、西ドイツ側において、西ドイツと日本



の大学の間の教育・学術・文化の発展に関する相互協力を促進するとともに、両国が相互に対等の方法によって教育・学術・文化の交流をさらに拡大することを強く望んでいることがうかがわれました。

右のような事実に基づき、本協会は今後その組織を通じて、わが国の大学と諸外国の大学の間の緊密な協力関係の確立をはかるべく努力する所存であります。政府ならびに関係諸機関におかれても大学間の国際協力の促進をはかるとともに、教育・学術・文化の交流をいっそう活発化することについて格段の努力を払われ、かつそのために必要な予算の確保を期されるよう要望いたします。

昭和48年6月20日

国立大学協会

会長 加藤六美

(要望先)

文部省 奥野文部大臣、村山次官、井内官房長、  
木田大学術局長、安養寺、笠木両審議官  
他関係課長

大蔵省 愛知大蔵大臣、吉国次官、相沢主計局長

外務省 大平外務大臣、法眼次官、加川審議官  
堀文化事業部長

茅日本学術振興会会長、今国際交流基金理事長、  
石坂日本国際教育協会会長

#### 4 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和48年6月20日

国立大学協会

会長 加藤六美

国立大学協会は、国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第52回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここ

にこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

#### 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性と特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として甚だしく低い状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。殊に現在、高等教育の機会拡大の要請に対処するため、高等教育機関の計画的拡充が必要となっている状態のもとでは、有為の人材を大学にますます多く供給することが急務であり、そのためにも、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であると思われる。

ここにつぎの諸点の実現方をとくに要望する。

#### 1. 国立大学教官等の待遇改善に関する調査会における調査・研究を促進すること

国立大学教官等の待遇改善について、当協会が数年来要望してきた標記の調査会が昨年度ようやく設置された。当協会においても、臨時の小委員会を設けて、具体的な改善案を鋭意検討中であり、できるだけ早く成案を得て同調査会にも提出する予定であるが、同調査会において関係各方面の積極的な協力により早急に抜本的給与改善の具体案が得られるよう促進方配慮されたい。

#### 2. 緊急に待遇改善を要する事項

上述した根本的改善が実現されるまでの間、現行給与体系のなかで少なくともつぎの諸点について緊急に措置されたい。

(1) 中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること

一般公務員および民間の研究職員と比較して、国立大学教官の給与は、中堅および若手層でとくに低い。これらの人々こそ、研究と教育の中心的な担い手であることにかんがみ、初任給の大幅引上げをはかるとともに、昇給曲線を「中だるみ」から「中ぶくらみ」に是正するよう措置されたい。

また、定員制の関係などから上級職への格上げができないため給与が頭打ちをしている現行俸給表を改訂し、研究助手以上の教官の給与体系を一本建てに近いものにするのをあわせて考慮されたい。

(2) 指定職の範囲を拡大し、その定数を大幅に増加させること

教官の給与を引き上げるために指定職乙の制度が設けられているが、現状では定年直前の一部の教官に適用されるのみで、その定数もはなはだ少ない。しかも、指定職乙の最高号俸は、行政職指定局長の最低号俸よりも高くないという現状である。国立大学教官の中には、国際的な学者・研究者が少なくなく、わが国の学術進歩発展につくす重責を担っているが、このような現行制度のままでは、その職責に見合う待遇を与えることが困難である。また、近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある事態も考慮されなければならない。

よって、このさい、指定職全体の適用範囲と定数を大幅に拡充するよう配慮されたい。

具体的には、

- (イ) 研究上教育上特に著しい功績をあげた教官については指定職甲の道を開く。
- (ロ) 大学の部局長の職にあるものについては、現行の管理職手当適用をやめて指定職を同部局長在職期間中適用する。

(ハ) 他方、管理職手当の制度はそのまま残して、これを全学段階の学生委員、補導委員等、学内教育行政の激職にあるものに適用することを検討する。

等のことが考えられる。

右の改善を行なう場合、指定職甲、乙の区別を廃して、これを一本化することも一案であろう。

(3) 研究教育補助職員の給与を大幅に改善すること

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および司書等の果たす役割りは大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性がとみにましてきた。にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するために、別建ての俸給表を新設することを強く要望する。

昭和48年6月20日

国立大学協会

会長 加藤六美

(要望先)

文部省 奥野文部大臣、村山次官、井内官房長、  
木田大学術局長、安養寺審議官他関係課長  
大蔵省 愛知大蔵大臣、吉国次官、相沢主計局長  
人事院 佐藤総裁、佐藤、島田人事官、増子事務総長、尾崎給与局長

## D 資 料

### 1 大学代表者・事務局長の交代 について

国大協総第70号  
昭和48年6月26日

各国立大学事務局長 殿

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

当協会の事務処理の正確を期するため、下記により貴学学長の任期等につき折返しご回報願います。

なお、今後学長更迭（再任の場合を含む）の際は、必ず下記事項をお知らせ願います。

#### 記

1. 学長氏名
2. 任 期(自昭和年月日 至昭和年月日)
3. 学問の専門分野

### 2 学生の正課中における災害事 故対策のすすめ方に関する調 査について（依頼）

国大協議第80号  
昭和48年7月4日

各国立大学長 殿

国立大学協会

第4常置委員会

委員長 池田 敦好

頭書の件につきましては、先般の国立大学協会総会において報告し、一応の御了承を得たかとも考えますが、その節追加お願い致しましたように、委員会としては、いま一度文書により、賛否、御意見を承りたく、ご協力のほどお

願いたします。

なお御多忙中とは存じますが、昭和48年7月末日までに御回答賜りますようお願いいたします。

### 学生の災害事故対策のすすめ方についてのア ンケート

#### I 災害事故対策の基本方針

- 1) 対象を正課中における災害事故に限定する。
- 2) 互助制度（保険制度）を基本にして、そのための制度化を進める。
- 3) しかし、大学における実験、実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国に対しても可能なかぎりの財政的援助を要請する。
- 4) 学生の範囲は、学部および大学院学生とする。

#### II なお実現の形態としては、次のようなことが予想される。

- 1) 現行の学校安全会の一部門として加入するか、あるいは、別個の法人組織がその運営にあたる。
- 2) 一定率の掛金
- 3) 上記の災害事故にたいし、治療費および後遺症にたいする一定の補償金が支払われる。
- 4) 大学としては、おそらく大学全体として、あるいは学部単位での加入ということになるであろう。

（以上II項については、委員会としても具体的に検討するところまでできていない）

以上I項を基本方針として、国大協として関

係方面に制度の実現化を要望する件について

(いずれかに○印)

賛 成  
反 対  
保 留

意 見：

### 3 国立大学の入試期に関するアンケート調査について(照会)

国大協総第81号

昭和48年7月11日

各国立大学長 殿

国立大学協会

第2常置委員会

委員長 谷 田 関 次

入試期特別委員会

委員長 加 藤 六 美

#### 1. 国立大学協会における従来の審議・検討の経過の概要

1) 国立大学の入学試験の期日については、昭和40年6月の総会においてI期・II期の現行制度の改善がとりあげられ、以来第2常置委員会において改善案について検討にあたったが結論を得ることが出来なかった。

2) その後、昭和43年に入試期特別委員会を設け、検討を引継ぎ、昭和45年4月さらに第2常置委員会においてもアンケート調査を実施した。その結果は、現在のI期・II期の組み合わせを修正して、2期制度の存続に賛成する大学が過半数を占めた。

3) そこで、入試期特別委員会において「組み替え」について審議・検討の上、昭和47年1月「入学試験期日組み替え方針」についてアンケート調査を行なった。

その結果、組み替え方針に賛成校のうち、無条件賛成はその半数に達せず、過半数のものは何等かの条件をつけていた。また、I期校とII期校とでは、本質的に異なった認識をもっており、I期校の過半数はこの方針に反対であり、II期校は逆に過半数が賛成であった。

以上の結果、組み替え方針案を推進していく積極的な判断が得られないとの結論に達した。

4) 以上の経過においては、「2回の受験の機会を与える」という文部省の従来の基本方針にそって、種々改善案が検討されてきたわけである。

5) そこで、昭和48年3月、入試期特別委員会として、文部省に対し、既に当協会よりしばしば提案した全国一斉に入試を行なうこと、ならびにこれに関連して「2回の受験の機会を与える」という従来の文部省の方針を現在も堅持しているかどうかについてただしたところ、現在は必ずしもこれを固執しないという意向が判った。その後4月文部省より全国一斉1回制に対する当協会の意見を求めてきた。

#### 2. 国立大学入試期に関するアンケート調査

今回上記のような経過と趣旨により入試期について、ご意見を伺うことにいたしましたので、別紙「入試期に関するアンケート」の項目についてご検討の上9月30日までにご意見をお聞かせ願います。

(別 紙)

入試期に関するアンケート

貴大学名

※ 記載上の注意

①次の項目のいずれかに○印をつけて下さい。

②特にご意見がある場合は、下欄に記入して下さい。

A 全国一斉1回制とするのがよい。

B 現行どおりの1期・2期の2回制でよい。

C その他の方法（具体的に記入して下さい。）

.....  
——ご意見——

#### 4 大学における予算上の問題点

(48. 5. 11)  
(東京大学調査)

1. 新規に設置された施設・設備等についての  
要員・運営費等の整備の促進

○ 研究所及び学部の研究施設において設置  
当時の研究部門計画数が未設置のまま、完成を  
みないものがあるが、早期に残余の研究部門を  
設置して研究体制を確立する必要がある。

○ 教育実習施設及び共同利用施設についても  
設置目的に沿った教育・研究事業の円滑実施を  
計るため、ひきつづき必要な要員、運営費の増  
員・増額が緊要である。また、一部の附属施設  
にあっては設定されて以来、その運営費が永年  
増額されない施設もあり、これらは実態に即した  
経費の計上が必要である。

○ 大型の特別設備については、その効率的利用、  
安全管理等を計るうえにも要員の配置、運営費の  
計上（増額）が不可欠である。

2. 外注経費等の増額（定員減に関連）

○ 建物管理等大学運営に必要な施設・設備の  
保守にかかる外注経費

○ 事務の機械化（電算機導入）を行なう場合の  
諸経費

3. 公害・災害対策の促進

○ アイソトープ施設の整備

○ 実験廃液排水処理施設の整備

○ 塵芥処理・焼却施設の整備

○ 職員の保健及び安全保持のため必要な特殊  
業務従事者についての特別健康診断費（人事院  
規則10—4）の計上

○ 消防法に抵触する建物の整備

○ 病院における患者の安全管理体制の強化  
確立

4. 学生の教育環境及び福利厚生施設の整備

5. 病院運営費の増額

○ 賃金職員対策及び診療管理費の増額

○ 保育所対策

○ 看護要員の待遇改善（夜勤交替時の通勤  
対策、看護婦寄宿舎の改善等）

6. 教職員の福利厚生・職場環境の整備・改善  
（公務員宿舎の増設、冷暖房設備の適用地区  
拡大等）

7. その他

○ 一般教育課程の教育環境改善・整備

○ 非実験講座（学科目・部門）を実験講座に  
改訂（特に社会学関係）

○ 人文系部局の現地調査旅費の計上

○ 宿日直対策（単価の増額、業務当直の適用）

- 学園としての環境整備促進
- 老朽建物の大型改修促進

## 5 「全国共通第1次試験に関する まとめ」についてのアンケート 回答状況

(48・1・8現在)

照会	76大学
	344学部等（分校・教養部は 学部準じて算入した）
内訳	学部 291
	分校 19
	教養部 34
回答	74大学
	316学部等

### A 「まとめに」に対する総括的意見

1. 本構想に賛成で、具体化への前進のぞむ	80
2. ほぼ賛成だが一部要変更	27
3. 趣旨には賛成なお要大幅変更	18
4. 趣旨はわかるが現段階では賛否表しがたい	128
5. 内容にわからぬ点あり判断できぬ	5
6. 本構想に不賛成現行方式でよい	18
7. 本構想に不賛成現行方式の改善でよい	20
8. 本構想および現行方式以外の別個方式 によれ	4
(その他) 統一できぬ(7)保留(4)賛否半(2)	
検討中(3)	16

## 窓

### 原爆返還資料について

終戦直後の物資欠乏と混乱の時代であった昭和20年9月から12月までの間に、米国からわが国に前後2回にわたって原子爆弾の影響に関する調査団が派遣されている。この派遣団と当時日本側で既に発足していた研究班とが一緒になって日米合同で原爆の影響に関して調査が行なわれるようになった。その際、当時の占領下という特殊事情もあって、収集された材料で米国に持ち帰られ保管されていた資料が昭和48年5月に28年ぶりに米国陸軍病理研究所から広島大学原爆放射能医学研究所に返還された。

返還された被爆関係資料は、広島及び長崎における建物等の被害状況、人体に与えた傷害の写真、当時被爆された方々の診療記録や不幸にして死亡された方々の剖検記録、その病理ホルマリン固定標本、そのパラフィンブロック或はそれらの顕微鏡標本のスライド及びその顕微鏡写真などである。以上の資料は広島及び長崎関係に分けて、それぞれの大学の原医研で保管されている。

医学の診療カルテなどプライバシーに関係するものを除いて成る丈け多くの人々に見て戴き且つ考えて戴くために公開を行なっている。すでにこれらの資料については広島及び長崎においてパネル展示が行なわれている。人それぞれの思いがあることであろう。

原爆による影響はあらゆる面で、現在でも残っている。医学の領域においても同様であって、原爆による色々の障害によって多くの人々がなご苦しんでいる状態であって、数多くの未解決の問題が残されている。

返還された貴重な資料は人類にとって重要な意義を持つものである。この意味から、国際的にも関心ある学者に公開し意見を交換し、問題解決を早めるために、十分整理を行ない公開の準備が進められている。

(広島大学原爆放射能医学研究所教授 岡本直正)

## E そ の 他

### ● 寄贈図書

Universitas vol. 15

Stuttgart

岐阜大学改革準備委員会中間報告——教育体制  
について——

岐阜大学

大学院および学位制度の改善について（中間報  
告）

自然科学関係学術情報の流通・利用の実態調査  
昭和47年度 大学入学者選抜実態調査結果の概  
要

昭和46年度 大学図書館実態調査結果報告

昭和48年度 国立大学長会議資料

以上文部省

教育学部紀要 第21号

北海道大学教育学部

教育学部紀要（教育学部門）第18集高校調査書  
（内申書）に関する調査研究（第一次報告）

大学入試に関するアンケート票

大学入学試験に関する調査研究

以上九州大学教育学部

学位論文第13集

徳島大学

第10回全国保健管理研究集会報告書

全国大学保健管理協会

Annualreport of Tokyo university of agricu-  
lture and technology

東京農工大

弘前大学20年史

弘前大学

大学キリスト者51

大学キリスト者

東京大学における官庁刊行物の収集・整理

東京大学総合図書館

研究紀要第3巻

西日本工業大学

国立大学学生健康保険組合に関する調査資料  
（報告書）昭和47年12月

近畿大学学生健康保険

互助組合学生部会

富山大学改革に関する答申書 昭和48年3月

富山大学

## 野尻湖のナウマン象と石器

この三月末、長野県北部の野尻湖に老若男女1,200人が集まり、8年ぶりの第五次発掘を行なった。そのようすは数十人のジャーナリストによって全国的に報道されたから、記憶しておられる向きも多いと思うが、成果は、これを企画推進した当のわれわれが呆然とするほどのものであった。

初日にナウマン象の象牙と臼歯が、二日目にオオツノ鹿の掌状の角が、三日目に象牙と掌状角が相並んで、そして四日目、ついに紛れもない石器と骨器が出土した。まるで順序を決めておいたかのように、次々と、より重大なものが出たのだから、参加者の興奮は日ごとに高まっていった。

この結果、長い間、南方系と考えられて来たナウマン象と、氷河期の象徴ともいうべきオオツノ鹿とが、2～3万年前の日本に共存していたこと、そこにまた、旧石器時代の人間が共存していたこと、などが確証された。この点に関する限り、仮説や推測の時代は終わったのである。

筆者自身は、この方面の研究について門外漢でもあり、参加者としては比較的冷静に眺める立場にあったが、小学生から第一線の専門家までが、それぞれの興味とレベルに応じ、最先端の研究に熱中するのを見て、実にすばらしいと思った。

学問的にいえば、それは日本の考古学・人類学・第四紀学にとって画期的成果であるが、もう一つ注目したいのは、このような形の研究——子供からおとなまでの自主的参加——こそが、科学を本当に国民のものとする方向を示しているのではあるまいか、という点である。

今回の成果は近く「国土と教育」19号に発表されるが、この成果を予測し、発掘の指針ともなった井尻正二氏の「化石」（岩波新書）とあわせて、読んでいただければ幸いである。

（信州大学理学部教授 山下 昇）

## 編 集 後 記

- 今回は、大阪大釜洞学長から先生の貴重な人生記録「思い出づるままに」を頂いた。「窓」欄には弘前大、信州大、広島大からそれぞれの関係記事を頂いた。感謝する。
- 第52回総会（6月開催）では、規定によつて2年毎の役員・委員の全面改選が行なわれた。本号にその新名簿を載せた。
- 国大協事務局はいま大学改革に関する第3次調査研究と入試改善の問題に当面して忙がしく過している。